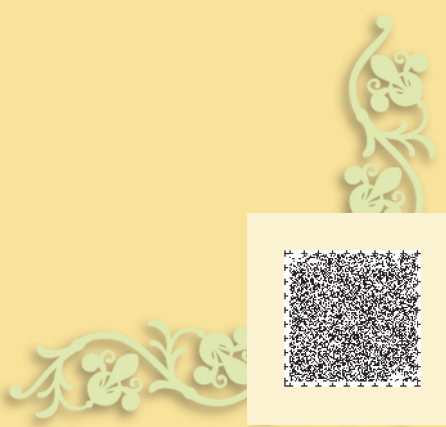





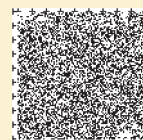
第6期鎌倉市障害福祉サービス計画

(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))



令和3年(2021年)3月

鎌 倉 市



はじめに



今回、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間の第6期鎌倉市障害福祉サービス計画（第2期鎌倉市障害児福祉計画を含む）を策定しました。

本市では、平成31年（2019年度）4月に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を施行し、多様性を認め、お互いを思い、自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現に向け、障害者二千人雇用事業、くらしと福祉の相談窓口、バリアフリー対応ビーチなどの取組をはじめています。

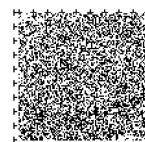
また、令和2年度（2020年度）4月にSDG'S・共創・共生の視点に配慮して第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画を策定し、本市の将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」として、その実現に向けて市民や市内事業所の皆様と共に歩んでいるところです。

さて、この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画です。国の基本指針を踏まえ、成果目標、障害福祉サービス等の見込量などを定め、地域に必要とされる社会資源等の充実を図っていくための指標となるものです。計画に基づき、障害児者の地域生活を支援する障害福祉サービス等の提供体制の確保が図られるよう、一步一步着実に鎌倉市の障害福祉を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただきました鎌倉市障害者福祉計画推進委員会の皆様、ご意見・ご提言をいただきました鎌倉市障害者支援協議会をはじめ関係団体の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

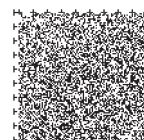
令和3年（2021年）3月

鎌倉市長 松尾 崇

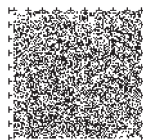


目次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
第2章 障害者の状況	5
1 障害者数	5
2 身体障害者の状況	7
3 知的障害者の状況	10
4 精神障害者の状況	12
5 障害児支援の状況	15
6 特別支援教育の状況	18
7 障害者就労の状況	20
第3章 成果目標	23
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	23
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	24
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	25
4 福祉施設から一般就労への移行等	26
5 障害児支援の提供体制の整備等	28
6 相談支援体制の充実・強化等	30
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	31
第4章 障害福祉サービス等の見込量	32
1 障害福祉サービス等の見込量	33
(1) 訪問系サービス	33
(2) 日中活動系サービス	35
(3) 居住系サービス	39
(4) 相談支援	41
2 障害児通所支援等の見込量	43
(1) 障害児通所支援	43
(2) 障害児相談支援	45
(3) 家族支援体制整備	46
3 地域生活支援事業の見込量	47
(1) 必須事業	47
(2) その他実施する事業（市任意事業）	54



第5章	計画の進行管理	57
1	障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会	57
2	P D C A サイクル	57
3	鎌倉市障害者支援協議会	58
資料編		59
1	計画策定の経過	59
2	障害者施策に係る主な法制度等の動向	60
3	障害者福祉計画策定に係るアンケート調査結果（概要版）	66
4	障害福祉サービス提供実態調査（概要版）	92
5	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例	101
6	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則	102
7	鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿	103
8	鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱	104
9	用語解説	105



1 計画改定の趣旨

(1) 国の動向

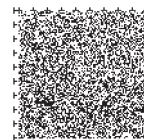
国では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの拡充等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年（2013年）4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。平成30年（2018年）4月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

平成26年（2014年）1月に国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成28年（2016年）4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

さらに、令和3年（2021年）には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、地域共生社会の実現に向けた重層的な支援の体制整備等を進めることが求められています。

(2) 神奈川県動向

神奈川県では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」を目指し、平成28年（2016年）10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しました。また、平成30年（2018年）3月に「神奈川県障がい福祉計画」、平成31年（2019年）3月に「かながわ障がい者計画」を策定し、障害者施策を推進しています。



(3) 鎌倉市障害者福祉計画について

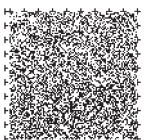
本市では、平成30年（2018年）3月に「第3期鎌倉市障害者基本計画」、「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」を策定し、障害のある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができるように様々な支援を行ってきました。

「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」の計画期間が令和2年度（2020年度）をもって終了することから、本市の障害者施策を計画的に推進するため、新たに令和3年度（2021年度）を初年度とした「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画」を策定します。

(4) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の様々な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。（厚生労働省「『地域共生社会』の実現に向けて」より。）本市では、この「地域共生社会」の方向性を明文化するため、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年（2019年）4月1日から施行しました。条例では、市、市民及び事業所が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に協力しながら、1.個性や多様性の尊重、2.支え合い・助け合い、3.活動に参画する機会の確保を基本理念として取組むことを規定しています。

そこで、「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画」については、これらの基本理念を踏まえ、策定します。



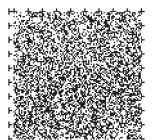
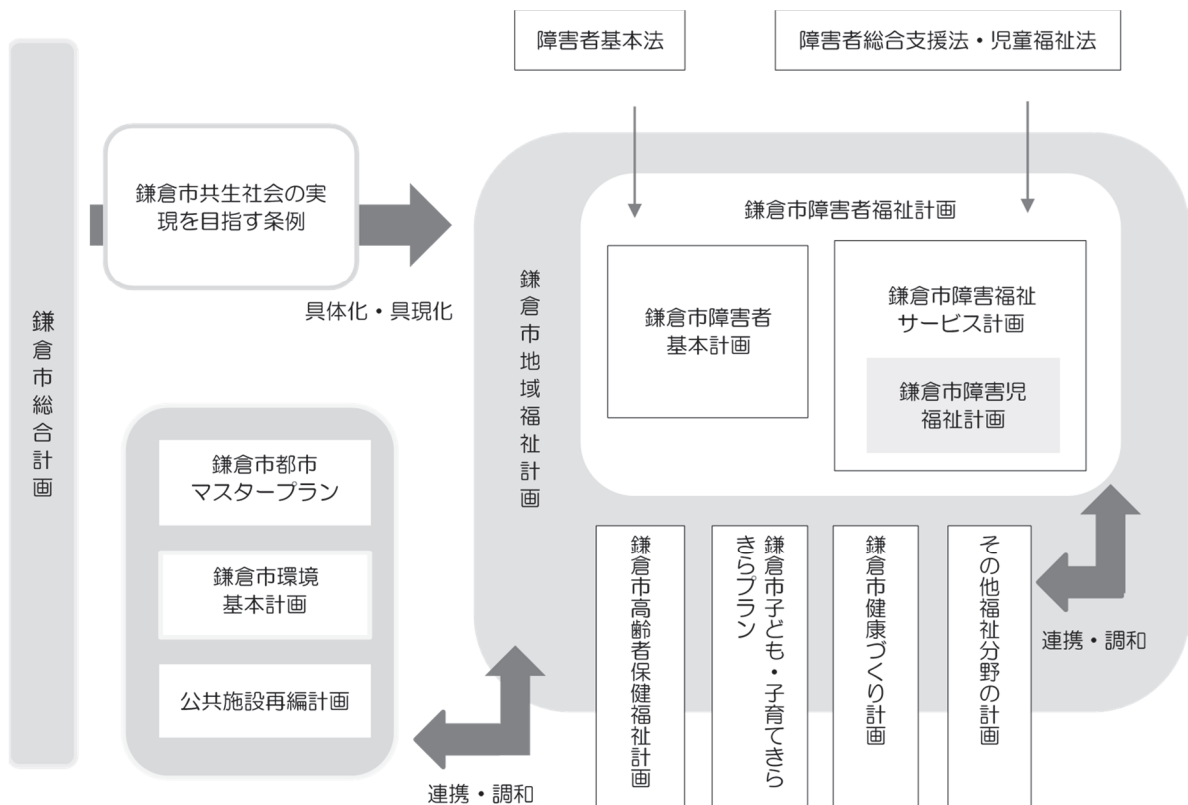
2 計画の位置づけ

「鎌倉市障害者福祉計画」は「鎌倉市障害者基本計画」と「鎌倉市障害福祉サービス計画」で構成されています。

「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県「かながわ障がい者計画」を基本とし、鎌倉市における障害者のための施策に関する基本的な計画となります。福祉だけでなく、保健医療、教育、雇用・就労など、広い分野にわたって本市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画に位置づけられます。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で構成されています。国の定める基本指針に即した、障害福祉サービス及び障害児通所サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施に関する計画となります。「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービス及び障害児通所サービス等の給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定するものです。

「鎌倉市障害者福祉計画」は、「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」「鎌倉市地域福祉計画」の部門別計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市健康づくり計画」「鎌倉市住宅マスタープラン」など、関連する他の行政計画とも連携しながら施策の推進を図っていきます。



3 計画期間

① 鎌倉市障害者基本計画

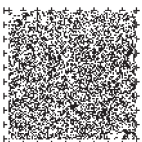
「第3期鎌倉市障害者基本計画」は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間を計画期間とします。

② 鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画

「鎌倉市障害福祉サービス計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。現行の「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」（第1期障害児福祉計画を含む）は平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間としており、新たに策定する「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画」（第2期障害児福祉計画を含む）は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とします。

国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合には、計画期間中でも見直しを行うこととします。

	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
鎌倉市 障害者基本計画	第3期					
鎌倉市 障害福祉サービス 計画	第5期			第6期		
鎌倉市 障害児福祉計画	第1期			第2期		



1 障害者数

令和2年（2020年）4月1日の鎌倉市の障害者数（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、7,423人です。同日の鎌倉市総人口が、172,493人であり、障害者の総人口に占める比率は約4.3%です。ただし、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、神奈川県統計値により、令和2年（2020年）3月31日現在の数となっています。

障害者手帳所持者数全体の推移は、平成28年度（2016年度）と比べ、5.1%の増加となっていますが、このうち特に精神障害者保健福祉手帳所持者数が、26.0%と大きな増加率となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数が総人口に占める構成比率も、平成28年度（2016年度）の0.68%から、令和2年度（2020年度）は0.86%に増えるなど、年々上昇しています。身体障害者手帳所持者数については、77.7%が65歳以上であるため、人口の自然減の影響も受け、平成28年度（2016年度）からの4年間の増減率については、1.5%減少しています。

2-1-1 障害者手帳所持者数の推移

	総人口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計
平成28年度 (2016年度)	172,755人	4,943人 (2.86%)	933人 (0.54%)	1,186人 (0.68%)	7,062人 (4.09%)
平成29年度 (2017年度)	172,352人	4,974人 (2.88%)	983人 (0.57%)	1,241人 (0.72%)	7,198人 (4.17%)
平成30年度 (2018年度)	172,194人	4,924人 (2.86%)	996人 (0.58%)	1,321人 (0.77%)	7,241人 (4.21%)
令和元年度 (2019年度)	172,321人	4,935人 (2.86%)	1,028人 (0.60%)	1,397人 (0.81%)	7,360人 (4.27%)
令和2年度 (2020年度)	172,493人	4,869人 (2.82%)	1,060人 (0.61%)	1,494人 (0.86%)	7,423人 (4.30%)
上記年度期間の 増減率	▲0.2%	▲1.5%	13.6%	26.0%	5.1%

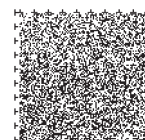
（資料）障害福祉課

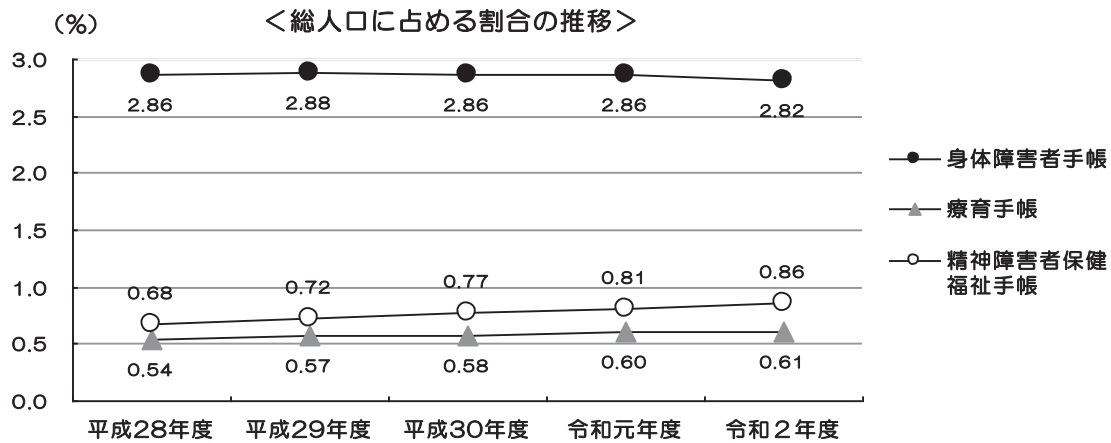
各年度4月1日現在

※ 人口は、平成27年国勢調査の確報値を基礎として住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加算して推計したものです。

※ () 内の数値は、総人口に対する割合

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、各前年度3月31日現在





年齢区分別障害者手帳所持者数は、3障害ごとで、年齢区分別の構成が大きく異なっています。身体障害者手帳所持者数については、65歳以上が最も多く77.7%、療育手帳所持者数については、18～39歳が最も多く39.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、40～64歳が最も多く59.6%となっています。

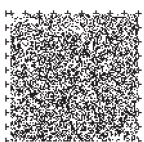
2-1-2 年齢区分別障害者手帳所持者数の状況

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
18歳未満 (構成比率)	96人 (2.0%)	289人 (27.3%)	30人 (2.0%)	415人 (5.6%)
18～39歳 (構成比率)	156人 (3.2%)	421人 (39.7%)	394人 (26.4%)	971人 (13.1%)
40～64歳 (構成比率)	832人 (17.1%)	284人 (26.8%)	891人 (59.6%)	2,007人 (27.0%)
65歳以上 (構成比率)	3,785人 (77.7%)	66人 (6.2%)	179人 (12.0%)	4,030人 (54.3%)
合計 (構成比率)	4,869人 (100.0%)	1,060人 (100.0%)	1,494人 (100.0%)	7,423人 (100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター、障害福祉課 令和2年(2020年)4月1日現在

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年(2020年)3月31日現在

※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢区分は、「19歳以下」「20～39歳」「40～64歳」「65歳以上」



2 身体障害者の状況

令和2年（2020年）4月1日の鎌倉市における身体障害者手帳所持者数は、4,869人です。

障害等級別の身体障害者手帳所持者数については、1級、2級の重度障害者が51.7%と過半数を占めています。

平成28年度（2016年度）からの4年間の増減率については、5級、6級が、それぞれ8.2%、17.6%増加しています。1級、2級、3級、4級は、それぞれ4.5%、2.1%、2.7%、1.7%減少しています。

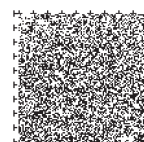
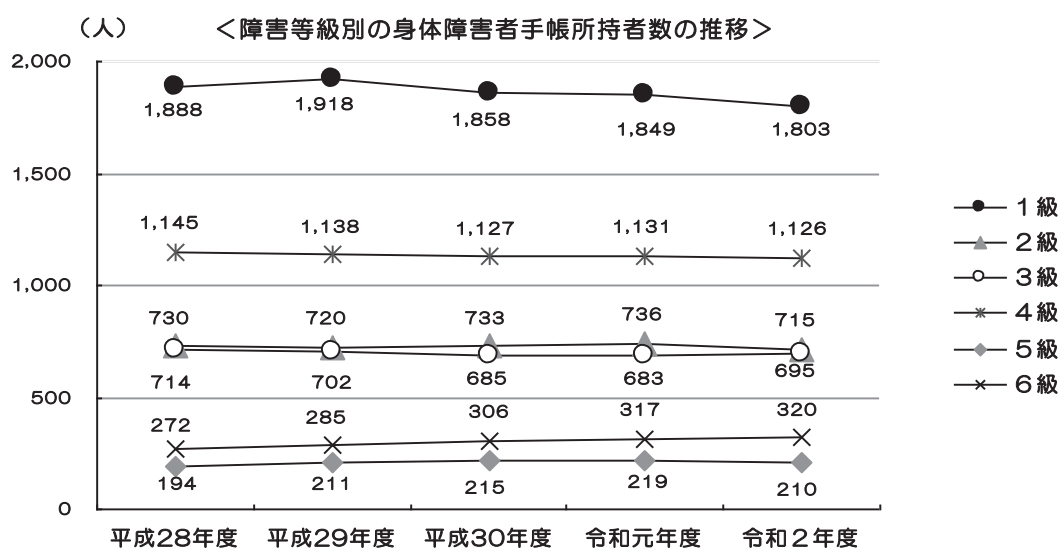
2-2-1 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	1,888人 (38.2%)	730人 (14.8%)	714人 (14.4%)	1,145人 (23.2%)	194人 (3.9%)	272人 (5.5%)	4,943人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	1,918人 (38.6%)	720人 (14.5%)	702人 (14.1%)	1,138人 (22.9%)	211人 (4.2%)	285人 (5.7%)	4,974人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	1,858人 (37.7%)	733人 (14.9%)	685人 (13.9%)	1,127人 (22.9%)	215人 (4.4%)	306人 (6.2%)	4,924人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	1,849人 (37.5%)	736人 (14.9%)	683人 (13.9%)	1,131人 (22.9%)	219人 (4.4%)	317人 (6.4%)	4,935人 (100.0%)
令和2年度 (2020年度) (構成比率)	1,803人 (37.0%)	715人 (14.7%)	695人 (14.3%)	1,126人 (23.1%)	210人 (4.3%)	320人 (6.6%)	4,869人 (100.0%)
前年度比	97.5%	97.1%	101.8%	99.6%	95.9%	100.9%	98.7%
上記年度期間 の増減率	▲4.5%	▲2.1%	▲2.7%	▲1.7%	8.2%	17.6%	▲1.5%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在

※ 1級（重度）⇔ 6級（軽度）



障害種別の身体障害者手帳所持者数の構成比率は、肢体不自由が全体の46.9%と約半数を占めています。次に、内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の各障害）が36.0%で多くを占めています。

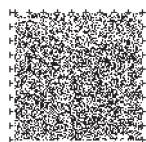
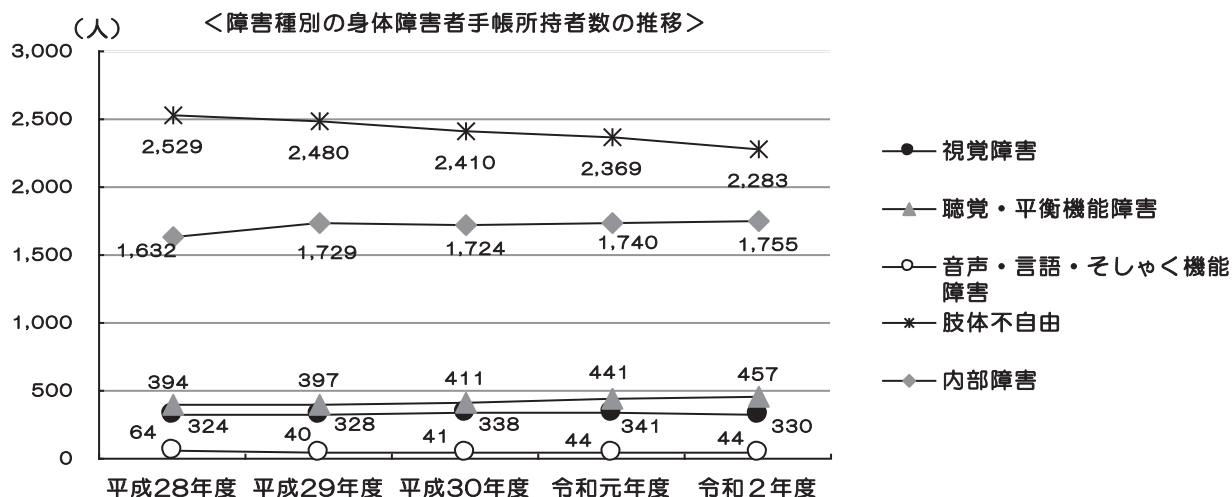
平成28年度（2016年度）からの4年間の増減率については、聴覚・平衡機能障害が16.0%、内部障害が7.5%、音声・言語・そしゃく機能障害が4.8%、視覚障害が1.9%それぞれ増加しています。また、肢体不自由が9.7%減少しています。

2-2-2 障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	324人 (6.6%)	394人 (8.0%)	64人 (1.3%)	2,529人 (51.2%)	1,632人 (33.0%)	4,943人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	328人 (6.6%)	397人 (8.0%)	40人 (0.8%)	2,480人 (49.8%)	1,729人 (34.8%)	4,974人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	338人 (6.9%)	411人 (8.3%)	41人 (0.8%)	2,410人 (48.9%)	1,724人 (35.0%)	4,924人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	341人 (6.9%)	441人 (8.9%)	44人 (0.9%)	2,369人 (48.0%)	1,740人 (35.3%)	4,935人 (100.0%)
令和2年度 (2020年度) (構成比率)	330人 (6.8%)	457人 (9.4%)	44人 (0.9%)	2,283人 (46.9%)	1,755人 (36.0%)	4,869人 (100.0%)
前年度比	96.8%	103.6%	100.0%	96.4%	100.9%	98.7%
上記年度期間の増減率	1.9%	16.0%	4.8%	▲9.7%	7.5%	▲1.5%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在



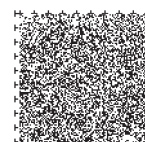
障害種別・年齢区別の身体障害者手帳所持者数の状況については、障害全種別で、年齢が上がることに伴って増加しており、特に65歳以上の高齢者の比率が高くなっています。

2-2-3 障害種別・年齢区別の身体障害者手帳所持者数の状況

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合 計
18歳未満 (構成比率)	6人 (0.1%)	15人 (0.3%)	0人 (0.0%)	59人 (1.2%)	16人 (0.3%)	96人 (1.9%)
18～39歳 (構成比率)	12人 (0.3%)	28人 (0.6%)	1人 (0.0%)	94人 (1.9%)	21人 (0.4%)	156人 (3.2%)
40～64歳 (構成比率)	53人 (1.1%)	57人 (1.2%)	10人 (0.2%)	434人 (8.9%)	278人 (5.7%)	832人 (17.1%)
65歳以上 (構成比率)	259人 (5.3%)	357人 (7.3%)	33人 (0.7%)	1,696人 (34.9%)	1,440人 (29.6%)	3,785人 (77.8%)
合 計 (構成比率)	330人 (6.8%)	457人 (9.4%)	44人 (0.9%)	2,283人 (46.9%)	1,755人 (36.0%)	4,869人 (100.0%)

(資料) 障害福祉課

令和2年(2020年)4月1日現在



3 知的障害者の状況

令和2年（2020年）4月1日の鎌倉市における療育手帳所持者数は、1,060人です。

障害程度別の療育手帳所持者数については、最重度（A1）が20.9%、重度（A2）が21.6%、中度（B1）が24.3%、軽度（B2）が33.2%となっています。

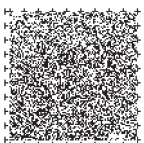
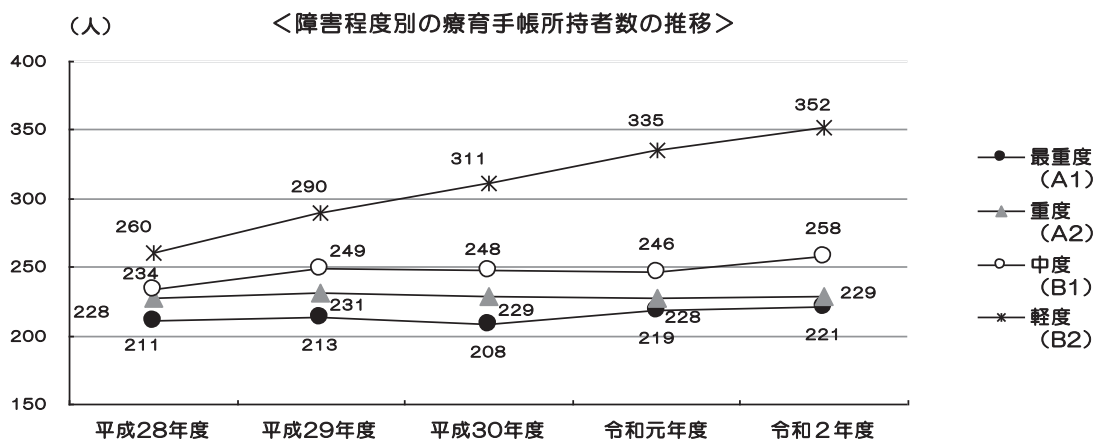
平成28年度（2016年度）からの4年間の増減率については、全体で13.6%の増加となっています。その中で軽度（B2）の増加率が35.4%と最も高くなっています。次いで中度（B1）の増加率が10.3%になっています。

2-3-1 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

	最重度（A1） IQ20以下	重度（A2） IQ21～35	中度（B1） IQ36～50	軽度（B2） IQ51以上	合計
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	211人 (22.6%)	228人 (24.4%)	234人 (25.1%)	260人 (27.9%)	933人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	213人 (21.7%)	231人 (23.5%)	249人 (25.3%)	290人 (29.5%)	983人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	208人 (20.9%)	229人 (23.0%)	248人 (24.9%)	311人 (31.2%)	996人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	219人 (21.3%)	228人 (22.2%)	246人 (23.9%)	335人 (32.6%)	1,028人 (100.0%)
令和2年度 (2020年度) (構成比率)	221人 (20.9%)	229人 (21.6%)	258人 (24.3%)	352人 (33.2%)	1,060人 (100.0%)
前年度比	100.9%	100.4%	104.9%	105.1%	103.1%
上記年度期間の 増減率	4.7%	0.4%	10.3%	35.4%	13.6%

(資料) 障害福祉課

各年度4月1日現在



障害程度別・年齢区分別の療育手帳所持者数の状況については、すべての障害程度で18～39歳の割合が最も高くなっています。

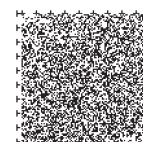
また、年代別で最も多いのは、18歳未満、18～39歳未満では軽度（B2）、40～64歳、65歳以上では、中度（B1）となっています。

2-3-2 障害程度別・年齢区分別の療育手帳所持者数の状況

	最重度（A1） IQ20以下	重度（A2） IQ21～35	中度（B1） IQ36～50	軽度（B2） IQ51以上	合 計
18歳未満 （構成比率）	49人 （4.6%）	48人 （4.5%）	50人 （4.7%）	142人 （13.4%）	289人 （27.2%）
18～39歳 （構成比率）	95人 （9.0%）	81人 （7.6%）	102人 （9.6%）	143人 （13.5%）	421人 （39.7%）
40～64歳 （構成比率）	69人 （6.5%）	80人 （7.6%）	81人 （7.6%）	54人 （5.1%）	284人 （26.8%）
65歳以上 （構成比率）	8人 （0.8%）	20人 （1.9%）	25人 （2.4%）	13人 （1.2%）	66人 （6.3%）
合 計 （構成比率）	221人 （20.9%）	229人 （21.6%）	258人 （24.3%）	352人 （33.2%）	1,060人 （100.0%）

（資料）障害福祉課

令和2年（2020年）4月1日現在



4 精神障害者の状況

令和2年（2020年）3月31日の鎌倉市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1,494人です。

障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数については、2級が最も多く66.7%となっています。

平成28年度（2016年度）からの4年間の増減率については、全体で26.0%の増加となっています。その中で3級の増加率が64.7%と最も高くなっています。

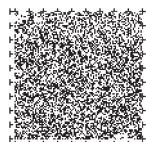
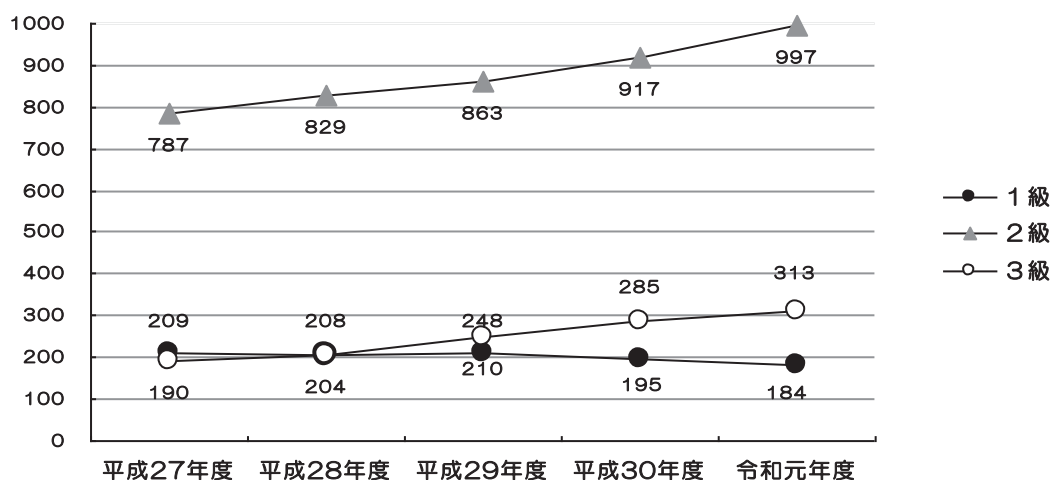
2-4-1 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	合計
平成27年度 (2015年度) (構成比率)	209人 (17.6%)	787人 (66.4%)	190人 (16.0%)	1,186人 (100.0%)
平成28年度 (2016年度) (構成比率)	208人 (16.8%)	829人 (66.8%)	204人 (16.4%)	1,241人 (100.0%)
平成29年度 (2017年度) (構成比率)	210人 (15.9%)	863人 (65.3%)	248人 (18.8%)	1,321人 (100.0%)
平成30年度 (2018年度) (構成比率)	195人 (14.0%)	917人 (65.6%)	285人 (20.4%)	1,397人 (100.0%)
令和元年度 (2019年度) (構成比率)	184人 (12.3%)	997人 (66.7%)	313人 (21.0%)	1,494人 (100.0%)
前年度比	94.4%	108.7%	91.1%	106.9%
上記年度期間の 増減率	▲12.0%	26.7%	64.7%	26.0%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター

各年度3月31日現在

(人) <障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



年齢区別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況については、40～64歳が最も多く、59.6%となっています。

2-4-2 年齢区別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

	精神障害者保健福祉手帳所持者数
19歳以下 (構成比率)	30人 (2.0%)
20～39歳 (構成比率)	394人 (26.4%)
40～64歳 (構成比率)	891人 (59.6%)
65歳以上 (構成比率)	179人 (12.0%)
合 計 (構成比率)	1,494人 (100.0%)

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター
令和2年(2020年)3月31日現在

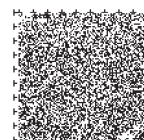
令和2年(2020年)3月31日現在の鎌倉市における自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、2,469人です。

平成27年度(2015年度)から4年間の増減率については15.2%の増加となっています。

2-4-3 自立支援医療費(精神通院医療)受給者数の推移

	自立支援医療(精神通院医療)受給者数
平成27年度 (2015年度)	2,144人
平成28年度 (2016年度)	2,191人
平成29年度 (2017年度)	2,294人
平成30年度 (2018年度)	2,385人
令和元年度 (2019年度)	2,469人
上記年度期間の 増減率	15.2%

(資料) 神奈川県精神保健福祉センター
各年度3月31日現在

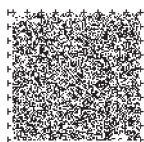


年齢区分別の自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況については、40～64歳が最も多く、60.6%となっています。

2-4-4 年齢区分別の自立支援医療（精神通院医療）受給者数の状況

	自立支援医療（精神通院医療）受給者数
19歳以下 （構成比率）	63人 （2.6%）
20～39歳 （構成比率）	596人 （24.1%）
40～64歳 （構成比率）	1,496人 （60.6%）
65歳以上 （構成比率）	314人 （12.7%）
合 計 （構成比率）	2,469人 （100.0%）

（資料）神奈川県精神保健福祉センター
令和2年（2020年）3月31日現在



5 障害児支援の状況

(1) 鎌倉市における障害児支援体制の整備状況

本市では昭和52年（1977年）に「障害児福祉センターあおぞら園（現：児童発達支援センターあおぞら園）」を開設し、障害のある子どもへの支援を行ってきました。昭和58年（1983年）に療育相談担当を設置し、神奈川県補助事業として「地域療育システム推進事業」を開始し、乳幼児健診後のフォローグループや巡回相談事業などを行ってきました。

また、平成18年（2006年）には、ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備し、発達支援システムネットワークを設置しました。

さらに、平成21年度（2009年度）には、発達が「少し気になる」という段階から相談ができるよう、子育て支援の観点からこどもみらい部に発達支援室を設置し、早期発見、早期支援の体制整備を進めてきました。

平成20年度（2008年度）からは、発達障害等の早期発見、適切な支援のため、実施対象園において5歳児すこやか相談事業を実施しています。段階的に実施対象園を増やし、平成25年度（2013年度）からは鎌倉市在住のすべての5歳児（年中年齢児）を対象として実施しています。

発達支援室において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、保育士、児童指導員などの専門職が、支援を必要とする子どもの相談や支援を行っています。また、幼稚園・保育園・認定こども園などに在籍する支援を必要とする子どもが地域社会で成長していくことができるよう、専門職が園を訪問し園への助言を行う、巡回相談事業を実施しています。

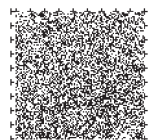
令和元年度（2019年度）から、医療的ケア児の協議の場として、発達支援システム推進協議会を位置づけました。また、令和2年度（2020年度）からは、より身近な地域で相談を受けることができるようアウトリーチ型の相談として出張相談実施に向けた整備を行っています。

さらに、令和3年度（2021年度）からは、児童発達支援センターあおぞら園の運営に関して、指定管理者制度を導入し、民間活力を生かし、更なる障害児支援の充実を図ります。

(2) 発達障害児への支援

発達障害は、発達障害者支援法において、「自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他、これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障害児は、得意なことと苦手なことの差が大きく得意なことは優れた能力を発揮するため、周囲からは本人のわがままや親のしつけの問題と誤解されることも多く見受けられます。発達障害児のすこやかな成長のためには、本人の特性に応じた環境調整と周囲の理解が不可欠であり、発達障害に対する理解・啓発は発達障害児への支援として重要であることから、保護者や支援者、一般市民を対象とした発達障害への理解・啓発講演会を毎年実施しています。



また、平成29年度（2017年度）からは、身近な支援者の発達障害理解促進と具体的な対応のスキルアップを目的とした人材育成のための講座を実施し、発達支援サポーターの育成を行っています。

他にも、育成した人材が地域の小・中学校でサポーターとして活動するしくみを構築し、令和元年度（2019年度）から、活動を開始しています。令和2年度（2020年度）からは、就学前のこどもが生活する場である幼稚園・保育園・認定こども園での実施に向けてモデル園1園にてトライアル実施を行っています。

2-5-1 療育、言語、リハビリ相談・巡回相談の受付件数

	新規相談受付件数			巡回相談					
	発達	言語	リハビリ	巡回数			相談件数		
				発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ
平成29年度 (2017年度)	171件	106件	79件	57回	52回	28回	176件	100件	68件
平成30年度 (2018年度)	244件	100件	64件	53回	36回	29回	176件	76件	79件
令和元年度 (2019年度)	229件	124件	69件	66回	52回	28回	206件	122件	75件

(資料) 発達支援室

2-5-2 5歳児すこやか相談事業の実施状況

	対象児童数	支援が必要な児童数	支援が必要な児童の割合
平成29年度 (2017年度)	1,264人	124人	9.8%
平成30年度 (2018年度)	1,145人	140人	12.2%
令和元年度 (2019年度)	1,157人	149人	12.8%

(資料) 発達支援室

2-5-3 児童発達支援センターあおぞら園の実利用児童数（児童発達支援）

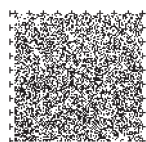
	児童発達支援センターあおぞら園（児童発達支援） （基本的生活習慣・情緒・社会性などの発達の援助）
平成29年度 (2017年度)	26人
平成30年度 (2018年度)	30人
令和元年度 (2019年度)	27人

(資料) 発達支援室

2-5-4 発達支援指導実利用児童数

	①リハビリ指導 (転びやすい・手先が不器用 などの感覚運動発達の指導)	②言語指導 (ことばの遅れ・発音が 不明瞭・吃音などの指導)	③発達指導 (友だちとのかかわりや集団 生活上の心配に対する個別指導 やグループ指導)
平成29年度 (2017年度)	64人	78人	46人
平成30年度 (2018年度)	52人	98人	62人
令和元年度 (2019年度)	42人	112人	79人

(資料) 発達支援室

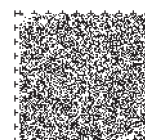


2-5-5 幼稚園・保育園等への障害児の通園状況

	私立幼稚園		市立保育園		私立保育園等		合計	
	児童数	施設数	児童数	児童数	児童数	施設数	児童数	施設数
平成29年度 (2017年度)	47人	15箇所	34人	5箇所	28人	12箇所	109人	32箇所
平成30年度 (2018年度)	33人	10箇所	42人	5箇所	29人	14箇所	104人	29箇所
令和元年度 (2019年度)	47人	15箇所	33人	10箇所	48人	11箇所	128人	36箇所

(資料) 発達支援室、保育課

※ 幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数
 保育園児童数は、障害児保育推進特別対策事業費補助金対象児童数等



6 特別支援教育の状況

本市では、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育を推進しています。障害の有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、個に応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進し、児童生徒の自立や社会参加に向けた「生きる力」の育成を目指した教育を行っています。

各学校においては、校内委員会を設置し、教育相談コーディネーターを中心に、関係者が共通理解を図りながら一人ひとりの支援について確認・検討し、必要に応じて関係機関との連携による支援も行います。また、小・中学校児童生徒への生活や移動介助の支援として、特別支援学級補助員・学級介助員を、小学校児童の学習支援として、スクールアシスタントを配置しています。

特別支援学級は小学校11校、中学校9校設置しており、令和2年（2020年）5月1日現在176人の児童生徒が在籍しています。また、小学校の通常学級に在籍する児童に、きこえやことばの課題を克服するための専門的な指導を行う通級指導教室を3校、ソーシャルスキルトレーニングを行う通級指導教室を2校設置しており、約300人が通級しています。

特別支援学校高等部卒業生の進路状況の推移については、生活介護事業所、就職などが多い状況となっています。本市としては、今後、特別支援学校高等部に在籍している児童を中心に進路先の確保に向けて、関係機関との調整を図る等の支援を行ってまいります。

2-6-1 特別支援学級児童生徒数及び学級数

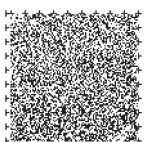
単位：人、学級

	小学校		中学校		合計	
	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
知的障害	42	12	21	8	63	20
自閉スペクトラム症・情緒障害	63	12	39	10	102	21
肢体不自由	5	1	2	1	7	2
弱視	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	1	1	1	1	2	2
難聴	2	1	0	0	2	1
合計	113	27	63	20	176	46

(資料) 教育指導課

令和2年（2020年）5月1日現在

※ 市立小学校全16校中及び市立中学校全9校中



2-6-2 言語・難聴・情緒通級指導教室への通級児童数（小学校）

単位：人

	児童数
難聴	1
言語	181
情緒	110
合計	292

（資料）教育指導課

令和2年（2020年）5月1日現在

2-6-3 特別支援学校在籍児童生徒数（市内在住のみ）

単位：人

	小学部	中学部	合計
知的障害	11	6	17
肢体不自由	8	2	10
聴覚障害	2	0	2
視覚障害	0	1	1
病弱	0	1	1
合計	21	10	31

（資料）教育指導課

令和2年（2020年）5月1日現在

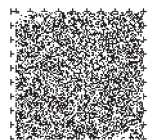
2-6-4 特別支援学校高等部卒業生の進路状況

単位：人

	在宅	療養介護	地域活動支援センター	生活介護事業所	就労継続支援事業所A型	就労継続支援事業所B型	自立訓練事業所 （機能訓練・生活訓練）	就労移行支援事業所	神奈川県能力開発センター	障害者職業能力開発校	専攻科	大学	就職	合計
平成29年度 （2017年度）	1	2	1	4	1	1	4	2	0	0	0	0	3	19
平成30年度 （2018年度）	0	0	1	5	0	1	2	1	0	0	1	1	4	16
令和元年度 （2019年度）	2	0	0	14	1	2	1	1	0	0	0	1	6	28

（資料）障害福祉課

※ 各年度末における神奈川県鎌倉養護学校及び藤沢養護学校の卒業生の進路



7 障害者就労の状況

鎌倉市独自の取組として、市内の障害者二千人の雇用を目指す「鎌倉市障害者二千人雇用事業」を実施しています。この事業の一環として、平成30年（2018年）4月に「ワークステーションかまくら」、同年6月に「鎌倉市障害者二千人雇用センター」を設置しています。

「ワークステーションかまくら」は就労を目指す障害者を対象に、一般就労へ向けて仕事のスキルや社会性を身に付けてもらうことを目的に設置し、支援員の指導のもと、スキルアップをするための支援を行っています。

「鎌倉市障害者二千人雇用センター」は障害者の社会参加、自立に向け、障害者雇用を促進することを目的とし、障害者と障害者を雇用する企業及び福祉事業所をサポートしています。

これらの取組により、就労者数は平成30年度（2018年度）には1,468人、令和元年度（2019年度）には1,529人と増加しています。

（1）鎌倉市障害者二千人雇用事業の状況

<p>就労者数の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所において就労している障害者 ・市外の事業所において就労している鎌倉市民の障害者 <p>※ 就労の形態、雇用契約の有無は問わない。</p>

2-7-1 鎌倉市障害者二千人雇用就労者数の推移

	一般就労者数	福祉的就労者数	合計
事業開始時	—	—	1,411人
平成30年度 (2018年度)	624人	844人	1,468人
令和元年度 (2019年度)	680人	849人	1,529人

(資料) 障害福祉課 令和2年（2020年）3月31日現在
 ※ 福祉的就労者数には、生活介護と地域活動支援センター分を含む。

2-7-2 鎌倉市障害者二千人雇用センターの状況

（ア）相談・支援件数

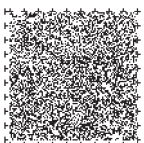
		合計
平成30年度 (2018年度)	新規	141件
	継続	865件
令和元年度 (2019年度)	新規	97件
	継続	1,812件

(資料) 障害福祉課

（イ）登録者数

	登録者数
平成30年度 (2018年度)	55人
令和元年度 (2019年度)	78人

(資料) 障害福祉課



(ウ) 一般就労者数

	一般就労者数
平成30年度 (2018年度)	7人
令和元年度 (2019年度)	23人

(資料) 障害福祉課

(エ) 職場定着支援の実施状況

	職場定着支援実施件数
平成30年度 (2018年度)	29人
令和元年度 (2019年度)	674人

(資料) 障害福祉課

※1 同一人物に対し、複数回実施含む。

※2 平成30年度は職場訪問支援の実施件数のみを計上していましたが、令和元年度はその他の支援も含めた実施件数となっています。

(オ) 企業等に対する支援の実施状況

	相談・支援件数
平成30年度 (2018年度)	155件
令和元年度 (2019年度)	507件

(資料) 障害福祉課

(2) ワークステーションかまぐららの状況

2-7-3 ワークステーションかまぐらら会計年度事務職員の状況

	精神障害	知的障害	合計
平成30年度 (2018年度)	4人	2人	6人
令和元年度 (2019年度)	5人	3人	8人

(資料) 障害福祉課

2-7-4 障害者就業支援員の状況

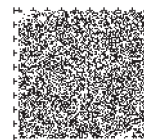
	職員数	備考
平成30年度 (2018年度)	2人	非常勤職員で、作業療法士2名
令和元年度 (2019年度)	3人	非常勤職員で、作業療法士1名・社会福祉士1名・精神保健福祉士1名

(資料) 障害福祉課

2-7-5 ワークステーションかまぐららへの依頼作業の状況

	作業依頼 (件数)	備考
平成30年度 (2018年度)	415件	庁内40課等から依頼
令和元年度 (2019年度)	518件	庁内44課等から依頼

(資料) 障害福祉課



【参考】ハローワーク藤沢管内の状況

2-7-6 ハローワーク藤沢管内の人口

	人口	構成比率
鎌倉市	172,071人	19.2%
藤沢市	434,752人	48.5%
茅ヶ崎市	241,854人	27.0%
寒川町	48,400人	5.3%
合計	897,077人	100.0%

(資料) 藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和2年(2020年)3月1日現在

2-7-7 雇用状況

(企業全体の常用労働者数が45.5人以上の事業主から、報告を求め、集計作成したもの)

		ハローワーク藤沢(現所管)
企業数		355箇所
常用雇用労働者数		63,367.5人
常用雇用障害者数		1,254.5人
実雇用率	平成29年度 (2017年度)	1.86%
	平成30年度 (2018年度)	1.93%
	令和元年度 (2019年度)	1.98%
雇用率達成企業割合	平成29年度 (2017年度)	50.6%
	平成30年度 (2018年度)	44.9%
	令和元年度 (2019年度)	44.9%

(資料) 藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和元年(2019年)6月1日現在

※ 法定雇用率は民間企業(従業員43.5人以上)が2.3%、国、地方公共団体等が2.6%、都道府県等の教育委員会が2.5%です。(令和3年(2021年)3月時点)

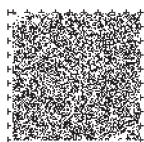
※ 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。
重度障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5人として算定。

2-7-8 ハローワーク藤沢における職業紹介状況

	新規求職申込件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	合計
平成29年度 (2017年度)	277件	168件	528件	54件	1,027件
平成30年度 (2018年度)	299件	172件	488件	38件	997件
令和元年度 (2019年度)	220件	154件	442件	45件	861件
前年度比	73.5%	89.5%	90.5%	118.4%	86.3%

	就職件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	合計
平成29年度 (2017年度)	76件	68件	169件	14件	327件
平成30年度 (2018年度)	83件	90件	210件	11件	394件
令和元年度 (2019年度)	65件	83件	180件	10件	338件
前年度比	78.3%	92.2%	85.7%	90.9%	85.7%

(資料) 藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和元年(2019年)6月1日現在



障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が示した基本指針に即して、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保に向けた本市の成果目標や今後の考え方を示します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する人の目標値を設定します。

（1）福祉施設から地域生活への移行者数

【基本指針に定める目標値】

- 令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする。

【本市の成果目標】

項目	数値	備考
令和元年度（2019年度）末の施設入所者数（A）	111人	
【目標】 令和5年度（2023年度）末の地域生活移行者数（B）	7人	（A）のうち、6.3%以上が地域生活へ移行

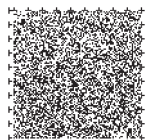
（2）施設入所者数の削減

【基本指針に定める目標値】

- 令和5年度（2023年度）末の施設入所者数を令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

【本市の成果目標】

項目	数値	備考
新たな施設入所者数（C）	5人	令和5年度（2023年度）までに新たに施設入所が必要な利用者数見込
令和5年度（2023年度）末の施設入所者数（D）	109人	令和5年度（2023年度）末の利用者数見込（A-B+C）
【目標】 施設入所者数削減見込（E）	2人	差引減少見込数（A-D）



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

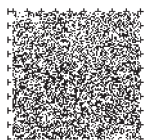
精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進することが求められています。

【 基本指針に定める活動指標 】

- ・ 市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、その運用状況について検証しながら精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

【 本市の状況・今後の考え方 】

- ・ 鎌倉市障害者支援協議会の精神保健福祉部会を保健・医療・福祉関係者による協議の場に位置付けており、年4回程度会議を開催しています。
- ・ 精神保健福祉部会において、地域の課題を共有し、精神障害者が暮らしやすい地域体制の構築に向けて協議を重ねてまいります。
- ・ 県でも保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しており、本市としては、県とも連携を図りながら精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。



3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者等が地域で安心して暮らしていけるよう、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して担う体制等の整備の推進が求められています。

地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能

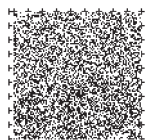
- 相談（地域移行、親元からの自立など）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホームなど）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性、対応力向上など）
- 専門性（人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

【基本指針に定める活動指標】

- ・ 令和5年度（2023年度）末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上、運用状況の検証及び検討を行う。

【本市の状況・今後の考え方】

- ・ 障害のある人の高齢化・重度化、親亡き後や緊急時を見据え、地域生活支援拠点に集約される機能を、地域の中の複数の機関が連携して担う“面的”な体制を基本として整備していきます。基幹相談支援センターをはじめとする既存の資源を活かしながら、支援体制の整備の推進と充実を図ります。また、鎌倉市障害者支援協議会等にて、年1回以上、運用状況の検証及び検討を行います。



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労支援施設等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を利用して一般就労へ移行する人、また、移行する人のうち、就労定着支援を利用する人の数及び就労定着支援事業を利用した人の職場定着率について、目標値を設定します。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

【 基本指針に定める目標値 】

- 令和5年度（2023年度）中の一般就労への移行者数を、令和元年度（2019年度）の移行者数の1.27倍以上とする。

この際、就労移行支援事業は、令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型事業は、令和元年度（2019年度）の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は、概ね1.23倍以上を目指すこととする。

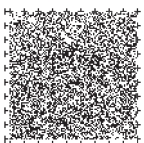
【 本市の成果目標 】

項目	数 値	備 考
令和元年度（2019年度）の一般就労への移行者数	31人	
【 目標 】 令和5年度（2023年度）の一般就労への移行者数	40人	令和元年度（2019年度）の移行者数の1.29倍

項目	数 値	備 考
令和元年度（2019年度）の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	7人	
【 目標 】 令和5年度（2023年度）の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	10人	令和元年度（2019年度）の移行実績の1.43倍以上

項目	数 値	備 考
令和元年度（2019年度）の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	2人	
【 目標 】 令和5年度（2023年度）の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	3人	令和元年度（2019年度）の移行実績の1.5倍

項目	数 値	備 考
令和元年度（2019年度）の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	9人	
【 目標 】 令和5年度（2023年度）の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	12人	令和元年度（2019年度）の移行実績の1.33倍



(2) 就労定着支援事業の利用者数

【基本指針に定める目標値】

- 就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

【本市の成果目標】

項目	数値	備考
令和5年度（2023年度）の就労移行支援事業等による一般就労移行者（A）	10人	
【目標】 令和5年度（2023年度）の就労定着支援事業の利用者数	7人	（A）のうち7割が就労定着支援事業を利用

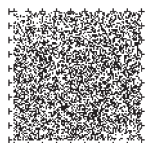
(3) 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

【基本指針に定める目標値】

- 令和5年度（2023年度）において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【本市の成果目標】

項目	数値	備考
【目標】 令和5年度（2023年度）において就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上



5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供体制を整備することが求められています。

(1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

【基本指針に定める目標値】

- 令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。

【本市の状況、今後の考え方】

- 令和3年度（2021年度）からは、児童発達支援センターあおぞら園の運営に指定管理者制度を導入し、保育所等訪問支援、障害児相談支援の拡充や専門職による支援の充実を図ります。また、児童発達支援センターあおぞら園、障害児通所支援事業所、発達支援室との連携を強化していきます。
- 地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進し地域支援機能を強化していきます。具体的には、出張相談の実施、幼稚園・保育園等の職員の障害児支援の中核となる人材育成のための、発達支援コーディネーター養成事業を実施します。また、保護者が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレント・トレーニングを実施し、家族支援の充実を推進します。

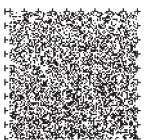
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【基本指針に定める目標値】

- 令和5年度（2023年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

【本市の状況・今後の考え方】

- 本市においては、保育所等訪問支援を実施している事業所は2か所となっています。あおぞら園の指定管理者制度導入後は、障害のある子どもが地域で集団生活を送ることができるように、実施対象者の拡大を図っていきます。



(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【 基本指針に定める目標値 】

- ・ 令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保する。

【 本市の状況・今後の考え方 】

- ・ 本市では、児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、児童の状況に応じて重症心身障害児の受入れ、対応を個別に行っている事業所があります。
- ・ 現在医療的ケア児の受入れが可能な事業所の確保等の課題があり、今後は、地域のニーズに対応できるように、更なる支援体制の充実を図ります。

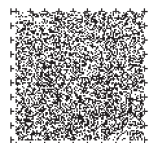
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【 基本指針に定める目標値 】

- ・ 医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）末までに各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。
- ・ 令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

【 本市の状況・今後の考え方 】

- ・ 医療的ケア児支援の協議の場として令和元年度（2019年度）より「鎌倉市発達支援システムネットワーク」の推進協議会を位置づけました。
- ・ 今後は、本市で活動している医療的ケア児の支援にかかるコーディネーターの役割や具体的な支援の在り方を検討するなど、協議の場の活用を検討していきます。



6 相談支援体制の充実・強化等

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するために、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化する体制の確保が求められています。

【 基本指針に定める活動指標 】

- ・ 総合的・専門的な相談支援体制及び地域の相談支援体制の強化を図る。

【 本市の状況・今後の考え方 】

- ・ 本市においては、地域における相談支援体制及び関係機関のネットワークの強化等を目的として、基幹相談支援センターを設置しています。

基幹相談支援センターが実施している相談支援体制の強化に係る事業

○総合相談・専門相談に関すること

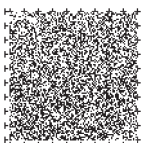
- ・ 事業所等からの障害に関する相談への助言、関係機関紹介

○地域の相談支援体制の強化に関すること

- ・ 相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・ 相談支援事業者の人材育成
- ・ 相談支援事業者との連携強化
- ・ 市職員への研修

令和3年（2021年）3月31日時点現在

- ・ 今後は、障害者等及びその家族が抱える複雑な課題に対応するため、基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業所が実施する相談支援の更なる充実等、地域の相談支援体制の強化を図ります。また、地域共生社会の理念を踏まえ、各種のニーズに対応できる総合的相談支援や障害の種別に応じた専門的な相談支援の実施体制を確保していきます。



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を受けられるようにすることが必要です。そのため、サービス等の質の向上に向けた取組を強化することが求められています。

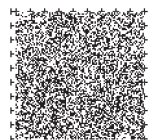
【 基本指針に定める活動指標 】

- 令和5年度（2023年度）末までに都道府県および各市町村において、下記の事項について障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築する。

- 障害福祉サービス等に係る各種研修への市町村職員の参加、活用
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有
- 指導監査の適切な実施および関係市町村との結果の共有

【 本市の状況・今後の考え方 】

- 障害福祉サービスの質を向上させるための取組の強化を図るため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加を通して、障害福祉サービス等について理解を深め、適切なサービスを提供できるようにします。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と審査結果を共有する機会を設けます。
- 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果の情報共有に努めます。



障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス等の見込量は、国が基本指針で示す見込量の算定内容を参考に過去のサービス量の実績値を分析し、地域の実情を踏まえた上で設定することとしています。

本計画では、令和元年度（2019年度）に市が実施した「障害者福祉計画策定に係るアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）」及び「鎌倉市障害福祉サービス提供実態調査（以下「実態調査」という。）」の結果から障害者等のサービス利用に関する意向や今後のサービス提供事業所の動向も勘案し、見込量を設定しました。

なお、令和元年度（2019年度）の実績は令和2年（2020年）3月の実績であるため、新型コロナウイルスの影響を受け、過去の実績と比較し数値が変動していると考えられるサービスも見受けられます。そこで、見込み量についてはそのような背景も考慮した上で算定しました。

【参考】国の算定方式に基づいた見込量の算出方法

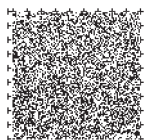
過去のサービス量実績値を基に伸び率を求めます。今回は平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの過去5か年分のサービス量の実績に係る伸び率を求め、その伸び率をもとに、幾何平均を算出します。幾何平均は各年度の伸び率を掛け合わせ、その累乗根から求めます。掛け合わせた伸び率が4個であれば、その伸び率の4乗根が幾何平均（A）となります。算出した幾何平均を、平成元年度（2019年度）の実績値（B）に乘じ、各年度の見込量を計算しました。令和3年度（2021年度）の見込量はBにAの2乗を掛けた数値、令和4年度（2022年度）の見込量はBにAの3乗を掛けた数値、令和5年度（2023年度）の見込量はBにAの4乗を掛けた数値としています。

※ 厚生労働省「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」より

また、地域生活支援事業に関しては、各事業の特性や過去の実績等を踏まえて見込量を算定しています。

これらの見込量の確保に努め、強度行動障害や高次脳機能障害を含めた障害児者に対して、サービスの提供において適切な支援体制の充実を図ります。

なお、第4章に記載されている事業所数及び定員総数は令和2年（2020年）4月1日時点の状況となっています。ただし、令和元年度（2019年度）実績として記載されている事業所数は令和2年（2020年）3月31日時点の状況となっています。



1 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

【事業名と内容】

事業名	内容
① 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。
② 重度訪問介護	在宅の常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、または重度の知的・精神障害者で行動障害を有する人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。
③ 同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
④ 行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しく困難を有する障害児者で、常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量】

「居宅介護」事業所は市内に31箇所あります。地域生活においてニーズが高いサービスであり、見込量については、過去の実績を踏まえ、推計しました。

「重度訪問介護」事業所は市内に30箇所ありますが、過去の実績は全て市外事業所によるものです。見込量については、過去の実績や潜在的なニーズも踏まえ、推計しました。

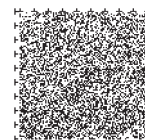
「同行援護」事業所は市内に10箇所あります。見込量については、過去の実績や潜在的なニーズ等も踏まえ、推計しました。

「行動援護」事業所は市内に3箇所あります。利用量は年々増加しており、見込量については、過去の実績を踏まえ、推計しました。

「重度障害者等包括支援」については、全国的に事業所数が少なく、国の調査によると、令和元年（2019年）12月時点で全国に9箇所しかありません。

本市においても令和2年（2020年）4月時点で事業所はなく、利用の見込みもありません。

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
① 居宅介護 ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護 ⑤ 重度障害者等 包括支援	5475.5 時間/月	7,100 時間/月	7,923 時間/月	8,754 時間/月
	241 人/月	269 人/月	286 人/月	303 人/月

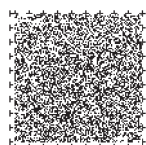


【 見込量の確保のための方策 】

居宅介護等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）については、在宅の障害者の地域生活を支援する訪問系のサービスです。地域における障害特性の多様化、障害の重度化、障害者の高齢化に伴い、全体的に増加が見込まれます。介護や支援を必要とする障害者等へのサービス提供が保障されるよう、サービス提供事業者や相談支援事業者と連携して、訪問系サービスを実施していきます。

【 （参考）見込量の事業別内訳 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
① 居宅介護	3,367.5 時間/月	3,900 時間/月	4,100 時間/月	4,300 時間/月
	176 人/月	195 人/月	205 人/月	215 人/月
② 重度訪問介護	1,295 時間/月	1,750 時間/月	2,250 時間/月	2,750 時間/月
	5 人/月	7 人/月	9 人/月	11 人/月
③ 同行援護	490 時間/月	875 時間/月	925 時間/月	975 時間/月
	33 人/月	35 人/月	37 人/月	39 人/月
④ 行動援護	323 時間/月	575 時間/月	648 時間/月	729 時間/月
	27 人/月	32 人/月	35 人/月	38 人/月
⑤ 重度障害者等 包括支援	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月



(2) 日中活動系サービス

【 事業名と内容 】

事業名	内容
① 生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
② 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「B型(非雇用型)」は、雇用契約を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
⑤ 就労定着支援	一般就労に移行した障害者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
⑥ 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
⑦ 短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 障害者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。

【 見込量 】

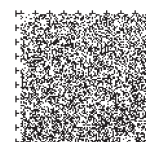
① 生活介護

市内事業所は11箇所あり、定員総数は306人となっています。

生活介護の見込量については、過去の実績、養護学校の卒業予定者や新規利用者、地域移行者等の動向を踏まえ、推計しています。

※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

事業名	参考(実績)	第6期計画(見込量)		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 生活介護	6,471 人日/月	7,000 人日/月	7,100 人日/月	7,200 人日/月
	347 人/月	350 人/月	355 人/月	360 人/月



② 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

市内事業所は生活訓練についてのみ2箇所あり、定員総数は30人となっています。
見込量については、過去の実績を踏まえ、推計しています。

※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
② 自立訓練	機能訓練	0人日/月	18人日/月	18人日/月	18人日/月
		0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
	生活訓練	214人日/月	248人日/月	255人日/月	262人日/月
		21人/月	35人/月	38人/月	42人/月

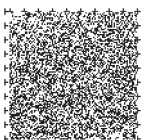
③ 就労移行支援

市内事業所は4箇所あり、定員総数は66人となっています。

就労移行支援の見込量については、過去の実績、養護学校の卒業予定者、新規利用者の他、実態調査によるとサービス提供の方向性を「拡大」する見通しとしている市内事業所が4事業所あることも踏まえ、推計しました。

※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
③ 就労移行支援		618人日/月	800人日/月	960人日/月	1,120人日/月
		44人/月	50人/月	60人/月	70人/月



④ 就労継続支援（A型、B型）

就労継続支援A型の市内事業所は5箇所あり、定員総数は72人となっています。

就労継続支援B型の市内事業所は18箇所あり、定員総数は330人となっています。

それぞれの見込量については、過去の実績、養護学校の卒業予定者、新規利用者、就労移行支援利用者の移行等を踏まえ、推計しました。

なお、それぞれ実態調査によると、サービス提供の方向性を「拡大」「現状維持」としている事業所が多いことも踏まえ見込量を設定しています。

※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
④ 就労継続支援	A型	636 人日/月	840 人日/月	940 人日/月	980 人日/月
		34 人/月	45 人/月	47 人/月	49 人/月
	B型	3,332 人日/月	3,580 人日/月	3,710 人日/月	3,846 人日/月
		245 人/月	269 人/月	282 人/月	296 人/月

⑤ 就労定着支援

市内事業所は2箇所あります。

就労定着支援の見込量については、過去の実績、現に利用している者の数、就労移行支援事業所等から一般就労への移行者数の見込や利用者のニーズの他、実態調査によると新規参入予定の市内事業所が2事業所あることも踏まえ、推計しました。

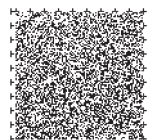
事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑤ 就労定着支援	22 人/月	27 人/月	32 人/月	37 人/月

⑥ 療養介護

市内事業所は1箇所あり、定員総数は72人となっています。

療養介護の見込量については、重症心身障害者等のニーズ、18歳未満の重症心身障害児施設の入所者数等を踏まえ、推計しました。

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑥ 療養介護	16 人/月	18 人/月	20 人/月	21 人/月



⑦ 短期入所（ショートステイ）

市内事業所は福祉型が3箇所、医療型が2箇所あり、定員総数は16人（＋空床型）となっています。

短期入所の見込量については、サービス未利用者の潜在的なニーズ、介護を担う家族の高齢化、レスパイトや緊急時対応、地域生活への移行の推進の他、福祉型については、実態調査から新規参入予定の市内事業所が2箇所あることも踏まえ、推計しました。

※人日／月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑦ 短期入所 （ショート ステイ）	福祉型	600 人日/月	700 人日/月	750 人日/月	800 人日/月
		72 人/月	115 人/月	125 人/月	135 人/月
	医療型	7 人日/月	40 人日/月	50 人日/月	60 日/月
		2 人/月	8 人/月	10 人/月	12 人/月
	合計	607 人日/月	740 人日/月	800 人日/月	860 人日/月
		74 人/月	123 人/月	135 人/月	147 人/月

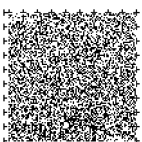
【 見込量の確保のための方策 】

日中活動系サービスは、入所及び通所施設で昼間の活動を支援するサービスです。今後も、ニーズの増加が見込まれることもあり、介護や支援を必要とする障害者へのサービス提供ができるよう、サービス提供事業者と連携して日中活動系サービスを実施します。また、障害者等の地域生活を支える基本となるサービスであるため、新規で事業を行う意向のある事業者の把握に努め、情報提供等を行うこと等により多様な事業者の参入を促進します。

【 共生型サービスについて 】

障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉制度で受けてきたサービスを同じ事業所で継続して受けやすくする事等を目的として、平成30年度（2018年度）から障害福祉制度と介護保険制度で共通する「共生型サービス」が位置づけられました。これにより、介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくなり、より柔軟に必要な支援を確保できるようになりました。サービス利用においては、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとの連携がより重要となっています。

本市では、実態調査によると、市内障害福祉事業所のうち3箇所が新規参入予定と回答しています。今後は、様々なニーズに対応したサービス提供体制の確保を目指し、共生型サービスの拡充に努めます。



(3) 居住系サービス

【 事業名と内容 】

事業名	内容
① 自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしを希望する障害者に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応を行います。
② 共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
③ 施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【 見込量 】

① 自立生活援助

自立生活援助の見込量については、過去の利用実績はありませんが、サービス未利用者の潜在的なニーズや福祉施設等からの地域移行者を踏まえ、推計しました。

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
① 自立生活援助	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月

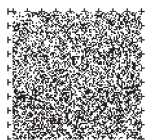
② 共同生活援助（グループホーム）

市内事業所は27箇所あり、定員総数は130人となっています。

共同生活援助（グループホーム）の見込量については、利用ニーズや地域移行者数の他、実態調査によると新規参入予定の市内事業所が2箇所あることも踏まえ、推計しました。

介護者の高齢化が進む中で、親亡き後の地域生活における居住の場としても利用ニーズは高く、地域移行の観点からも引続き体制整備が求められています。

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
② 共同生活援助 （グループホーム）	141人/月	166人/月	180人/月	195人/月
	27箇所	29箇所	30箇所	31箇所



③ 施設入所支援

市内事業所は1箇所あり、定員総数は50人となっています。

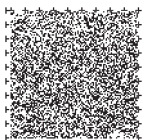
施設入所支援の見込量については、施設入所者の地域移行の方針に従い、推計しました。

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
③ 施設入所支援	111人/月	110人/月	110人/月	109人/月

【 見込量の確保のための方策 】

共同生活援助（グループホーム）を実施している事業者への支援を行っていきます。また、実態調査によると新規参入予定の市内事業所が2箇所あることも踏まえ、引き続き体制整備に努めていきます。

施設入所支援については、地域移行者や施設入所待機者の動向を踏まえながらサービス量の確保に努めます。



(4) 相談支援

障害福祉サービス等の支給決定の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障害福祉サービス等の利用計画を作成し、モニタリングを行う「計画相談支援」や、福祉施設からの退所や病院等からの退院等に伴い、一定期間集中支援を行うことが必要となる者の相談支援を行う「地域相談支援」として「地域移行支援・地域定着支援」を実施します。

計画相談支援及び地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を必要とする利用者数を勘案し、相談支援を行う事業者と連携して、計画作成を進めていきます。また、地域移行支援及び地域定着支援を必要とする利用者への支援も実施していきます。

【 事業名と内容 】

事業名	内容
① 計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する人に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
② 地域移行支援	施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
③ 地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【 見込量 】

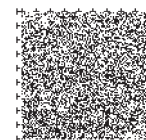
① 計画相談支援

市内事業所は11箇所あります。

障害福祉サービス等の利用計画を作成し、モニタリングを実施する計画相談支援は、サービス利用に際して必須となることからサービス利用計画の作成等を必要とする利用者数を見込んで、推計しました。

本市では、計画相談支援の導入率が高く、障害福祉サービス利用者の9割以上が計画相談支援を利用しています。今後も、市内の相談支援事業所等と連携し、充実が求められる精神障害や発達障害の分野にも対応できるように相談支援体制の整備を進めます。

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
① 計画相談支援	221人/月	244人/月	256人/月	268人/月



② 地域移行支援

市内事業所は3箇所あります。

地域移行支援の見込量については、過去の実績や、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行支援が今後より求められていくことを考慮し、推計しました。

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
② 地域移行支援	3人/年	10人/年	12人/年	14人/年

③ 地域定着支援

市内事業所は3箇所あります。

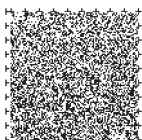
地域定着支援の見込量については、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行者数と過去の実績を考慮し、推計しました。

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
③ 地域定着支援	1人/年	4人/年	6人/年	8人/年

【 見込量の確保のための方策 】

基幹相談支援センター、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関、地域包括支援センターなどの関係機関との連携強化や、神奈川県が実施する相談支援従事者初任者研修・相談支援専門員現任研修等について幅広く周知を行うことで多様化・複雑化した課題に対応できるような相談支援体制を整備していきます。

また、障害者のニーズを受け止めた質の高い相談支援を利用できるよう、相談支援事業所連絡会等の開催や相談支援従事者を対象とした研修等の実施により、相談支援専門員のスキルの向上を図ります。



2 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害児通所支援

【 事業名と内容 】

事業名	内容
① 児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
② 医療型児童発達支援	肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行います。
③ 放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
④ 保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障害のある児童に、障害のない児童との集団生活への適応のための支援を行います。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等のために外出が著しく困難な障害のある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。

【 見込量 】

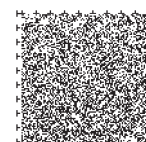
児童発達支援の市内事業所は10箇所あり、定員総数は120人となっています。

放課後等デイサービスの市内事業所は15箇所あり、定員総数は155人となっています。

保育所等訪問支援の市内事業所は2箇所あります。

医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は、全国的に事業所数が少なく、令和2年（2020年）4月時点で市内に事業所がありません。

それぞれ過去の実績をもとに、利用者数等を見込んで推計しました。

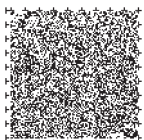


※人日/月：月の利用見込人数×月の平均利用日数

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
① 児童発達支援	455 人日/月	740 人日/月	770 人日/月	790 人日/月
	69 人/月	74 人/月	77 人/月	79 人/月
② 医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
③ 放課後等デイサービス	2,605 人日/月	3,360 人日/月	3,660 人日/月	3,960 人日/月
	229 人/月	280 人/月	305 人/月	330 人/月
④ 保育所等訪問支援	0 人日/月	6 人日/月	8 人日/月	10 人日/月
	0 人/月	3 人/月	4 人/月	5 人/月
⑤ 居宅訪問型児童 発達支援	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月	0 人日/月
	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月

【 見込量の確保のための方策 】

障害児通所支援利用のニーズは高く、サービス量の増加が見込まれます。新規で事業を行う意向のある事業者の把握に努め、情報提供等を行い、サービスの質に留意しながらサービス量を確保していきます。



(2) 障害児相談支援

【 事業名と内容 】

事業名	内容
① 障害児相談支援	障害児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

【 見込量 】

市内事業所は11箇所あります。

これまでの実績をもとに、利用者数等を見込んで推計しました。

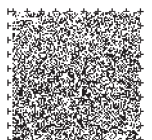
事業名	参考(実績)	第6期計画(見込量)		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① 障害児相談支援	40人/月	55人/月	65人/月	76人/月

【 見込量の確保のための方策 】

児童発達支援や放課後等デイサービスの利用の増加に伴い、障害児相談支援の見込み量は増加が見込まれます。

児童発達支援センターあおぞら園の指定管理者制度導入により、センター機能として障害児相談支援の充実をはかることで、相談支援体制を強化します。また、発達支援室の体制強化も合わせて行います。

更に、障害児相談支援事業所間の連携を強化し、必要なサービスが速やかに提供できる体制を確保していきます。



(3) 家族支援体制整備

【 事業名と内容 】

事業名	内容
① ペアレント・トレーニング	保護者が子育てに対する自信を回復し、良好な親子関係が構築されることで、子どもの適切な行動の増加と問題行動の減少を目指すペアレント・トレーニングを実施します。1グループ6～8名の保護者が参加し、8～10回のプログラムを実施します。親が子どもの持つ困難さを理解し、親と子がより良いコミュニケーションで家庭生活が送れるようにすることを目的とします。

【 見込量 】

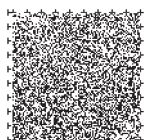
事業名	参考(実績)	第6期計画(見込量)		
	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
① ペアレント・トレーニング	-人/月	1クール 8回 6人	2クール 16回 12人	2クール 16回 12人

【 見込量の確保のための方策 】

障害児支援においては、保護者がこどもの発達や特性を正しく理解し適切な関りができるよう、保護者への支援を行うことが重要です。

神奈川県発達障害支援センター（かながわA）の協力により、専門性の高いペアレント・トレーニングを実施します。令和3年度（2021年度）においては神奈川県発達障害支援センター（かながわA）のバックアップを受けて事業を実施し、市の職員がペアレント・トレーニングの実施に必要なスキルを習得することで、事業の継続的实施と対象人数や回数の増加を目指します。

また、将来的にはペアレント・トレーニングにより一定のスキルを身につけた保護者が他の保護者の相談や助言を行うペアレントメンターの養成を目指します。



3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業について、事業の種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量の確保のための方策を定めます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

【実施に関する考え方】

日常生活や社会生活上で生じる「社会的障壁（バリア）」をなくし、共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

【見込量】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
① 理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施

【見込量の確保のための方策】

各種講演会・イベント等の開催や鎌倉市障害者支援協議会等での地域との交流事業等に取り組みます。

② 自発的活動支援事業

【実施に関する考え方】

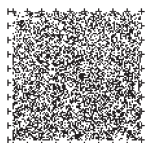
共生社会の実現を図るため、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域における自発的な活動を支援します。

【見込量】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
② 自発的活動支援事業	未実施	実施	実施	実施

【見込量の確保のための方策】

共生社会の実現に向けて、障害者等やその家族が地域住民等の多くの方と相互に関わることができるように活動を支援します。また、身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動支援として、情報ツールの周知等に取り組みます。



③ 相談支援事業

【 実施に関する考え方 】

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のために必要な援助等を市内の相談支援事業所で実施します。

さらに、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、鎌倉市障害者支援協議会の運営を行い、地域の関係機関との連携の強化等に取り組みます。また、相談支援事業者に対する専門的な指導や人材育成の支援等にも取り組むなど、相談支援機能の強化を図ります。

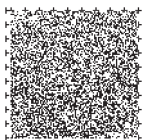
賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整の支援等を実施し、地域生活を支援します。

【 見込量 】

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
③ 相談支援事業	障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施

【 見込量の確保のための方策 】

地域移行や地域生活支援拠点の整備、多様化、複雑化する相談に対応できるよう相談支援機能の強化を図ります。



④ 成年後見制度利用支援事業

【 実施に関する考え方 】

成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

【 見込量 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
④ 成年後見制度 利用支援事業	6人/年	8人/年	10人/年	12人/年

【 見込量の確保のための方策 】

本市においては、鎌倉市成年後見センターを設置しており、制度の説明及び各種事務手続きに関する相談・助言等を実施します。また、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のための費用を助成します。障害者の権利擁護を推進するため、これらの取組みについて周知・啓発を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

【 実施に関する考え方 】

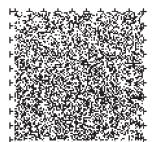
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、市民後見人との連携も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

【 見込量 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑤ 成年後見制度 法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施

【 見込量の確保のための方策 】

今後、成年後見制度の需要が増大すると見込まれるため、鎌倉市成年後見センターにおいて、市民後見人向け研修を実施する等の取組みにより、新たな市民後見人の養成・活用を推進します。また、市民後見人の活動の場として鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を図ります。さらに、成年後見制度連絡会等を活用し、関係団体との連携強化や適正な後見業務の実施を支援します。



⑥ 意思疎通支援事業

【 実施に関する考え方 】

障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、円滑な意思疎通を支援します。

【 見込量 】

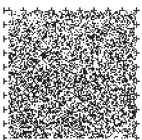
事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑥ 意思疎通 支援事業	手話通訳者 派遣事業	326回/年	434回/年	501回/年	578回/年
	要約筆記者 派遣事業	46回/年	95回/年	95回/年	95回/年
	手話通訳者 設置事業	1人/日	1.5人/日	1.5人/日	1.5人/日

【 見込量の確保のための方策 】

手話通訳や要約筆記の人材を育成し、市登録者を確保するとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣等の制度の周知に取り組みます。

また、令和3年（2021年）に「（仮称）手話及び点字等による情報取得及び意思疎通支援に係る条例」の制定を目指し、情報取得や意思疎通しやすい環境を充実させます。

さらに、視覚による情報取得が困難である方に対して、点訳や朗読により意思疎通支援を行う者を確保し、又は養成するための施策を推進します。



⑦ 日常生活用具給付等事業

【 実施に関する考え方 】

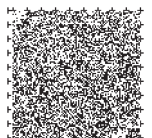
障害者等に対して、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

【 見込量 】

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑦ 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	3件/年	4件/年	5件/年	6件/年
	自立生活支援用具	9件/年	12件/年	14件/年	16件/年
	在宅療養等支援用具	27件/年	30件/年	33件/年	35件/年
	情報・意思疎通支援用具	38件/年	48件/年	54件/年	60件/年
	排泄管理支援用具	2,799件/年	3,100件/年	3,120件/年	3,150件/年
	居宅生活動作補助用具	0件/年	1件/年	1件/年	1件/年

【 見込量の確保のための方策 】

個々の障害者等の生活状況や生活環境に配慮して、日常生活用具の給付を行います。
また、制度や用具の周知に努め、制度利用の充実が図られるよう、必要に応じて、適宜、対象範囲や対象品目を拡充する等して事業を推進します。



⑧ 手話奉仕員養成研修事業

【 実施に関する考え方 】

意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

【 見込量 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑧ 手話奉仕員養成 研修事業 （養成講習修了者数）	40人	60人	60人	60人

【 見込量の確保のための方策 】

委託による講習会等の養成事業を継続し、手話奉仕員を養成します。手話奉仕員としての活動の場や活用の方法等については、聴覚障害者や手話通訳者の意見等を考慮しながら検討します。

⑨ 移動支援事業

【 実施に関する考え方 】

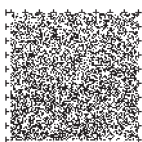
屋外での移動が困難な障害者等の地域における社会生活や社会参加を促すことを目的として社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための支援を行います。

【 見込量 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑨ 移動支援事業	457人	480人	500人	520人
	30,013.5時間/年	31,200時間/年	32,500時間/年	33,800時間/年

【 見込量の確保のための方策 】

サービス提供体制が不安定にならないように配慮しつつ、適宜、ガイドラインや要綱を見直し、ニーズに応じた実施方法を検討する等をして移動支援事業を推進します。



⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

【 実施に関する考え方 】

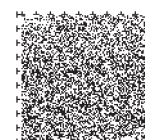
障害者等の地域生活支援の促進のため、創作的活動や生産活動、社会との交流活動の機会を提供する地域活動支援センターの機能を充実、強化を行います。

【 見込量 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑩ 地域活動支援 センター 機能強化事業	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所
	183 人	250 人	250 人	250 人

【 見込量の確保のための方策 】

地域生活支援拠点等の整備や福祉施設等から地域生活への移行促進の観点から、障害者が柔軟に利用できる社会資源の確保が重要です。地域との交流等の支援も行っており、今後も継続的・安定的な運営を支援していきます。



(2) その他実施する事業（市任意事業）

① 訪問入浴サービス事業

【 実施に関する考え方 】

重度の身体障害者の地域での生活を支援するため、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

【 見込量 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
① 訪問入浴サービス事業	400回/年	410回/年	410回/年	410回/年

【 見込量の確保のための方策 】

サービスの供給体制を維持しながら、実施します。

② 日中一時支援事業

【 実施に関する考え方 】

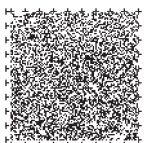
障害者等の家族の就労支援や、障害者等を日常的に介護している家族のレスパイトを目的として、障害者等の日中における活動の場を確保します。

【 見込量 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
② 日中一時支援事業	73回/年	100回/年	110回/年	120回/年

【 見込量の確保のための方策 】

日中活動系のサービスの1つとして、利用ニーズに応じた体制整備を進め、地域生活支援の充実を図ります。



③ 巡回支援専門員整備

【 実施に関する考え方 】

保育所や幼稚園、子育て支援施設等のこどもや保護者が集まる施設・場に専門職による巡回相談等の支援を実施し、こどもが生活する地域で適切な支援を受けることができる体制整備を図ります。

【 見込量 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
③ 巡回支援専門員整備	実施	実施	実施	実施

【 見込量の確保のための方策 】

保育所等に対して引き続き発達支援室の専門職による巡回相談を実施し、集団生活における関わりや配慮について支援者に助言等を行います。

また、保育所等において発達支援の中核となる「発達支援コーディネーター」を養成することで、各園で適切な支援を行う体制を整えます。

発達支援コーディネーターの養成により、地域で相談・支援を行う体制が整い、将来的には、こどもが所属する集団において必要な対応が可能となることを目指します。

④ 点字・声の広報等発行

【 実施に関する考え方 】

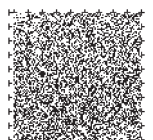
視覚による表現の認識が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを適宜、障害者等に提供します。

【 見込量 】

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
④ 点字・声の広報等発行	実施	実施	実施	実施

【 見込量の確保のための方策 】

点字・声の広報等を発行していくとともに、ニーズに応じて、わかりやすい方法による情報提供を検討し、視覚による表現の認識が困難な障害者等が容易に情報を取得できる刊行物等の種類の拡充に努めます。



⑤ 障害者虐待防止対策支援

【 実施に関する考え方 】

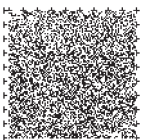
障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とします。

【 見込量 】

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度 （2019年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
⑤ 障害者虐待防止対策支援	緊急一時保護の体制整備	実施	実施	実施	実施
	障害者虐待防止法の普及啓発事業	実施	実施	実施	実施

【 見込量の確保のための方策 】

引き続き、障害者虐待防止センターの設置及び緊急一時保護の実施等による支援体制を維持します。また、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、関係機関との連携を深めるとともに、障害者虐待防止法の普及啓発を実施します。



1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会

市では、計画の進捗状況などを把握するため、毎年度、「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を作成しています。

この報告書を作る過程において、庁内においては関係課の委員で構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」で進捗状況についての確認などを行い、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。

さらに、外部の学識経験者、関係機関、福祉団体、市民などで構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」でも同様に進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。実際に計画内容を見直す場合は、「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」で決定することとなります。

2 PDCAサイクル

計画を見直す際の手法は、PDCAサイクルの考え方を使います。

(1) 計画 (Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。

(2) 実行 (Do)

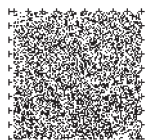
計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

(3) 評価 (Check)

成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

(4) 改善 (Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者福祉計画の見直し等を実施します。

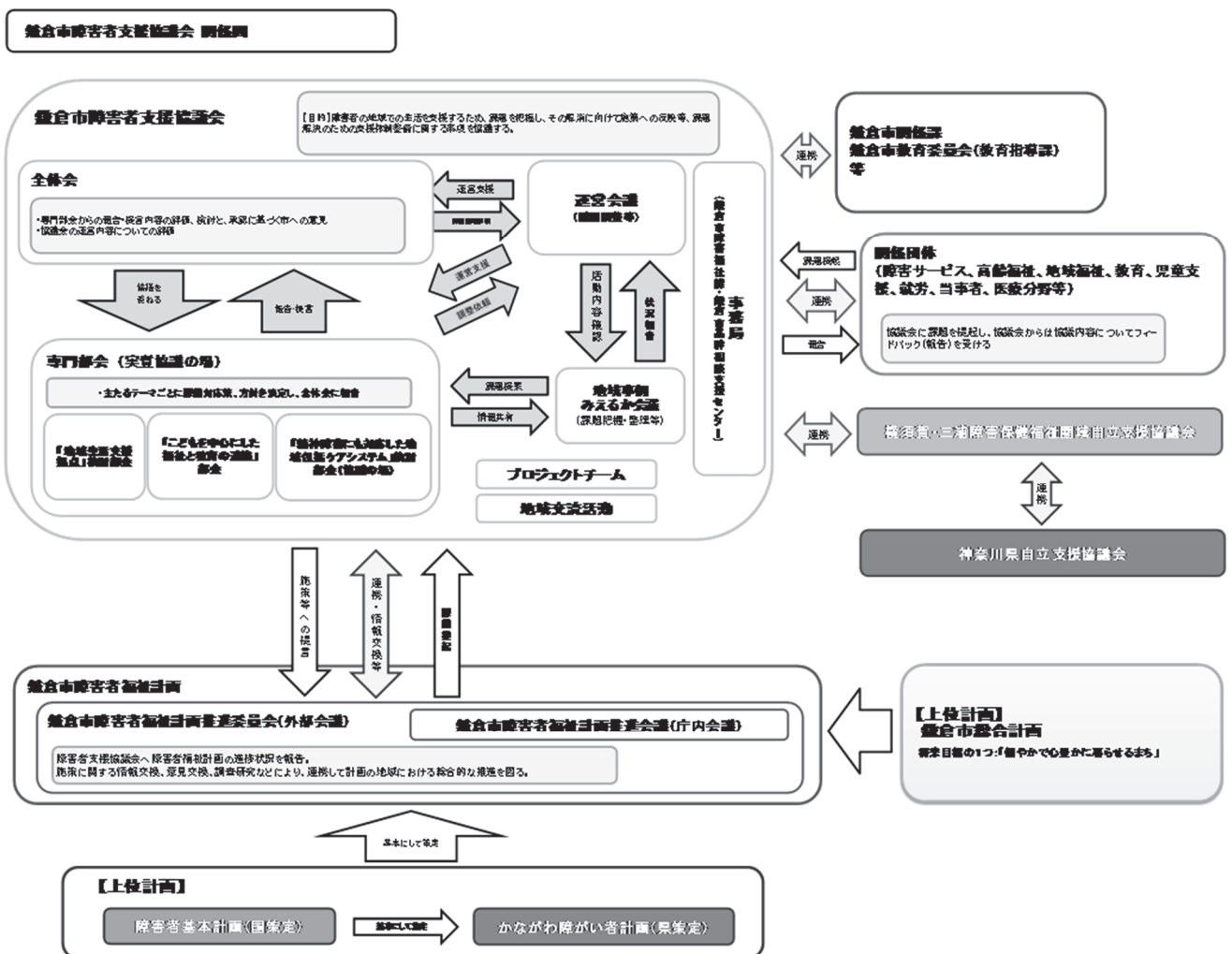


3 鎌倉市障害者支援協議会

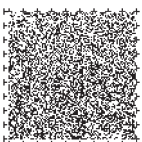
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において、障害者等への支援の体制の整備を図るため、市町村においては関係機関等による協議会を設置することが定められています。本市では、「鎌倉市自立支援協議会」を平成19年度（2007年度）に立ち上げました。その後、目的や趣旨をわかりやすくするために、平成28年度（2016年度）から「鎌倉市障害者支援協議会」に名称を変更しています。

「鎌倉市障害者支援協議会（以下「協議会」という。）」は、地域の福祉、雇用、教育、医療などの分野、障害当事者などの委員で構成され、地域の課題等について協議等を行い、障害福祉の増進を図るためさまざまな取組を行っています。協議会はテーマごとの協議の場となる複数の専門部会と、それを束ねる全体会から構成されています。協議会で協議をした内容で、市の施策へ反映するべき内容については、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会へ提言をするという役割を担っています。

鎌倉市障害者支援協議会関係図



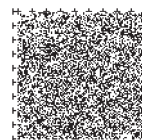
令和3年（2021年）3月31日現在



資料編

1 計画策定の経過

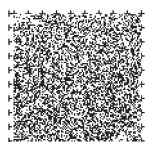
年度	実施月日	策定経過の項目	内容
令和元年度 (2019年度)	令和2年 1月15日～ 1月31日	アンケート調査 (障害者福祉計画策定に係るアンケート調査及び障害福祉サービス提供実態調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住で障害福祉サービスをご利用の方及び障害者手帳をお持ちの65歳未満の方 ・障害福祉サービスを実施している法人等 ・郵送による配布回収 ・回収率：障害者福祉計画策定に係るアンケート調査 18歳以上用 48.4%、18歳未満用 59.7% 障害福祉サービス提供実態調査 72.1%
	3月	令和元年度(2019年度) 第2回鎌倉市障害者福祉計画推進会議	書面開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画策定に係るアンケート調査の実施について ・次年度の計画策定スケジュールについて
	3月	令和元年度(2020年度) 第1回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	書面開催 <ul style="list-style-type: none"> ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画策定に係るアンケート調査の実施について ・次年度の計画策定スケジュールについて
令和2年度 (2020年度)	8月12日	令和2年度(2020年度) 第1回鎌倉市障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度障害者福祉計画推進状況報告書(案)について ・障害者福祉計画策定に係るアンケート調査の結果報告について ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画の策定について
	8月25日	令和2年度(2020年度) 第1回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度障害者福祉計画推進状況報告書(案)について ・障害者福祉計画策定に係るアンケート調査の結果報告について ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画の策定について
	10月15日	令和2年度(2020年度) 第2回鎌倉市障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度障害者福祉計画推進状況報告書(案)について ・障害者福祉計画策定に係るアンケート調査について ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画素案について
	10月20日	令和2年度(2020年度) 第1回鎌倉市障害者支援協議会全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画素案について意見交換を行った。
	10月27日	令和2年度(2020年度) 第2回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度障害者福祉計画推進状況報告書(案)について ・障害者福祉計画策定に係るアンケート調査について ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画素案について
	12月14日	令和2年度(2020年度) 第3回鎌倉市障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
	12月22日	令和2年度(2020年度) 第3回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について ・パブリックコメントの実施について
	令和3年 1月5日～ 2月5日	意見公募手続 (パブリックコメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)についての意見公募手続きを実施 ・全15件の意見を受付
	3月2日	令和2年度(2020年度) 第4回鎌倉市障害者福祉計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について
3月15日	令和2年度(2020年度) 第4回鎌倉市障害者福祉計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(案)について 	



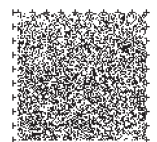
2 障害者施策に係る主な法制度等の動向

(1) 近年の国の動向

年月	障害のある人に関する主な法制度改正、施行など
平成17年 (2005年) 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害者支援法」施行 発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について規定
平成18年 (2006年) 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者自立支援法」施行 3障害（身体・知的・精神）のサービス提供主体が市区町村に一元化され、サービス支給決定の透明化や明確化のため、障害程度区分を導入するなど、社会全体で障害のある人を支える仕組みが構築される
平成18年 (2006年) 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」施行 ・「教育基本法」改正
平成19年 (2007年) 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等」一部改正 障害のある子どもの教育的支援を行う特別支援教育が学校教育法に位置づけられる
平成19年 (2007年) 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」に署名
平成21年 (2009年) 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」の締結に必要な国内法の整備を始めとする日本の障害者制度の集中的な改革を行うため「障害者制度改革推進本部」を内閣に設置
平成23年 (2011年) 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者基本法の一部を改正する法律」施行 共生社会の実現、差別禁止、教育・療育支援の充実化等
平成24年 (2012年) 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」施行
平成25年 (2013年) 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」施行（一部、平成26年4月施行） 新たに難病を追加 ・「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」改正 障害のある人の法定雇用率の引き上げ（民間1.8%から2.0%、行政2.1%から2.3%）



年月	障害のある人に関する主な法制度改正、施行など
平成25年 (2013年) 6月	・「成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
平成26年 (2014年) 1月	・「障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）」の批准
平成26年 (2014年) 4月	・「精神保健福祉法」施行 精神障害者等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図る
平成27年 (2015年) 1月	・「難病法（難病患者に対する医療等に関する法律）」施行 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る
平成28年 (2016年) 4月	・「障害者差別解消法（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）」施行 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を規定
平成28年 (2016年) 4月	・「障害者雇用促進法」改正 障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等
平成28年 (2016年) 8月	・「発達障害者支援法」改正 切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとりこと等を規定
平成29年 (2017年) 4月	・「児童福祉法」改正 児童福祉法の理念の明確化や市町村及び児童相談所の体制の強化等
平成30年 (2018年) 4月	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行 障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等
平成30年 (2018年) 6月	・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 障害者による文化芸術活動の機会の確保等に関して規定
令和元年 (2020年) 6月	・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行
令和3年 (2021年) 4月	・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行 地域共生社会を目指した包括的な支援体制を整備等

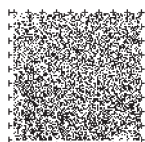


(2) 制度改正の主なポイント

① 「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の施行

平成24年（2012年）6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、従来の障害者自立支援法は、障害者総合支援法となりました。

区分	障害者総合支援法のポイント
①目的・基本理念	<p>目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなります。</p> <p>また、基本理念は、平成23年（2011年）の障害者基本法の改正を踏まえ、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることとされています。</p>
②障害のある人の範囲の見直し	<p>障害者自立支援法では、支援の対象が身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられています。</p>
③障害支援区分への名称・定義の改正	<p>「障害程度区分」が知的障害、発達障害、精神障害の状態を適切に反映していないとの指摘を踏まえ、「障害支援区分」へと改正されました。</p> <p>また、知的障害及び精神障害については、一次判定（コンピューター判定）で低く判定される傾向があったため、障害者総合支援法では障害支援区分の判定における認定調査項目や判定式の見直しが行われています。</p>
④障害のある人に対する全国共通の支援体系	<p>重度の肢体不自由者に限定されていた重度訪問介護は知的・精神障害のある人へ拡大しました。また、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されています。</p>
⑤サービス基盤の計画的整備	<p>障害福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を加えるほか、いわゆるPDCAサイクルに沿って障害福祉計画を見直すことが規定されました。</p> <p>また、地域自立支援協議会の名称についても、地域の実情に応じて定められるようにするとともに、障害のある人や家族の参画が法律上に明記されています。</p>



② 「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年（2011年）8月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは障害者基本法の一部改正に呼応したものであります。

③ 「障害者差別解消法（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）」の施行

国連の「障害者権利条約」の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成25年（2013年）6月に成立し、国や自治体など行政機関は、障害のある人の要望などに応じて日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成28年（2016年）4月に施行されました。

④ 「難病法（難病患者に対する医療等に関する法律）」の施行

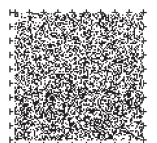
持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成26年（2014年）5月に成立し、平成27年（2015年）1月に施行されました。

指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進などについてこの法律で定めています。

⑤ 「児童福祉法」の改正

平成24年（2012年）の改正では、障害のある児童の定義が見直され、身体及び知的に障害のある児童に、精神に障害のある児童が加えられ、平成25年（2013年）の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障害のある児童の定義に難病が追加されました。

また、平成28年（2016年）6月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化などを図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世帯包括支援センター（母子健康包括支援センター）の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などが定められています。



⑥ 「発達障害者支援法」の改正

平成17年（2005年）の施行から約10年が経過し、発達障害のある人の支援を一層充実させるため、平成28年（2016年）8月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障害のある人の定義の改正、基本理念の新設など、総則に大きな改正が行われました。また、発達障害のある人を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記されるなど、改正は法律全般にわたっています。

⑦ 「障害者雇用促進法」の改正と施行

平成25年（2013年）6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年度（2016年度）から雇用分野における障害のある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成30年度（2018年度）から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることが規定されました。

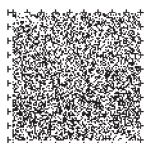
事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年（2021年） 3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

⑧ 「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の施行

平成24年（2012年）10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律「障害者虐待防止法」」が施行され、家庭や施設などで障害のある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

⑨ 「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）」の施行

平成25年（2013年）4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に購入することを推進し、障害のある人の自立の促進に資することとされています。



⑩ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」施行

平成30年（2018年）4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。

「障害者総合支援法」関連では、就労定着支援・自立生活援助の創設などが規定され、「児童福祉法」関連では、居宅訪問型児童発達支援の創設や障害児童福祉計画の作成などが規定されています。

⑪ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

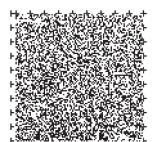
平成30年（2018年）6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行され、国や自治体には、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るために、文化芸術の鑑賞の機会の拡大・創造の機会の拡大・作品等の発表の機会の確保等の施策の実現が求められています。

⑫ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

令和元年（2019年）6月に「平成30年（2018年）6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布・施行され、国や自治体には、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。）について、視覚による表現の認識が困難な者）の障害の種類・程度に応じた配慮がなされ、点字図書や拡大図書等視覚障害者等がその内容を容易に認識できる書籍の普及、量的拡充及び質の向上を図り、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

⑬ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年（2021年）3月に施行され、国や自治体は、地域共生社会実現に向けて、地域福祉を推進するために必要な各般の措置を講ずることや、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めることが求められています。また、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進に必要な環境を整備するために、社会福祉法に基づく事業、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業の一体的・重層的な整備について明記されています。



3 障害者福祉計画策定に係るアンケート調査結果（概要版）

I 調査の概要

（1）調査の目的

令和3年度（2021年度）からの第6期鎌倉市障害福祉サービス計画（第2期鎌倉市障害児福祉計画を含む）を策定するための基礎資料として、調査を実施しました。

（2）調査対象

鎌倉市民で障害福祉サービスをご利用中の方及び障害者手帳をお持ちの65歳未満の方。
（令和2年（2020年）1月1日現在）

（3）調査期間

令和2年（2020年）1月15日から令和2年（2020年）1月31日

（4）調査方法

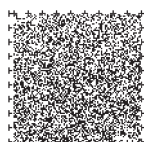
郵送による配布・回収

（5）回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上	1,129通	546通	48.4%
18歳未満	352通	210通	59.7%

（6）調査結果の表示方法

- ・ 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・ 各回答において、回答者数が著しく少ないもの等は、比率が動きやすく分析には適さないため、サンプル数が10より少ない項目は参考として表示し、分析から除外していません。

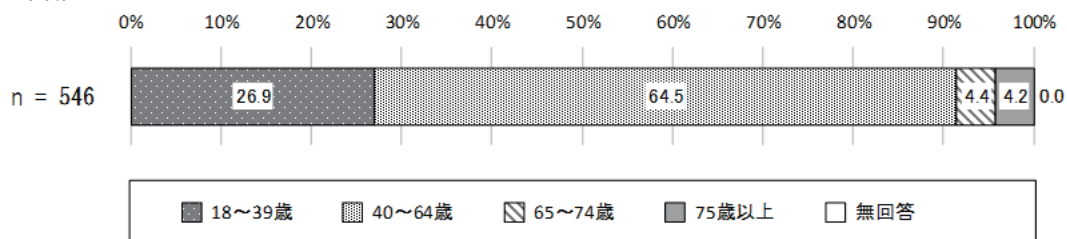


II 調査結果

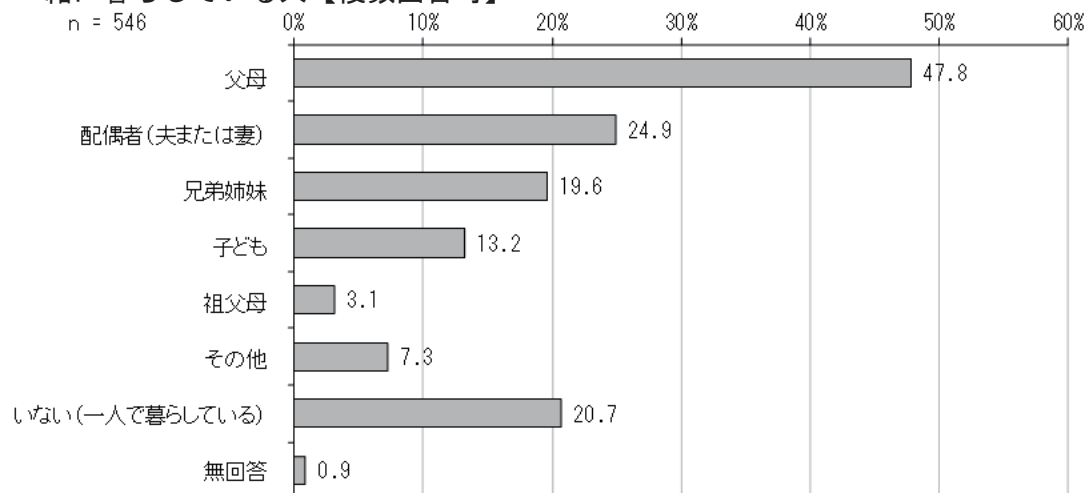
(1) 回答者の属性

<18歳以上調査>

① 年齢

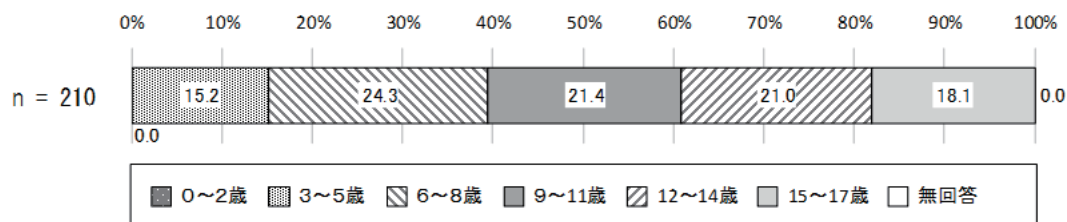


② 一緒に暮らしている人【複数回答可】

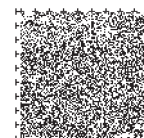
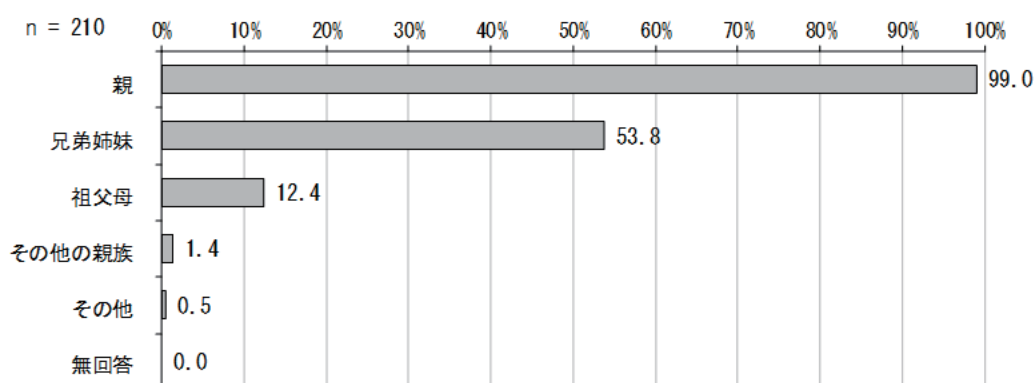


<18歳未満調査>

① 年齢



② 一緒に暮らしている人【複数回答可】



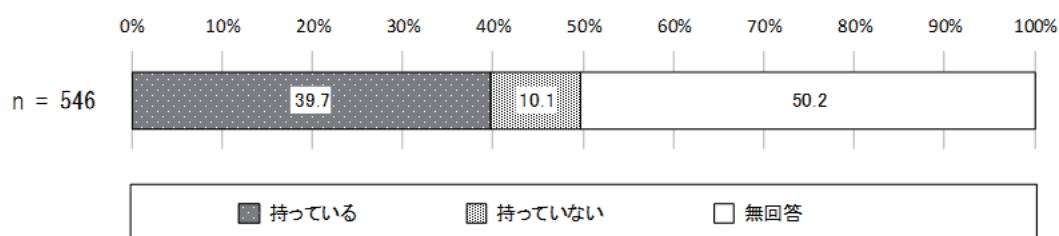
(2) 障害の状況について

<18歳以上調査>

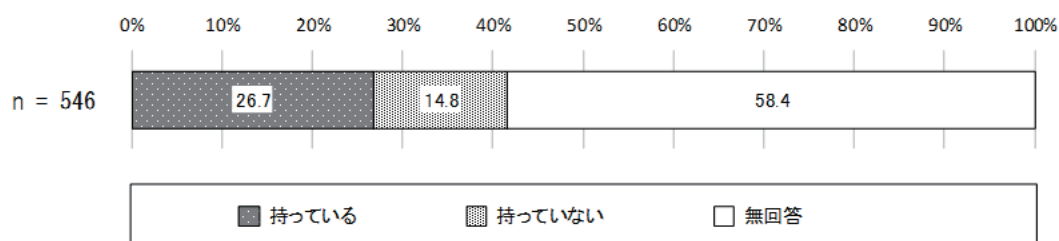
障害者手帳の種類ごとの保有率は、身体障害者手帳が39.7%、療育手帳が26.7%、精神障害者保健福祉手帳が37.9%となっています。

また、難病と認定された方は9.9%、発達障害と診断された方、高次脳機能障害と診断された方は、それぞれ、22.7%、5.3%となっています。

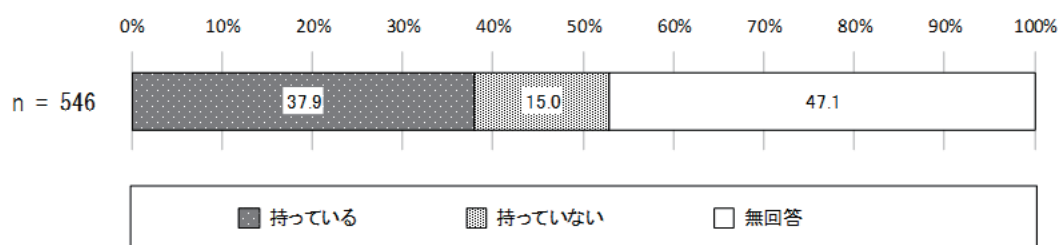
① 身体障害者手帳について



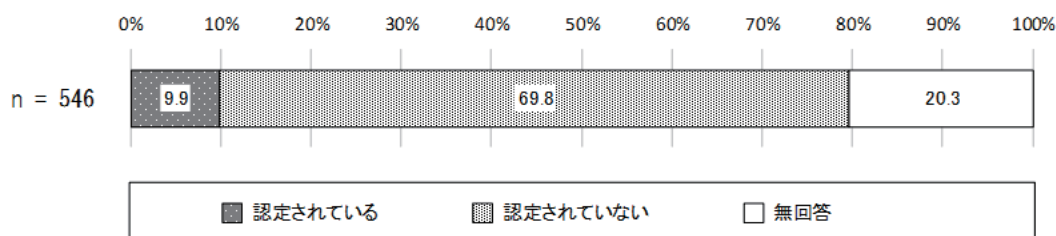
② 療育手帳（愛の手帳など）について



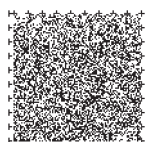
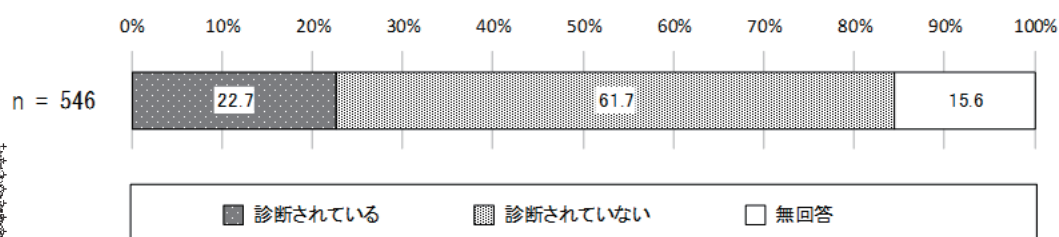
③ 精神障害者保健福祉手帳について



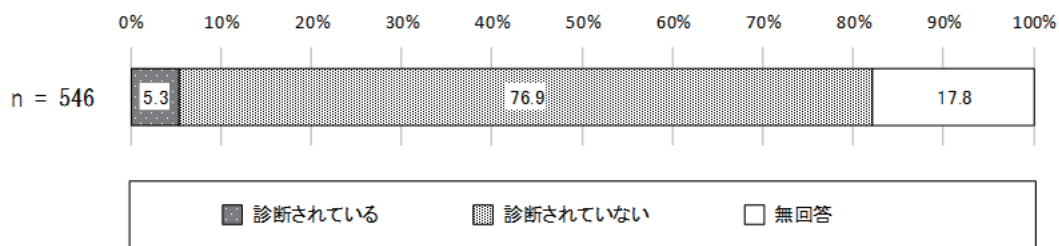
④ 難病（特定疾患）の認定について



⑤ 発達障害の診断について



⑥ 高次脳機能障害の診断について

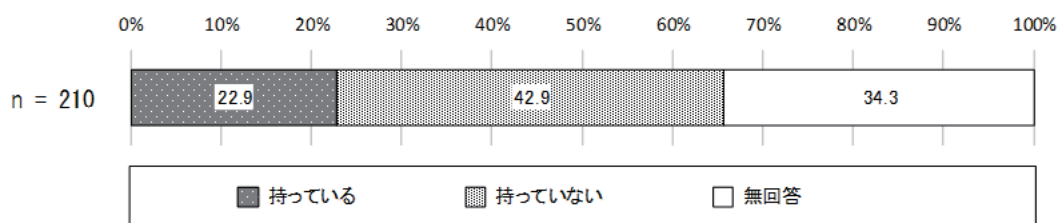


<18 歳未満調査>

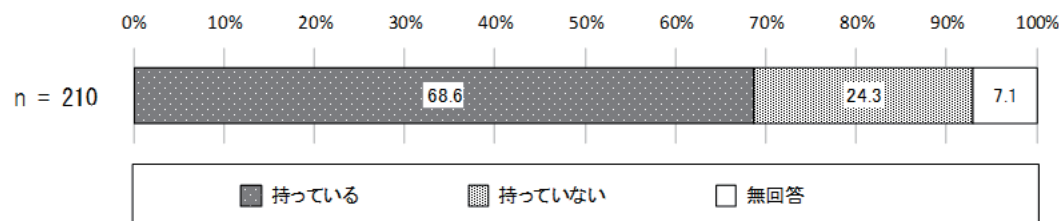
障害者手帳の種類ごとの保有率は、身体障害者手帳が22.9%、療育手帳が68.6%、精神障害者保健福祉手帳が4.8%となっています。

また、発達障害と診断された方は54.3%となっています。

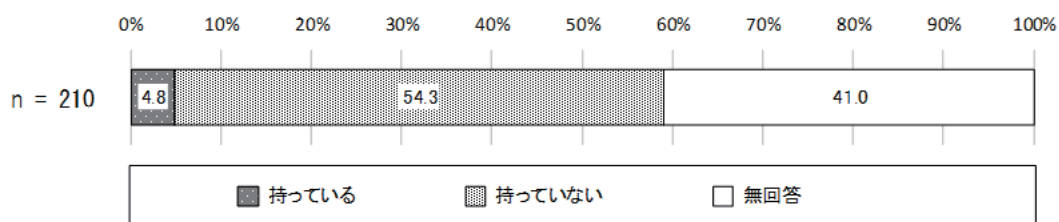
① 身体障害者手帳について



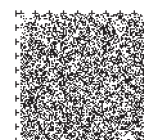
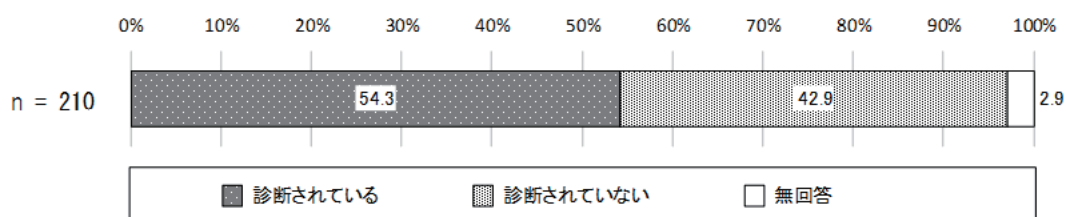
② 療育手帳（愛の手帳など）について



③ 精神障害者保健福祉手帳について



④ 発達障害の診断について

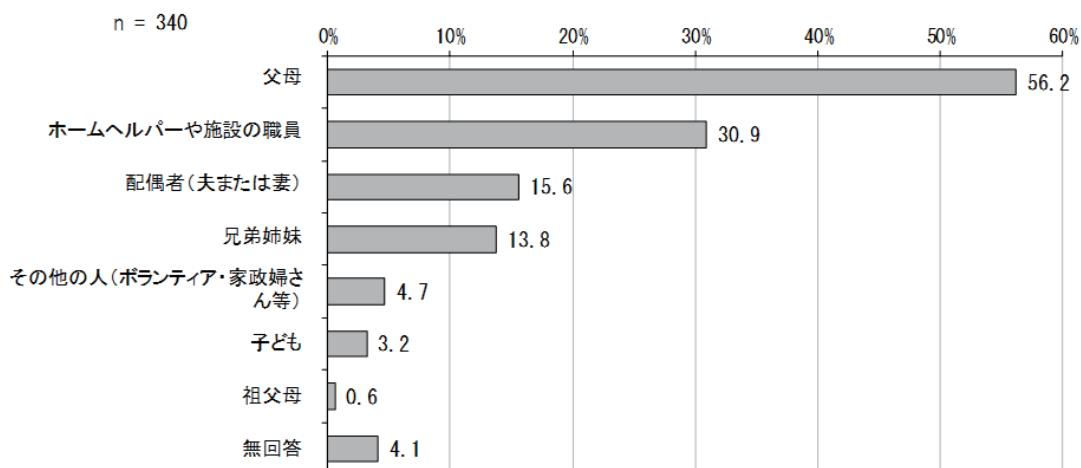


(3) 介助者について

<18歳以上調査>

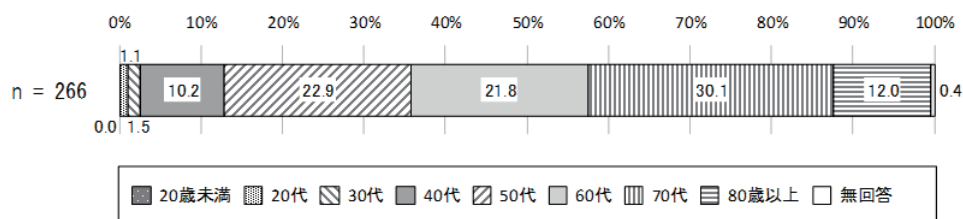
主な介助者については、「父母」の割合が最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」や「配偶者（夫または妻）」の割合が高くなっています。

資料 3-1 主な介助者について【複数回答可】



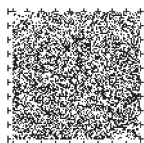
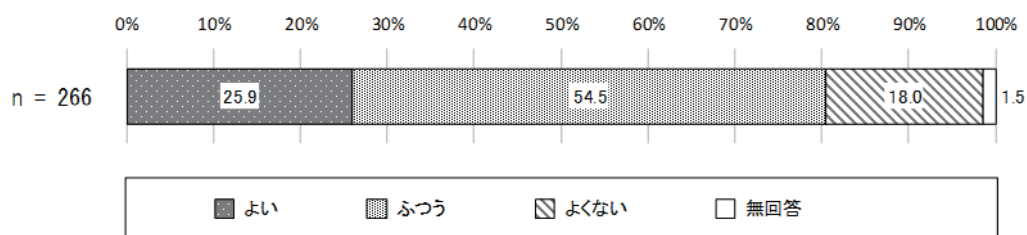
主な介助者が親族である場合、その年齢については、4割以上が「70代」であり介助者の高齢化が見受けられます。

資料 3-2 主な介助者の年齢について



主な介助者が親族である場合、その健康状態については、「ふつう」の割合が最も高い一方で、約2割が「よくない」と答えています。

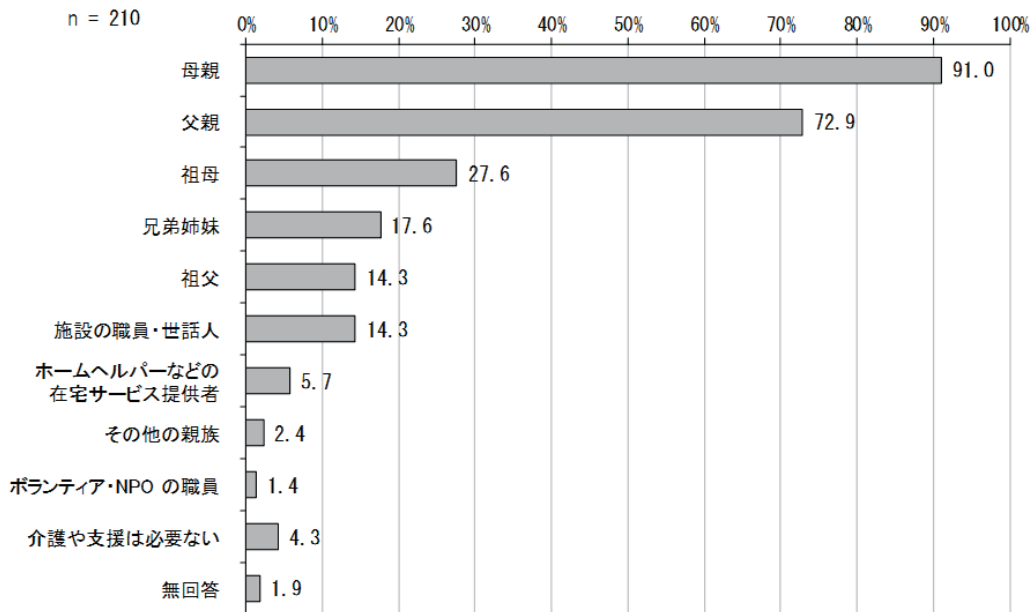
資料 3-3 主な介助者の健康状態について



<18歳未満調査>

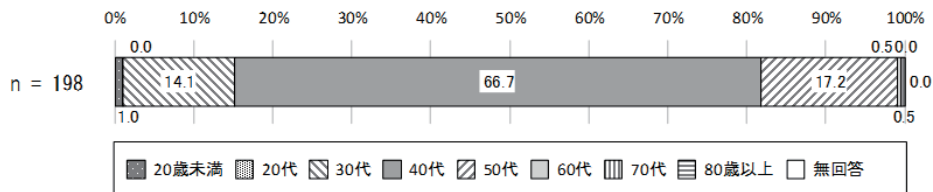
主な介助者については、「母親」の割合が最も高く、次いで「父親」や「祖母」の割合が高くなっています。

資料 3-4 主な介助者について【複数回答可】



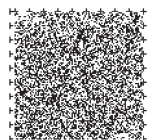
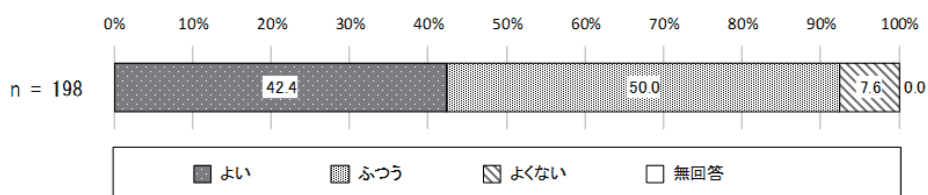
主な介助者が親族である場合、その年齢については、「40代」の割合が最も高くなっています。

資料 3-5 主な介助者の年齢について



主な介助者が親族である場合、その健康状態については、9割以上が「ふつう」か「よい」と答えています。

資料 3-6 主な介助者の健康状態について

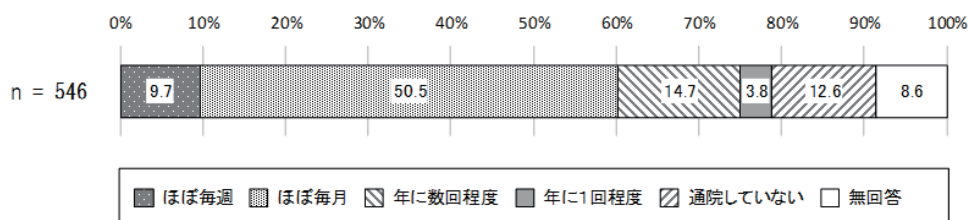


(4) 医療について

<18歳以上調査>

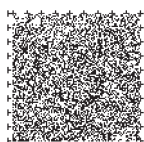
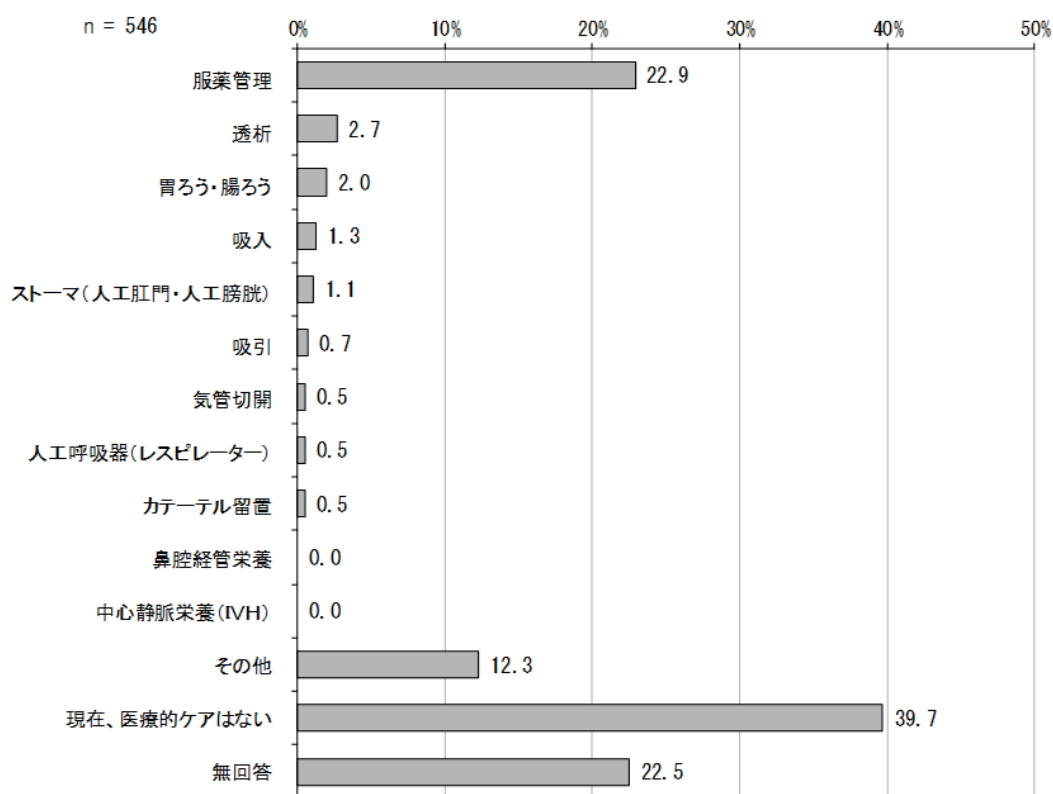
定期的な通院については、5割以上が「ほぼ毎月」と答えており、次いで「年に数回程度」や「通院していない」の割合が高くなっています。

資料 4-1 定期的な通院について



現在受けている医療的ケアについては、「現在、医療ケアは受けていない」という回答が約4割ですが、それ以外では「服薬管理」が最も高くなっています。

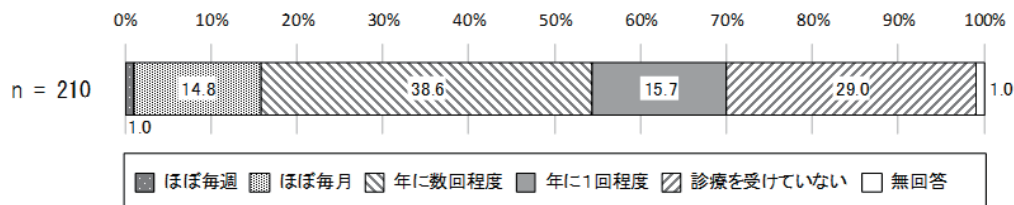
資料 4-2 現在受けている医療的ケアについて【複数回答可】



<18歳未満調査>

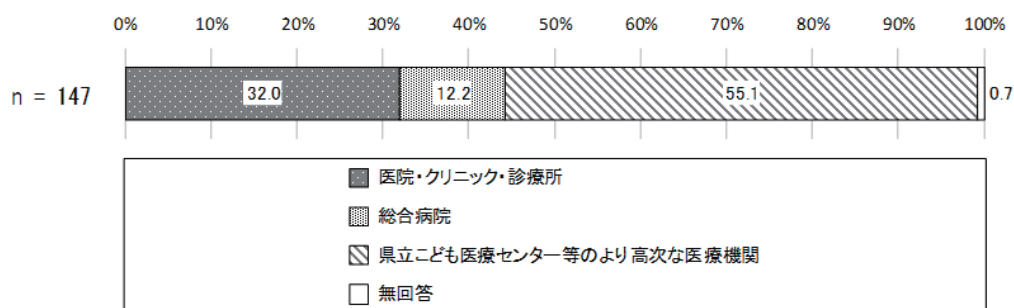
定期的に通院しているかについては、「年に数回程度」の割合が最も高く、次いで「診療を受けていない」や「年に1回程度」の割合が高くなっています。

資料 4-3 定期的な通院について



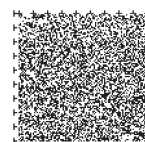
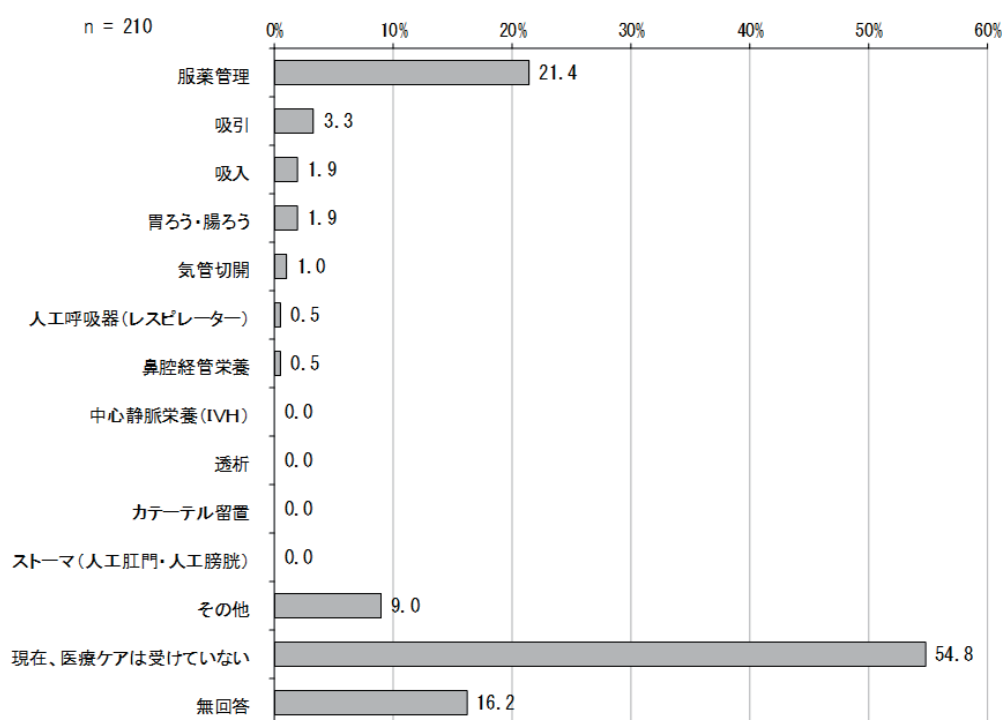
通院している医療機関については、5割以上が「県立子ども医療センター等のより高次な医療機関」と答えています。

資料 4-4 通院している医療機関について



現在受けている医療的ケアについては、「現在、医療ケアは受けていない」という回答が5割以上ですが、それ以外では「服薬管理」が最も高くなっています。

資料 4-5 現在受けている医療的ケアについて【複数回答可】

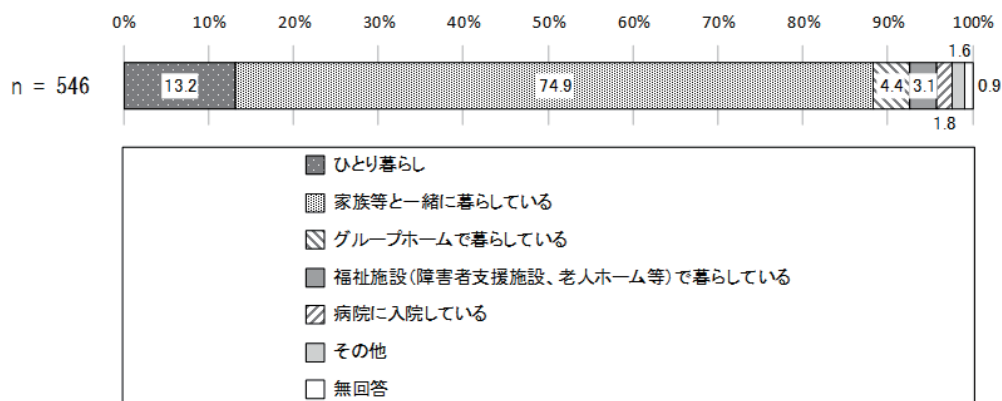


(5) 住まいや暮らしについて

<18歳以上調査>

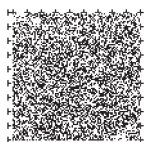
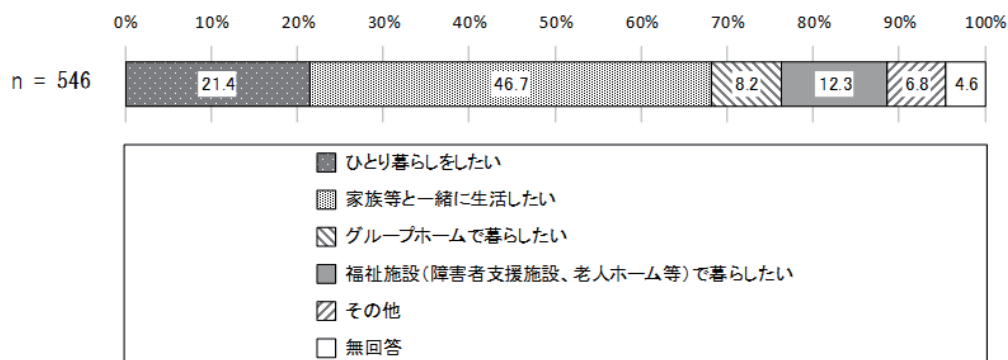
現在の暮らし方については、7割以上が「家族等と一緒に暮らしている」と答えています。

資料 5-1 現在の暮らし方について



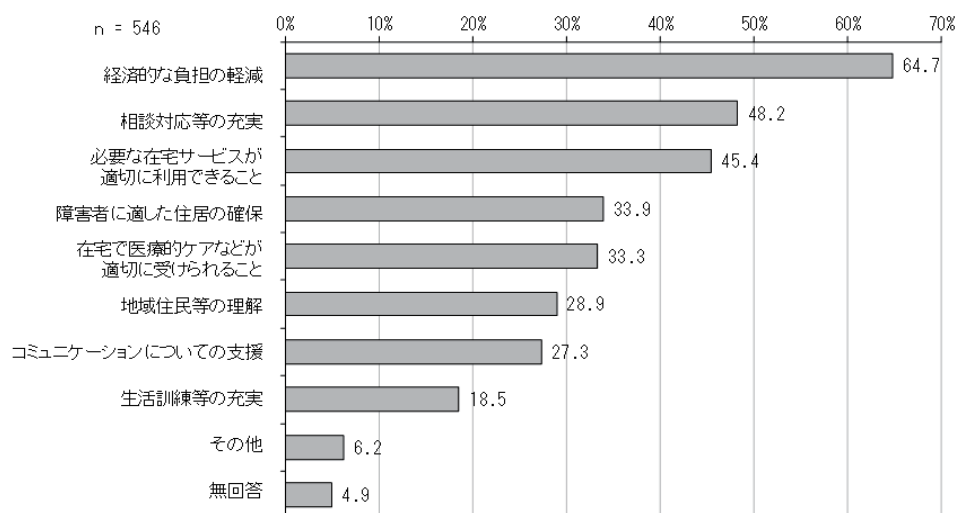
将来の暮らし方については、現在の暮らし方と比較すると「ひとり暮らしをしたい」や「福祉施設（障害者支援施設、老人ホーム等）で暮らしたい」の割合が増えています。

資料 5-2 将来の暮らし方について



地域で生活をするためには必要な支援については、「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、次いで「相談対応等の充実」や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が高くなっています。

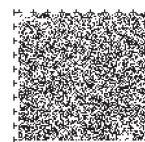
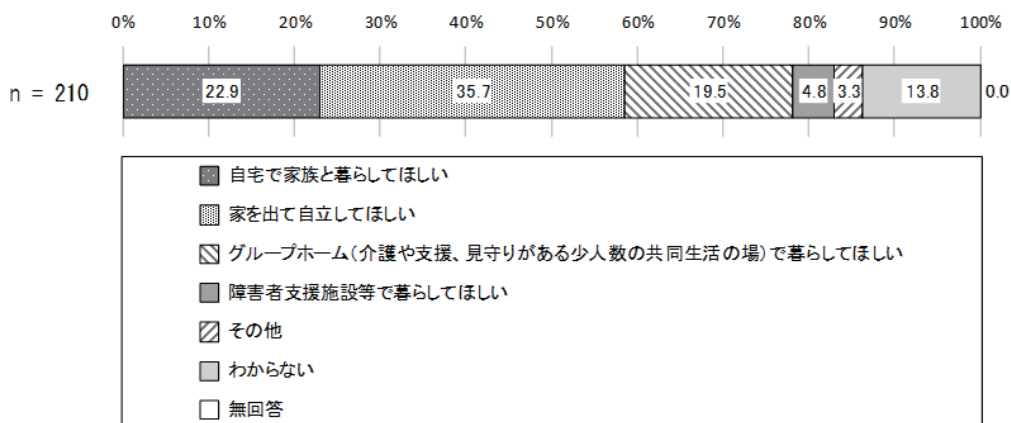
資料 5-3 地域で生活するため必要な支援について【複数回答可】



<18 歳未満調査>

お子さんの将来の生活については、3割以上の保護者が「家を出て自立してほしい」と答えています。

資料 5-4 将来の暮らし方について

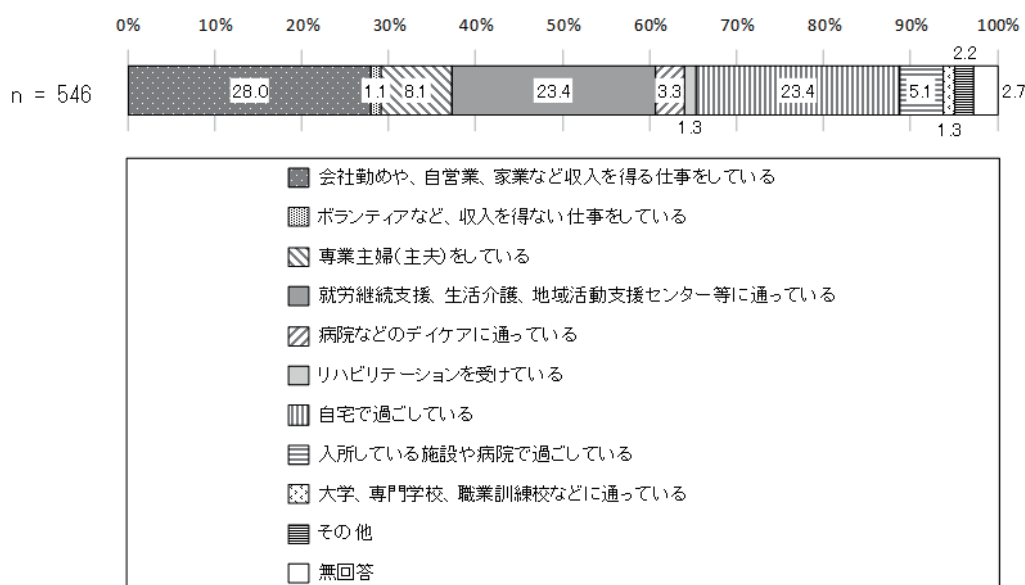


(6) 日中活動や就労について

<18歳以上調査>

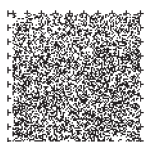
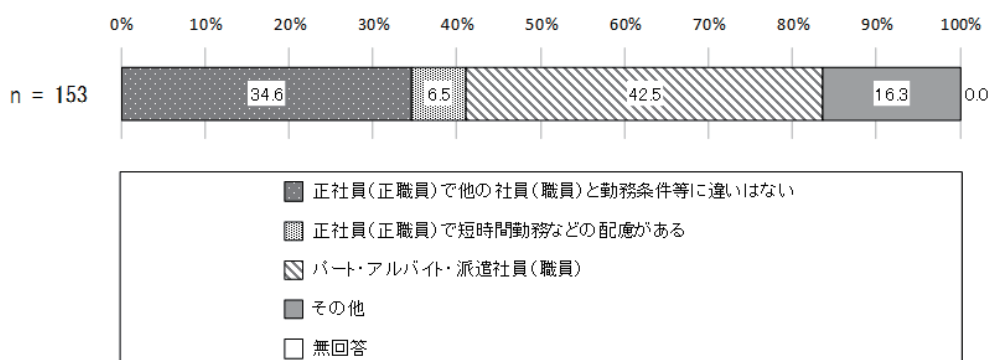
平日の主な日中の過ごし方については、約3割が「会社勤めや、自営業、家業など収入を得る仕事をしている」と答えており、次いで「就労継続支援、生活介護、地域活動支援センター等に通っている」と「自宅で過ごしている」がそれぞれ2割程度と割合が高くなっています。

資料 6-1 平日の主な日中の過ごし方について



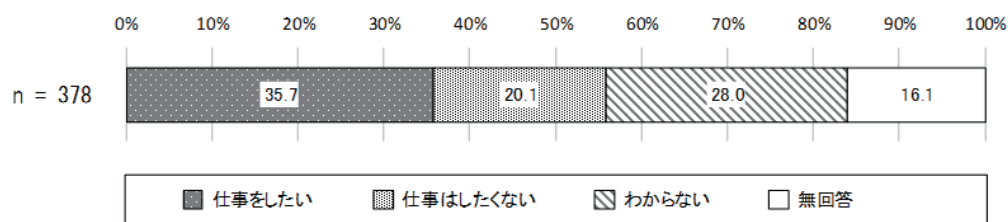
収入のある仕事をしている方の勤務形態については、約4割が「パート・アルバイト・派遣社員（職員）」と答えており、最も割合が高くなっています。次いで約3割が「正社員（正職員）で他の社員（職員）と勤務条件等に違いはない」と答えています。

資料 6-2 収入を得る仕事をしている方の勤務形態について



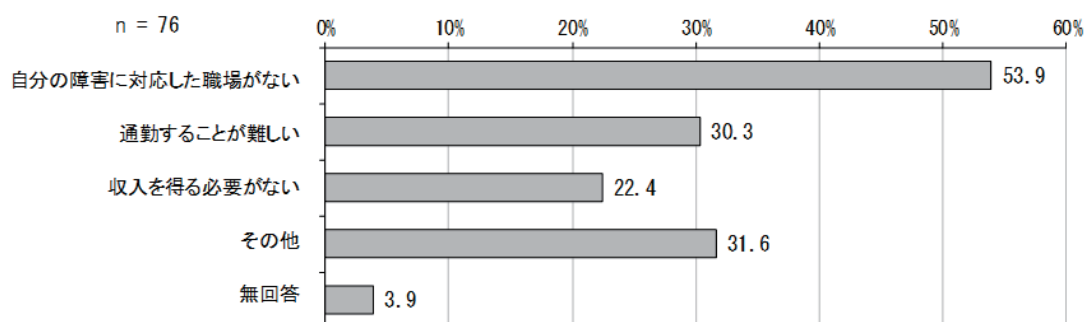
収入のある仕事をしていない方の今後の就労に関する意向については、約4割が「仕事をしたい」と答えています。

資料 6-3 今後の就労に関する意向について



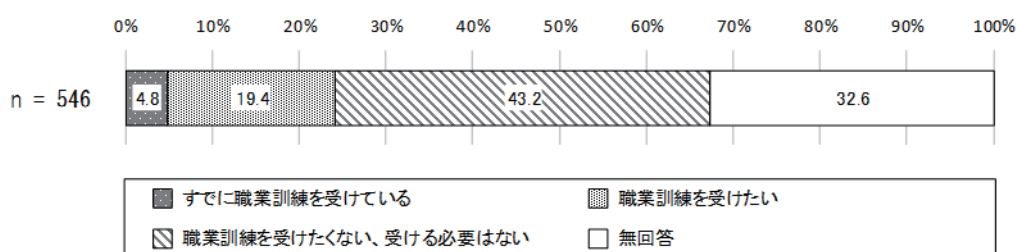
「仕事はしたくない」の理由では、「自分の障害に対応した職場がない」の割合が最も高くなっており、次いで「その他」の割合が高くなっています。なお、「その他」では、「体力的に難しい」や「家事があるため」といった回答がありました。

資料 6-4 仕事はしたくない理由について【複数回答可】



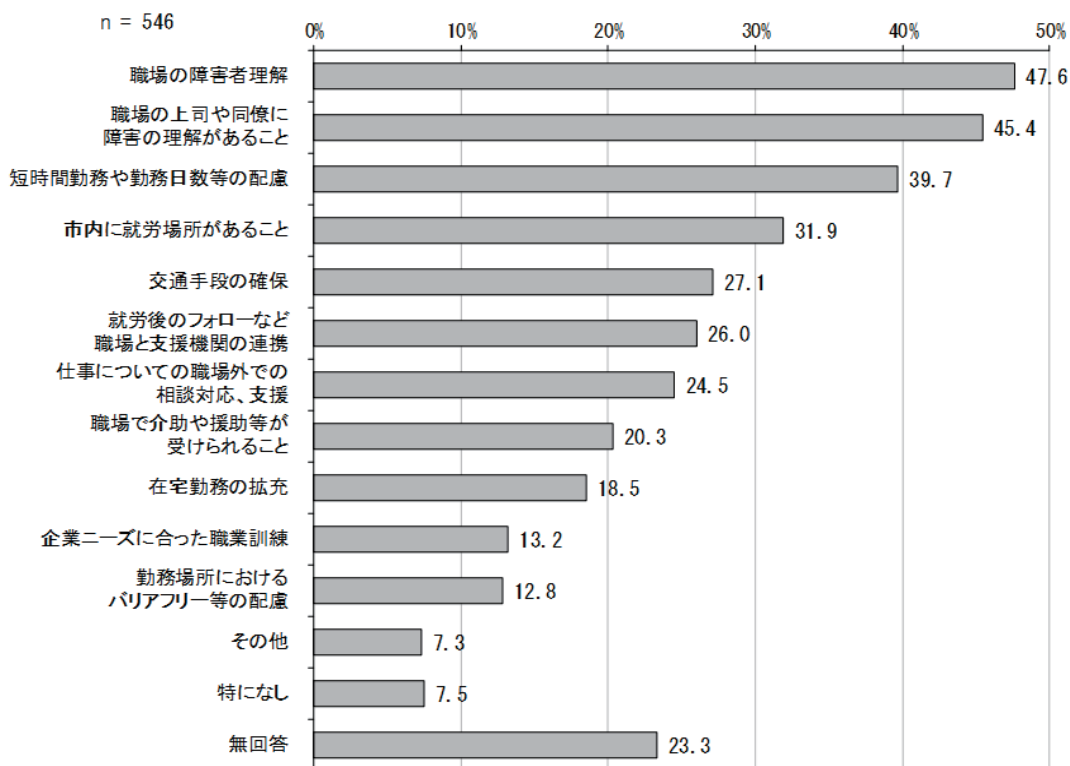
就労を目的とした職業訓練の受講意向については、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が最も高い一方、約2割は「職業訓練を受けたい」と答えています。

資料 6-5 就労を目的とした職業訓練の受講意向について



障害者の就労のために必要なこととしては、「職場の障害者理解」や「職場の上司や同僚に障害の理解があること」という回答が最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が高くなっています。

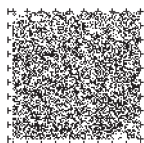
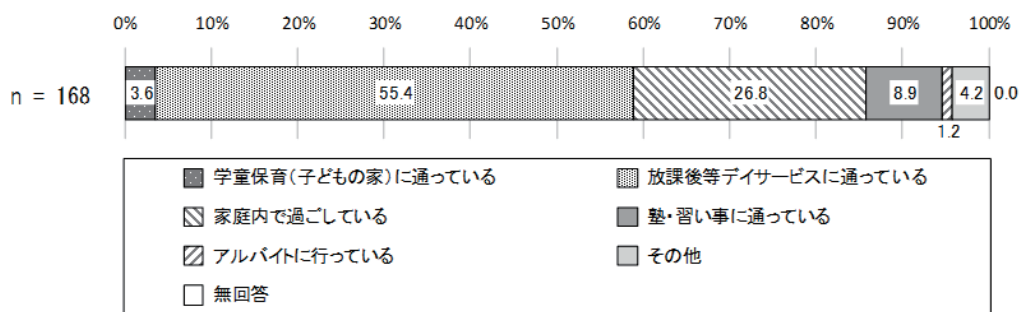
資料 6-6 障害者の就労のために必要なことについて【複数回答可】



<18歳未満調査>

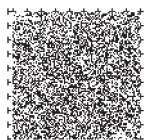
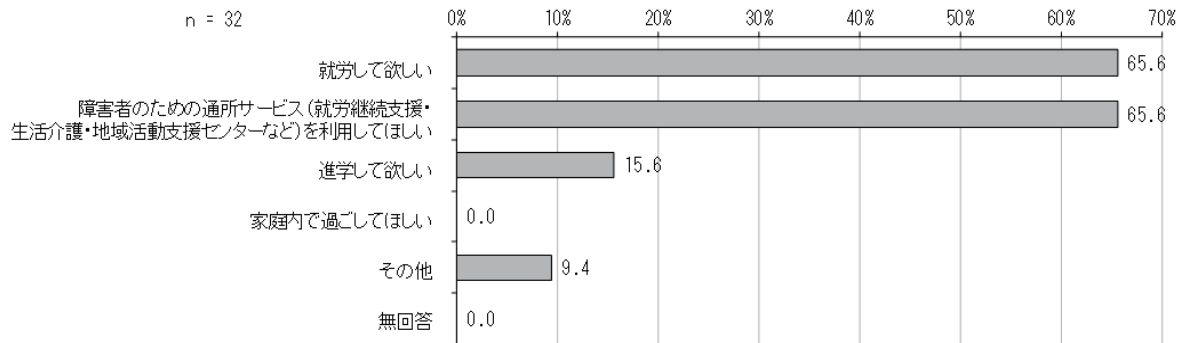
学校に通学している場合の放課後の過ごし方では、5割以上が「放課後等デイサービスに通っている」と回答しています。

資料 6-7 学校に通学している場合の放課後の過ごし方について



お子さんの高等学校・高等部を卒業後の日中の過ごし方については、保護者からの回答として「就労して欲しい」や「障害者のための通所サービス（就労継続支援・生活介護・地域活動支援センターなど）を利用してほしい」の割合が高くなっています。

資料 6-8 お子さんの高等学校・高等部を卒業後の日中の過ごし方について
【複数回答可】

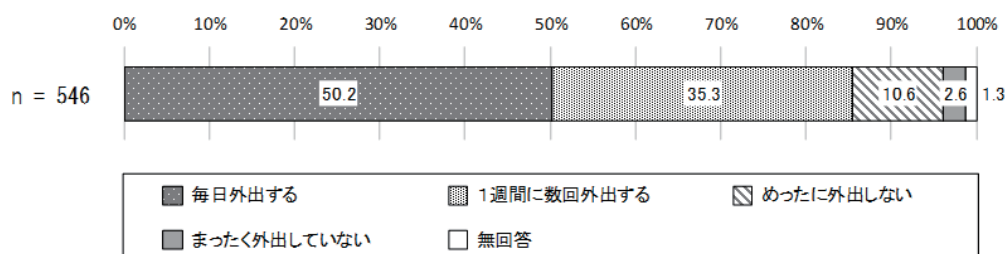


(7) 外出について

<18 歳以上調査>

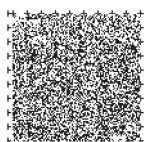
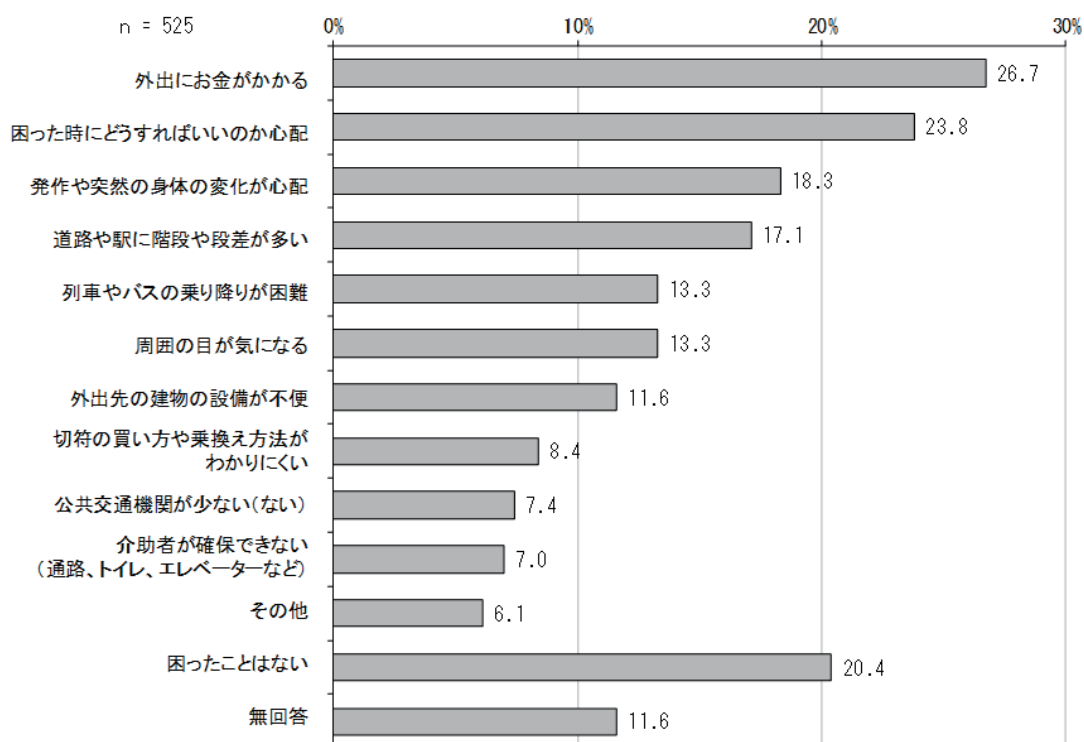
外出の頻度については、「毎日外出する」と「1週間に数回外出する」が合わせて8割以上を占めています。一方で、1割程度は「めったに外出しない」か「まったく外出しない」と回答しています。

資料 7-1 1週間の外出頻度について



外出する時に困ることでは、「外出にお金がかかる」、「困った時にどうすればいいの心配」及び「発作や突然の身体の変化が心配」の割合が高くなっています。

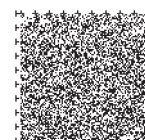
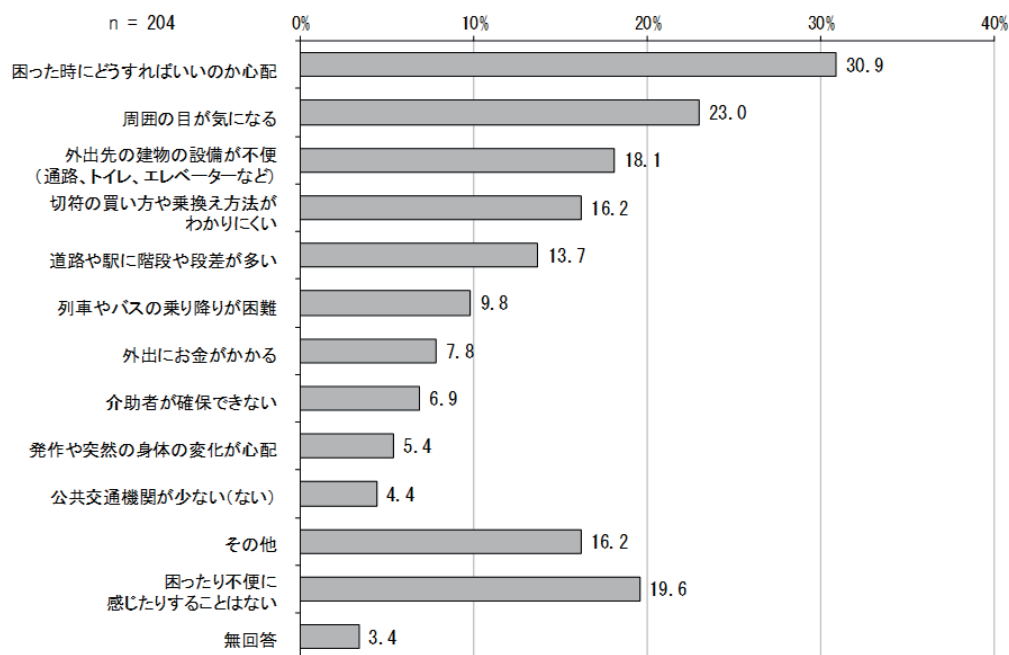
資料 7-2 外出する時に困ることについて【複数回答可】



<18歳未満調査>

お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出する時に困ったり不便に感じることもあることについては、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が最も高く、次いで「周囲の目が気になる」や「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」の割合が高くなっています。一方、約2割は「困ったり不便に感じたりすることはない」と答えています。

資料 7-3 お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出する時に、困ったり不便に感じるについて【複数回答可】

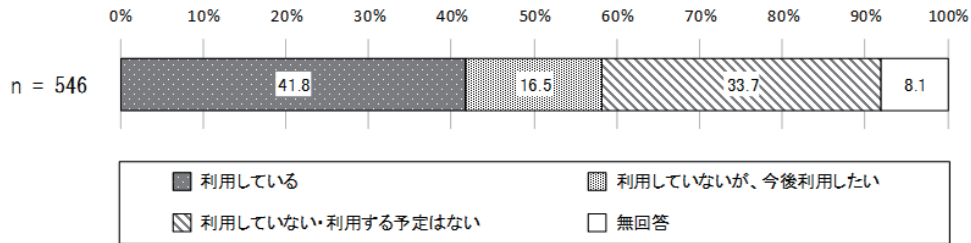


(8) 障害福祉サービスについて

<18歳以上調査>

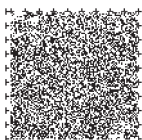
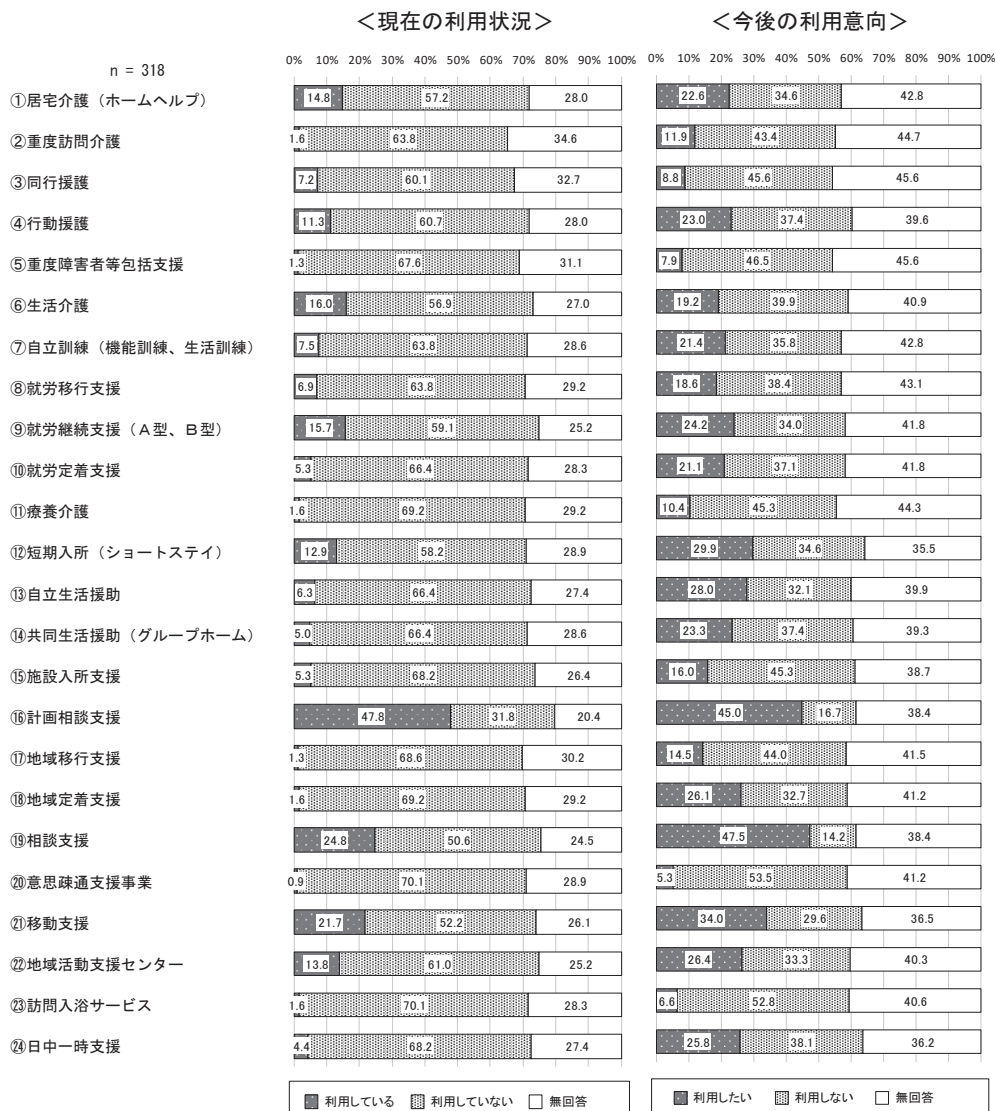
障害福祉サービスの利用については、「利用している」が4割以上と最も高く、「利用していないが、今後利用したい」も約2割程度を占めています。

資料 8-1 障害福祉サービス利用について



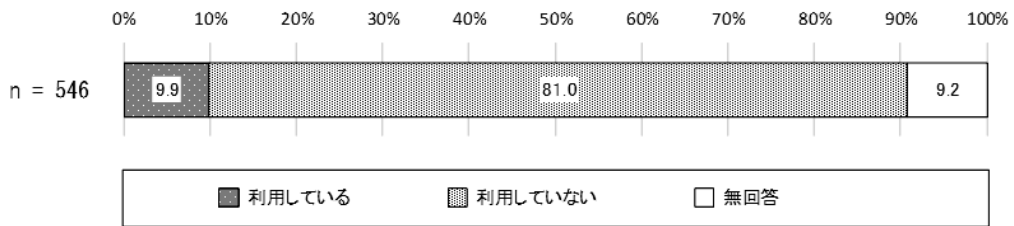
障害福祉サービスの利用状況では、「計画相談支援」で「利用している」の割合が最も高くなっています。障害福祉サービスの今後の利用意向では、「相談支援」と「計画相談支援」が4割を占めており、次いで「移動支援」や「短期入所」の割合が高くなっています。

資料 8-2 個々のサービスの利用状況について



介護保険サービスの利用については、「利用していない」が約8割となっていますが、75歳以上では6割半ばが「利用している」と回答しています。

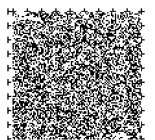
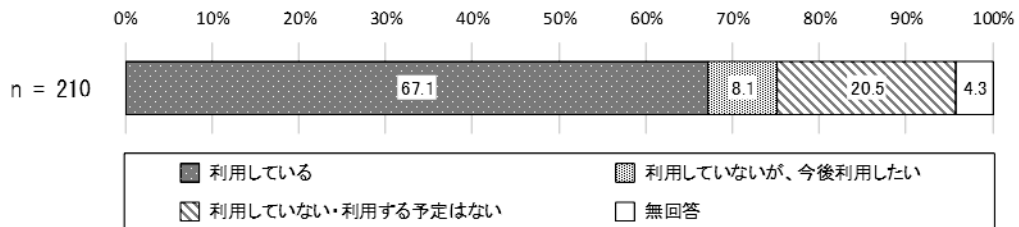
資料 8-3 介護保険サービス利用について



<18 歳未満調査>

障害福祉サービスの利用については、「利用している」が6割半ばと最も高くなっています。

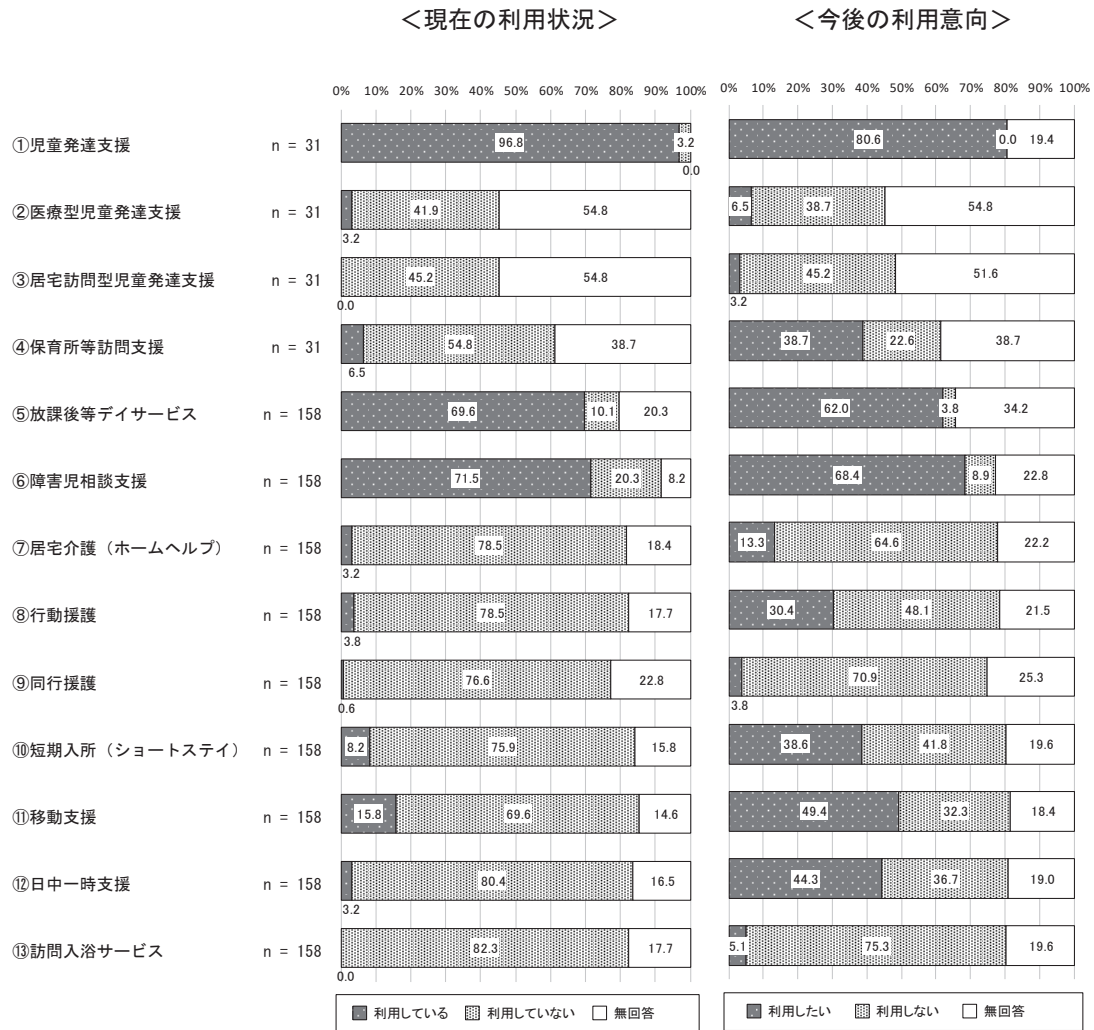
資料 8-4 障害福祉サービス利用について



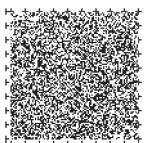
個々の障害福祉サービスの利用状況については、「児童発達支援」でほぼすべての方が「利用している」と回答し、「障害児相談支援」と「放課後等デイサービス」でも「利用している」が約7割となっています。

今後の障害福祉サービスの利用意向については、「児童発達支援」で「利用したい」の割合が最も高く、次いで「障害児相談支援」、「放課後等デイサービス」及び「移動支援」において「利用したい」の割合が高くなっています。

資料 8-5 個々のサービスの利用状況について



※①～④は未就学児の子供がいる方のみ回答

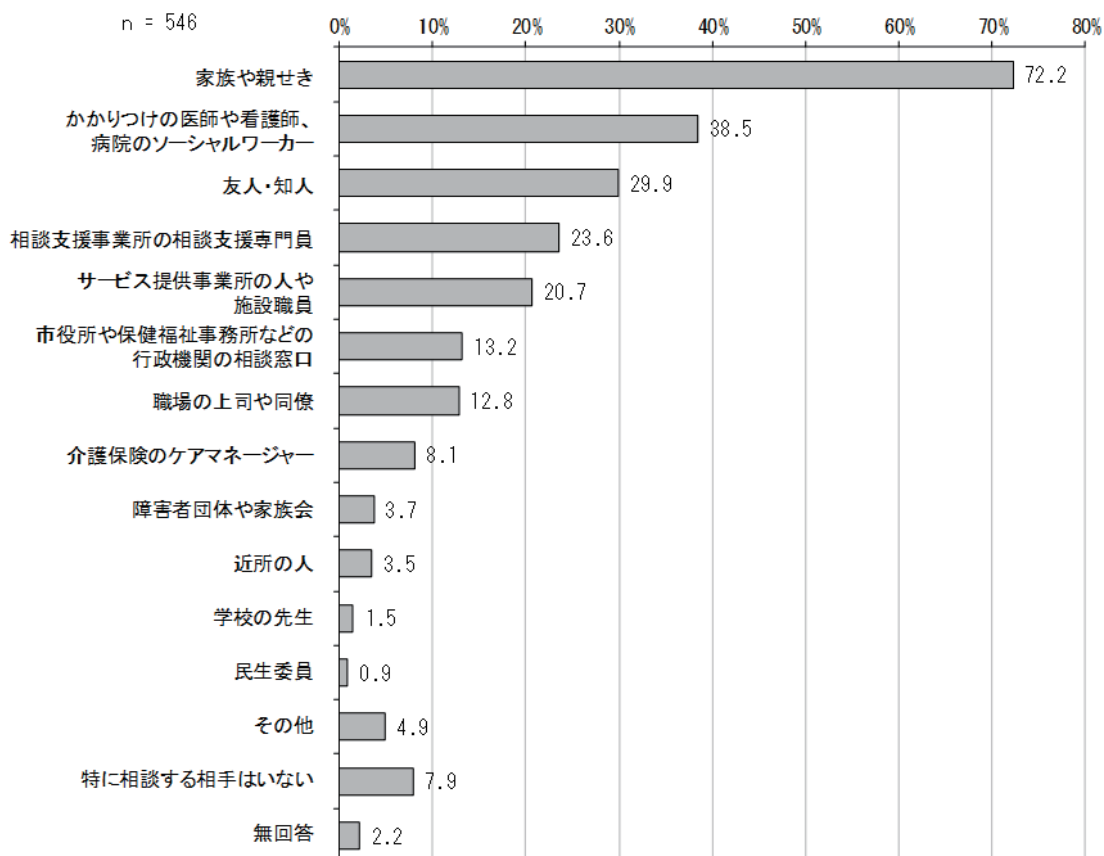


(9) 相談について

<18歳以上調査>

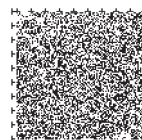
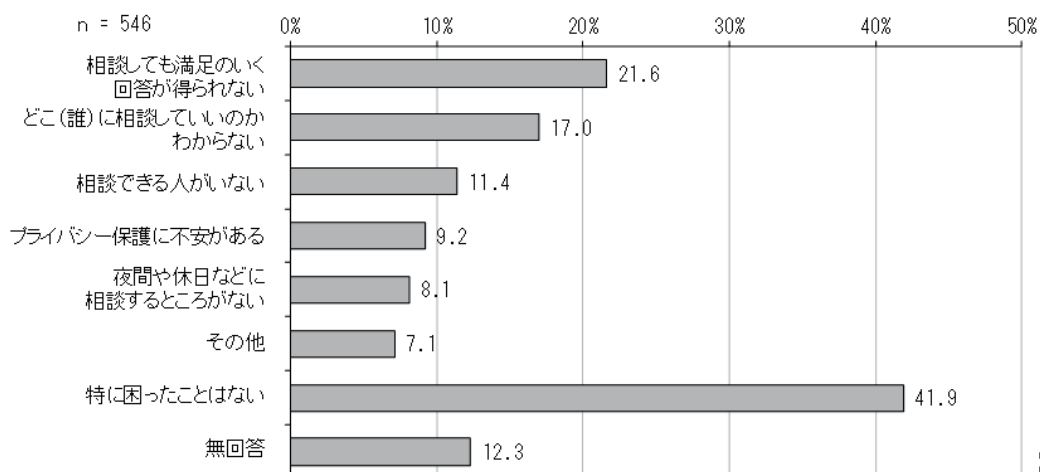
相談相手については、「家族や親せき」の割合が最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師、病院のソーシャルワーカー」や「友人・知人」の割合が高くなっています。

資料 9-1 相談相手について【複数回答可】



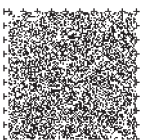
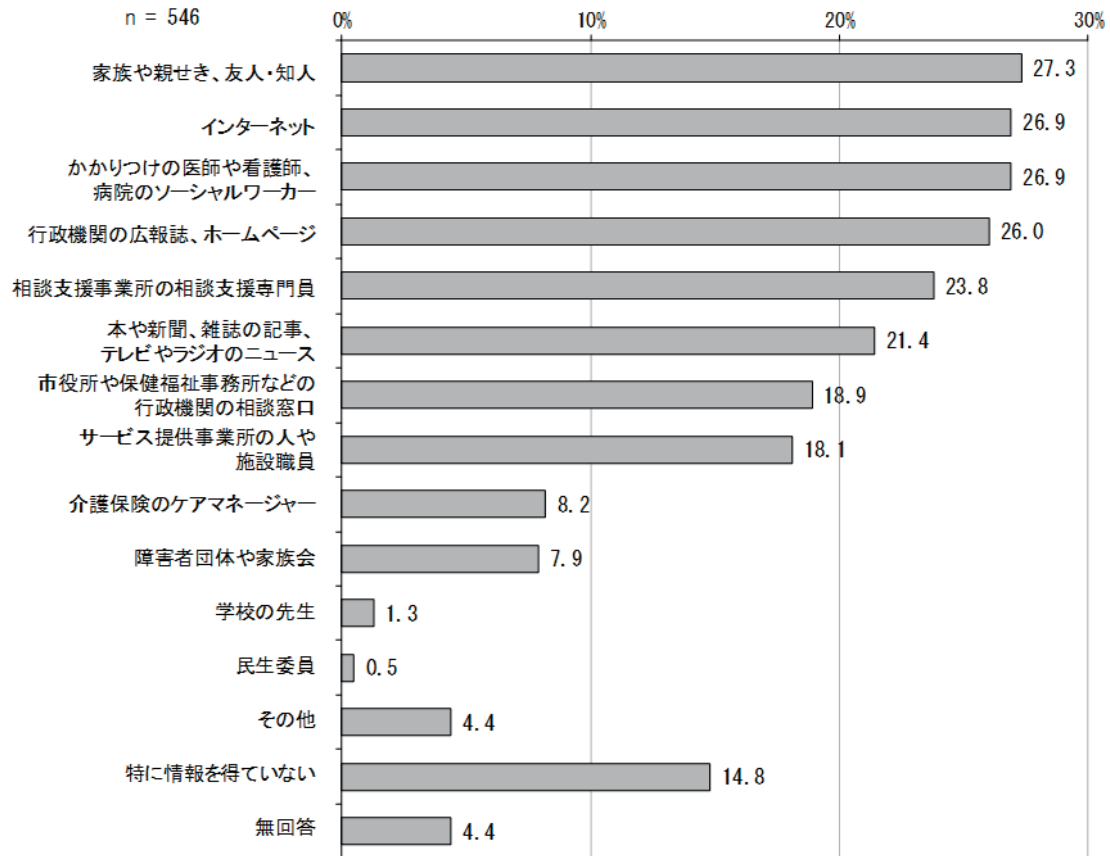
相談について困ることでは、「相談しても満足いく回答が得られない」の割合が最も高く、次いで、「どこ（誰）に相談していいのかわからない」や「相談できる人がいない」の割合が高くなっています。

資料 9-2 相談の際に困ることについて【複数回答可】



障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報を主にどこから得ているかについては、「家族や親せき、友人・知人」の割合が最も高く、次いで「インターネット」や「かかりつけの医師や看護師、病院のソーシャルワーカー」の割合が高くなっています。

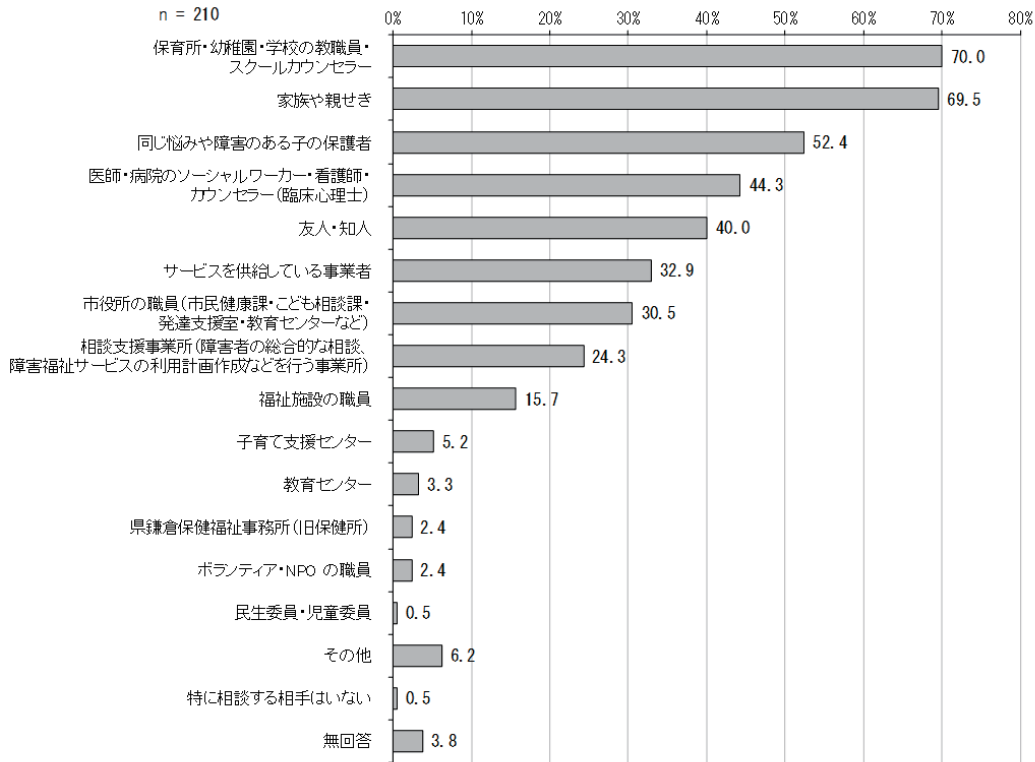
資料 9-3 障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報を主にどこから得ているかについて【複数回答可】



<18歳未満調査>

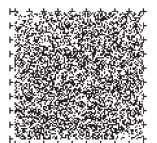
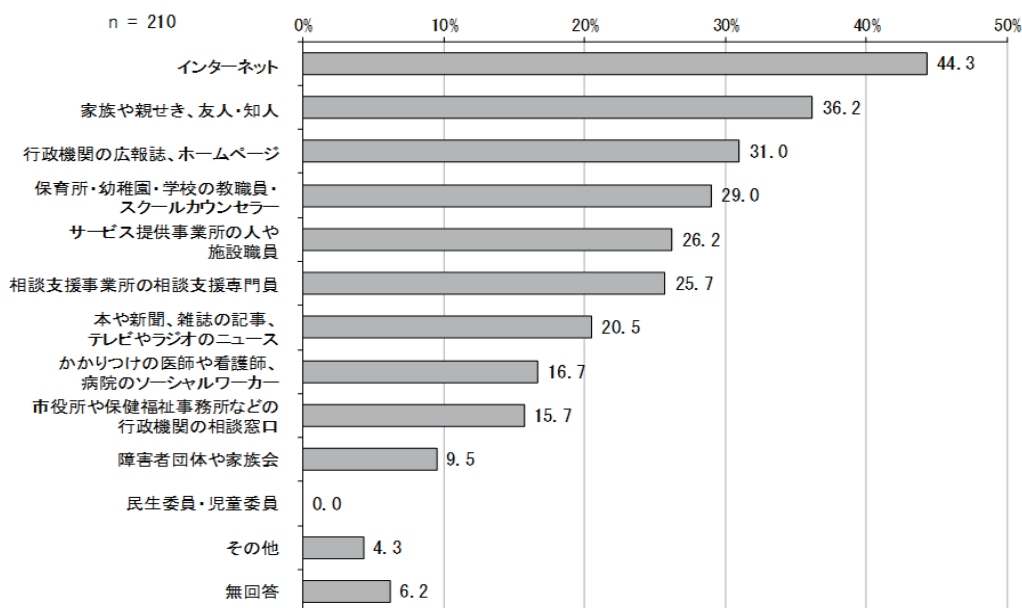
相談相手については、「保育所・幼稚園・学校の教職員・スクールカウンセラー」と「家族や親せき」がほぼ同件数の回答があり、次いで「同じ悩みや障害のある子の保護者」の割合が高くなっています。

資料 9-4 相談相手について【複数回答可】



障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから得ているかについては、「インターネット」の割合が最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」や「行政機関の広報誌、ホームページ」の割合が高くなっています。

資料 9-5 障害の制度のことや福祉サービスなどに関する情報を主にどこから得ているかについて【複数回答可】

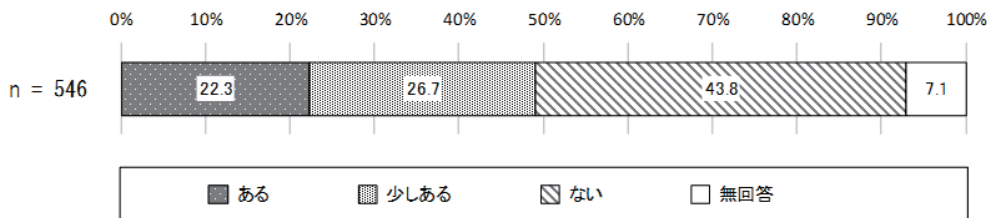


(10) 権利擁護について

<18歳以上調査>

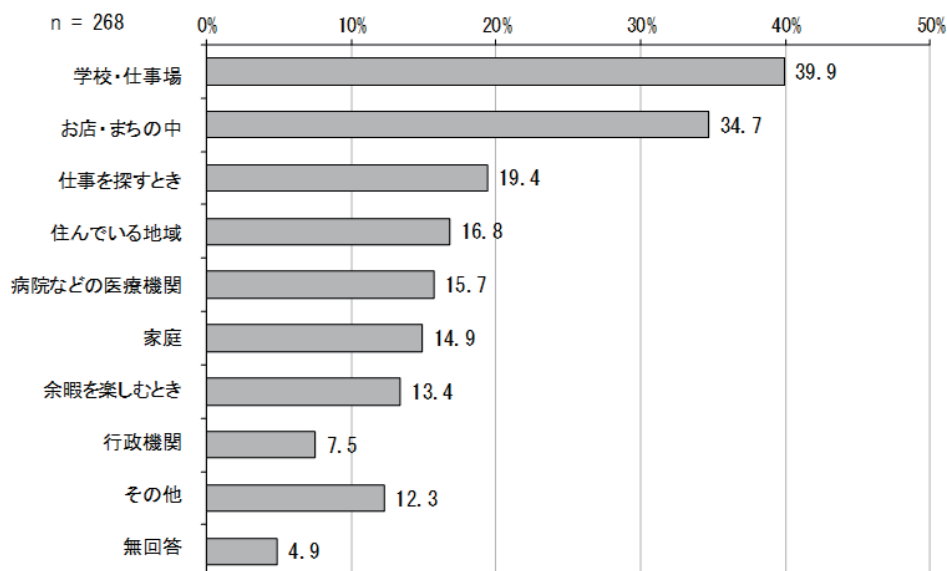
障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ない」の割合が最も高い一方で、4割以上が「少しある」か「ある」と回答しています。

資料 10-1 障害を理由に差別を受けた経験について



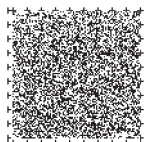
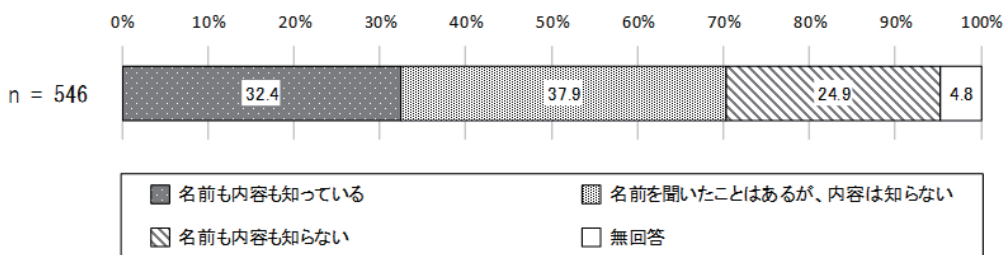
どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについては、「学校・仕事場」の割合が最も高く、次いで「お店・まちの中」や「仕事を探すとき」の割合が高くなっています。

資料 10-2 差別を受けた場所について【複数回答可】



成年後見制度を知っているかについては、「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」または「名称も内容も知らない」の割合が約6割と高くなっています。

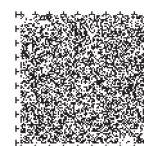
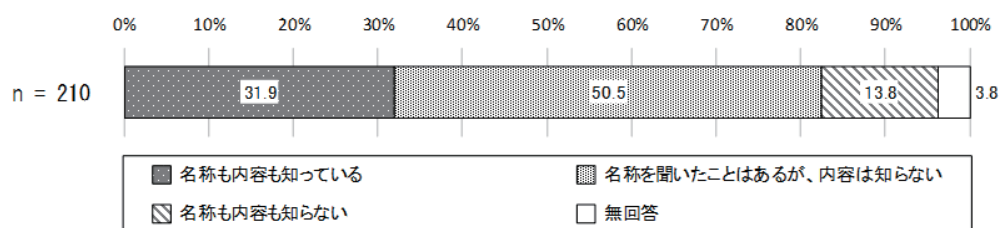
資料 10-3 成年後見制度の認知について



<18歳未満調査>

成年後見制度を知っているかについては、「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」または「名称も内容も知らない」の割合が約6割と高くなっています。

資料 10-4 成年後見制度の認知について

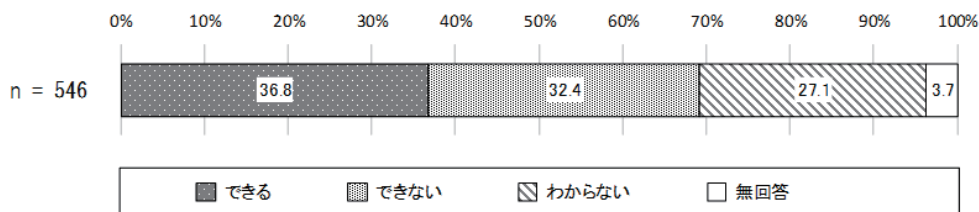


(11) 災害時について

<18歳以上調査>

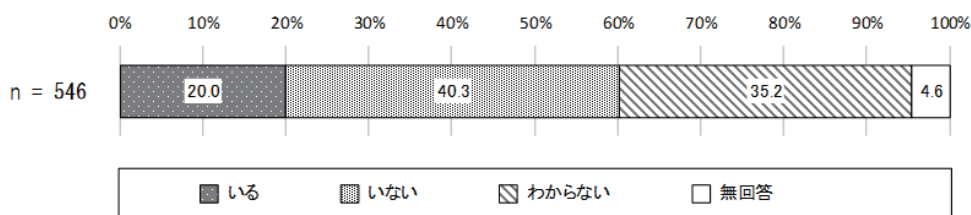
火事や地震などの災害時に、ひとりで避難できるかについては、「できない」または「わからない」の割合が約6割と高くなっています。

資料 11-1 災害時にひとりで避難できるかについて



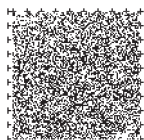
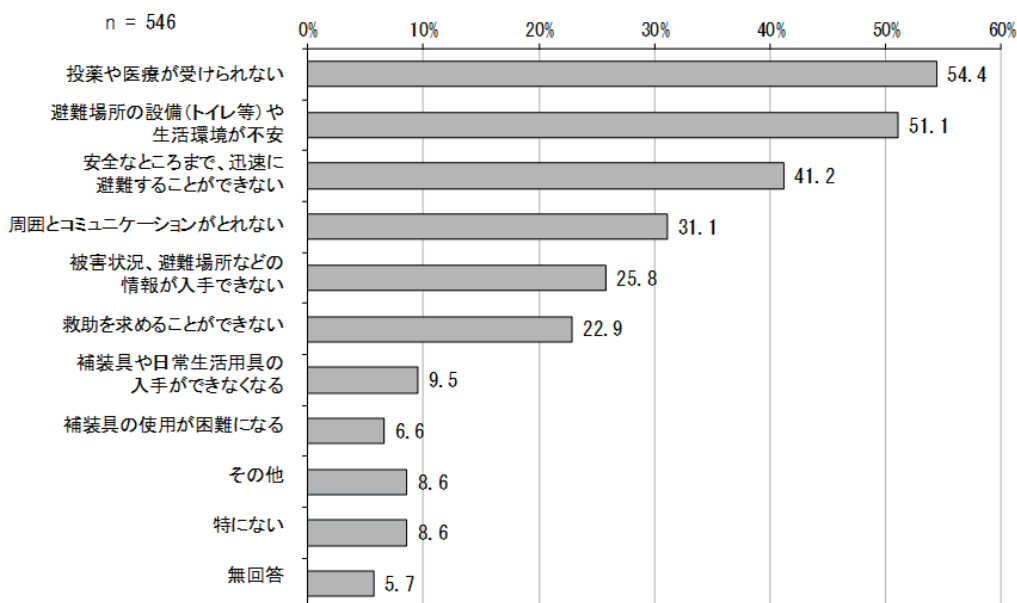
家族が不在の場合や一人暮らしの場合、災害時に、近所であなたを助けてくれる人はいるかについては、約4割が「いない」と回答しています。

資料 11-2 災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる人がいるかについて



災害時に困ることがあるかについては、「投薬や医療が受けられない」の割合が最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」や「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が高くなっています。

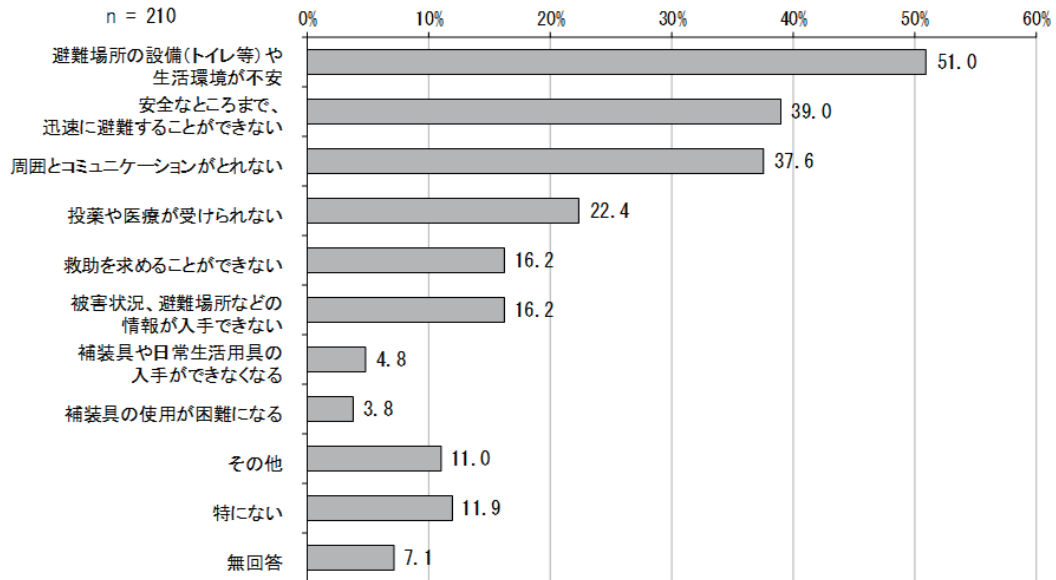
資料 11-3 災害時に困ることについて【複数回答可】



<18歳未満調査>

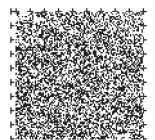
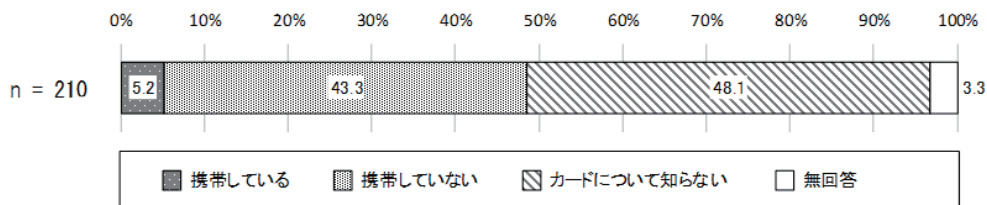
災害時に困ることがあるかについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」や「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が高くなっています。

資料 11-4 災害時に困ることについて【複数回答可】



「緊急時あんしんカード」を携帯しているかについては、約5割が「カードについて知らない」と答えており、「緊急時あんしんカード」を知っていて「携帯している」は1割未満となっています。

資料 11-5 「緊急時あんしんカード」について



4 障害福祉サービス提供実態調査（概要版）

（1）調査の目的

令和3年度（2021年度）からの第6期鎌倉市障害福祉サービス計画（第2期鎌倉市障害児福祉計画を含む）を策定するための基礎資料として、調査を実施しました。

（2）調査対象

鎌倉市内で障害福祉サービスを実施している法人等

（3）調査期間

令和2年（2020年）1月15日から令和2年（2020年）1月31日

（4）調査方法

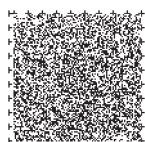
郵送による配布・回収

（5）回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
68通	49通	72.1%

（6）調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- 各回答において、回答者数が著しく少ないもの等は、比率が動きやすく分析には適さないため、サンプル数が10より少ない項目は参考として表示し、分析から除外しています。

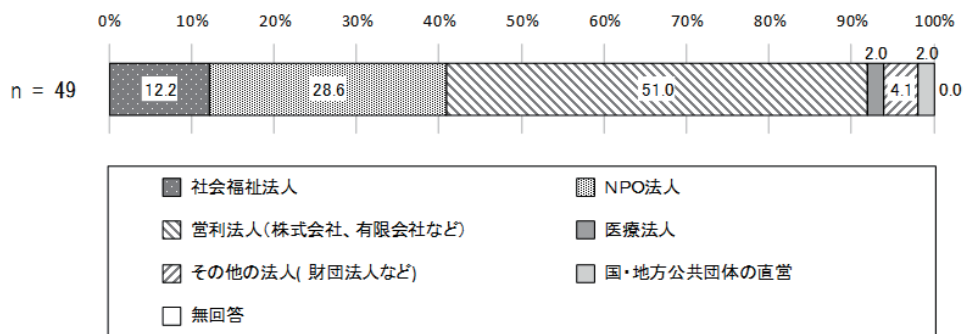


II 調査結果

(1) 事業所の運営状況について

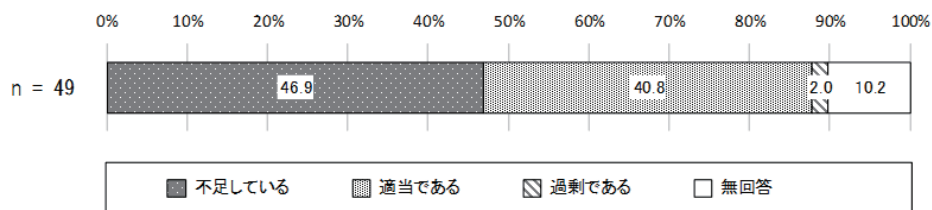
法人の種類では、「営利法人（株式会社、有限会社など）」の割合が約5割と最も高く、次いで「NPO法人」が約3割、「社会福祉法人」が約1割と高くなっています。

資料 1-1 法人の種類



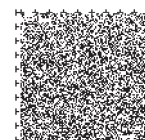
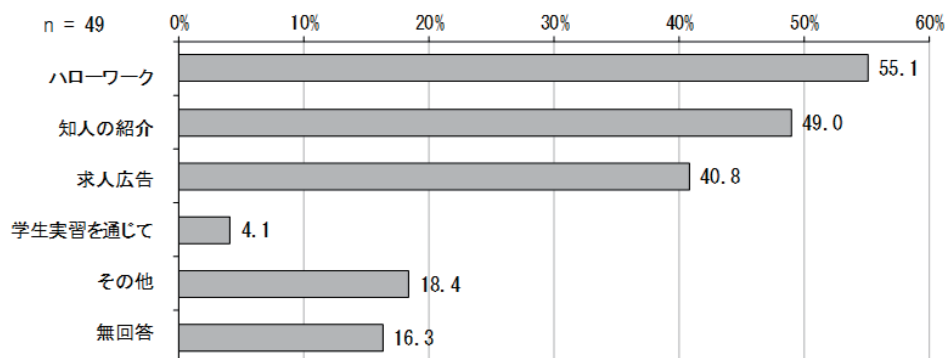
現在の職員の過不足については、「不足している」が約5割と最も高く、次いで「適当である」が約4割と高くなっています。

資料 1-2 職員の過不足について



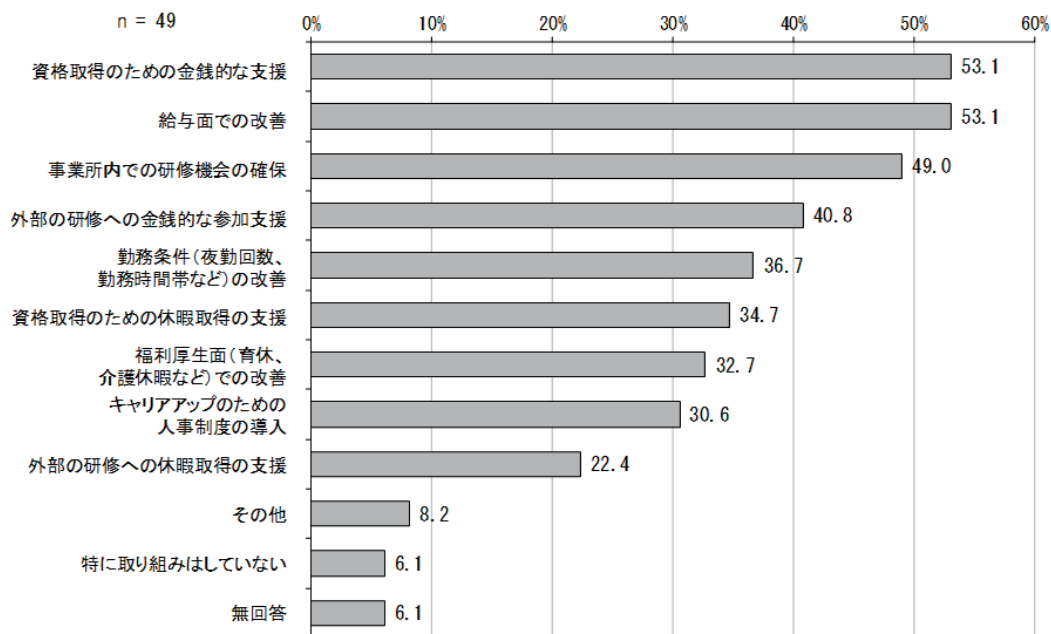
職員の採用はどのようにしているかでは、「ハローワーク」の割合が最も高く、次いで「知人の紹介」や「求人広告」の割合が高くなっています。

資料 1-3 職員の採用方法について【複数回答可】



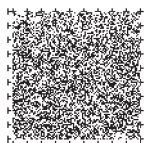
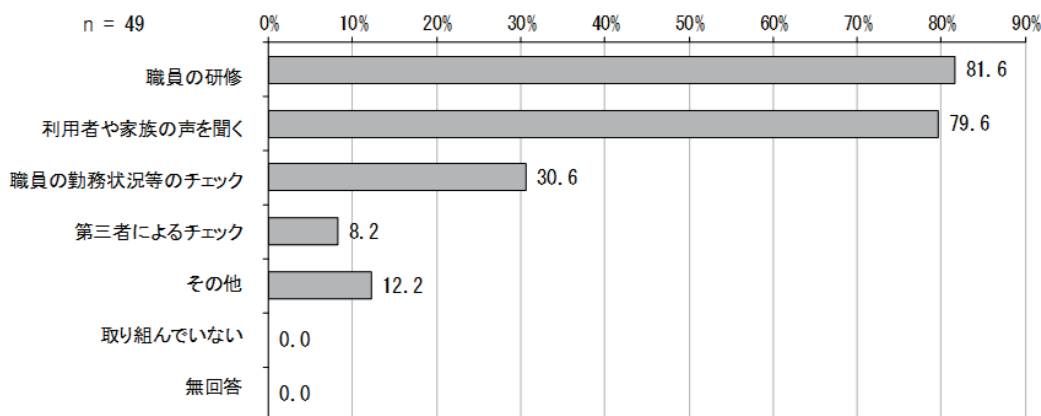
職員定着のために行っている取り組みでは、「資格取得のための金銭的な支援」と「給与面での改善」の割合が最も高く、次いで「事業所内での研修機会の確保」や「外部の研修への金銭的な参加支援」の割合が高くなっています。

資料 1-4 職員定着のために行っている取り組みについて【複数回答可】



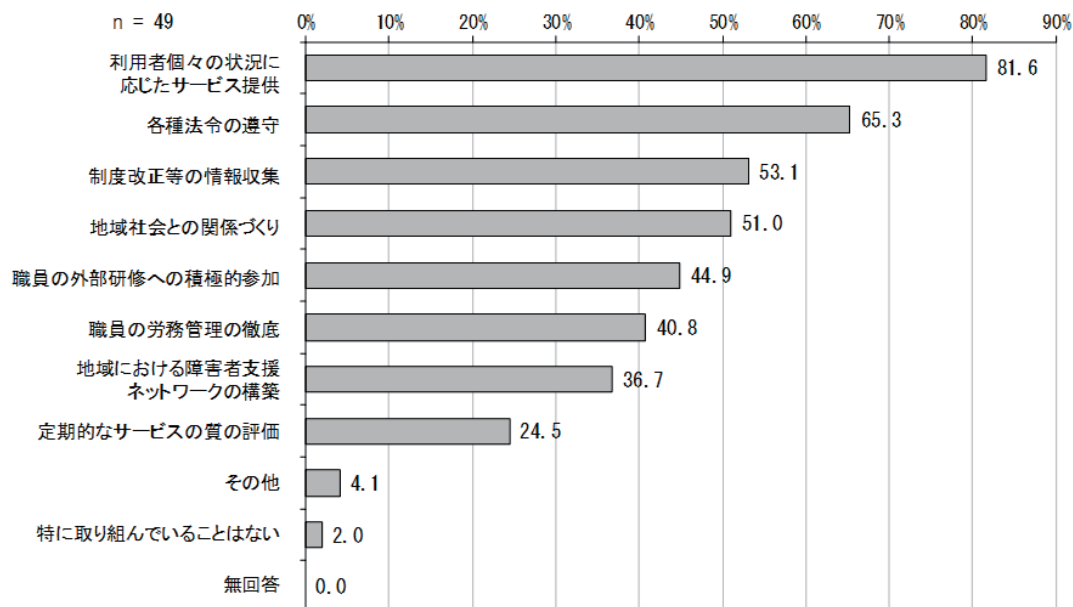
障害者の虐待防止のため、どのようなことに取り組んでいるかについては、「職員の研修」の割合が最も高く、次いで「利用者や家族の声を聞く」や「職員の勤務状況等のチェック」の割合が高くなっています。

資料 1-5 障害者の虐待防止のための取り組みについて【複数回答可】



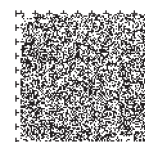
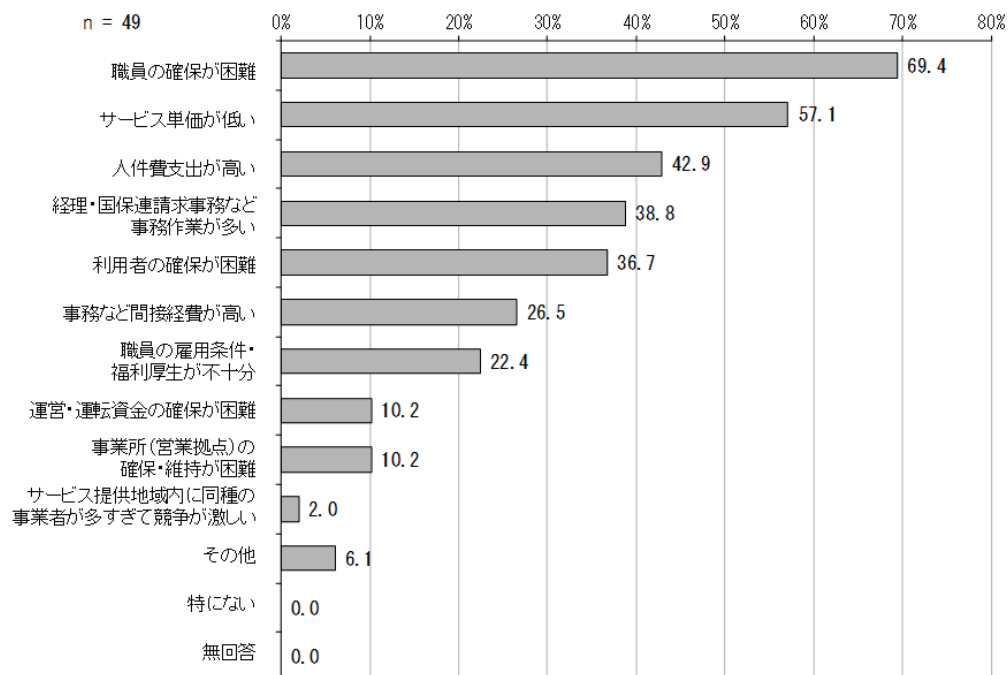
サービスの質の向上及び適正な事業運営のため、どのようなことに取り組んでいるかについては、「利用者個々の状況に応じたサービス提供」の割合が最も高く、次いで「各種法令の遵守」や「制度改正等の情報収集」の割合が高くなっています。

資料 1-6 サービスの質の向上及び適正な事業運営のための取り組みについて【複数回答可】



事業運営上の問題点・課題では、「職員の確保が困難」の割合が最も高く、次いで「サービス単価が低い」や「人件費支出が高い」の割合が高くなっています。

資料 1-7 事業運営上の問題点・課題について【複数回答可】



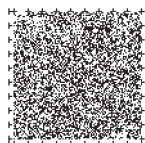
(2) 事業展開について

現在提供しているサービスも含め、今後のサービス提供の方向性については、新規参入する予定のサービスでは「共生型サービス（30年度新設）」が最も多く、現在サービスを提供中で、事業を拡大する予定のサービスでは「就労移行支援」や「就労継続支援（B型）」が多くなっています。

資料2-1 今後のサービス提供の方向性について

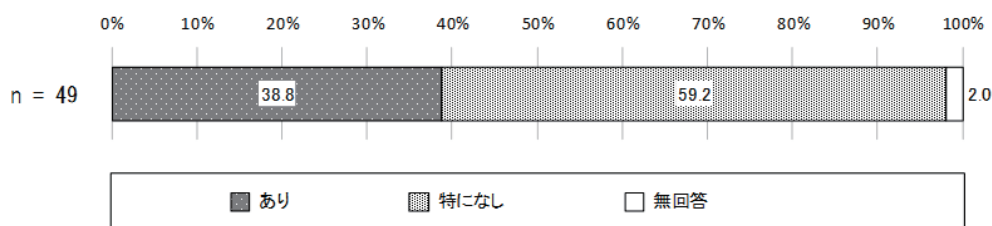
単位:事業所数

	新規	拡大	現状維持	縮小	廃止	予定なし
1 居宅介護(ホームヘルプ)	0	1	13	4	1	10
2 重度訪問介護	0	0	6	1	4	13
3 同行援護	0	0	6	0	0	13
4 行動援護	2	0	2	0	0	12
5 重度障害者等包括支援	2	0	0	0	0	13
6 短期入所(ショートステイ)	2	0	3	0	0	12
7 福祉型強化短期入所	2	0	0	0	0	13
8 生活介護	2	0	5	0	0	12
9 療養介護	0	0	0	0	0	15
10 自立訓練(機能訓練)	0	2	0	0	0	13
11 自立訓練(生活訓練)	0	2	0	0	0	13
12 宿泊型自立訓練	2	0	0	0	0	13
13 就労移行支援	0	4	0	0	0	13
14 就労継続支援(A型)	2	1	4	0	0	13
15 就労継続支援(B型)	2	3	7	0	1	11
16 施設入所支援	2	0	1	0	0	13
17 共同生活援助(グループホーム)	2	0	6	0	0	10
18 日中サービス支援型共同生活援助	2	0	0	0	0	13
19 地域活動支援センター	2	0	8	0	0	11
20 移動支援	2	2	6	3	1	9
21 日中一時支援	2	0	2	0	0	13
22 特定相談支援(計画相談)	2	1	5	1	1	12
23 一般相談支援(地域移行支援)	2	0	3	0	0	12
24 一般相談支援(地域定着支援)	2	0	3	0	0	12
25 児童発達支援	1	2	2	0	0	11
26 医療型児童発達支援	2	0	0	0	0	13
27 放課後等デイサービス	1	1	7	0	0	11
28 保育所等訪問支援	0	1	1	0	0	13
29 福祉型障害児入所施設	2	0	0	0	0	13
30 医療型障害児入所施設	2	0	0	0	0	13
31 障害児相談支援	1	0	4	0	0	12
32 就労定着支援(30年度新設)	2	1	0	0	0	13
33 自立生活援助(30年度新設)	2	0	0	0	0	13
34 居宅訪問型児童発達支援(30年度新設)	1	0	0	0	0	14
35 共生型サービス(30年度新設)	3	0	0	0	0	12



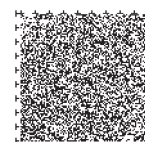
直近3年間で、新規参入・拡大を検討したサービスの有無については、「特になし」が約6割と高い一方で、約4割は「あり」と回答しています。また、新規参入を検討したサービスでは、「共同生活援助（グループホーム）」が最も多くなっています。

資料 2-1 直近3年間で、新規参入・拡大を検討したサービスについて



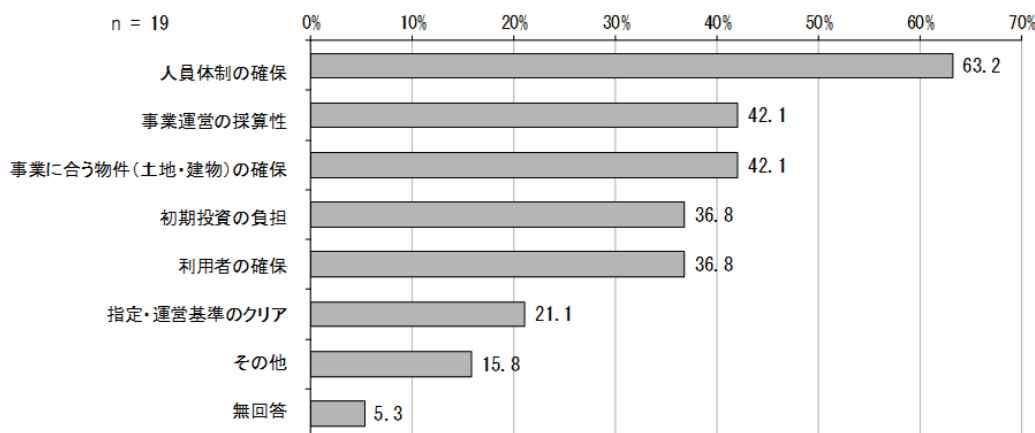
単位:事業所数

1	居宅介護(ホームヘルプ)	0
2	重度訪問介護	0
3	同行援護	1
4	行動援護	0
5	重度障害者等包括支援	0
6	短期入所(ショートステイ)	3
7	福祉型強化短期入所	0
8	生活介護	2
9	療養介護	0
10	自立訓練(機能訓練)	0
11	自立訓練(生活訓練)	0
12	宿泊型自立訓練	2
13	就労移行支援	1
14	就労継続支援(A型)	1
15	就労継続支援(B型)	3
16	施設入所支援	0
17	共同生活援助(グループホーム)	4
18	日中サービス支援型共同生活援助	0
19	地域活動支援センター	0
20	移動支援	2
21	日中一時支援	3
22	特定相談支援(計画相談)	0
23	一般相談支援(地域移行支援)	0
24	一般相談支援(地域定着支援)	0
25	児童発達支援	0
26	医療型児童発達支援	0
27	放課後等デイサービス	1
28	保育所等訪問支援	0
29	福祉型障害児入所施設	0
30	医療型障害児入所施設	0
31	障害児相談支援	1
32	就労定着支援(30年度新設)	1
33	自立生活援助(30年度新設)	0
34	居宅訪問型児童発達支援(30年度新設)	0
35	共生型サービス(30年度新設)	0



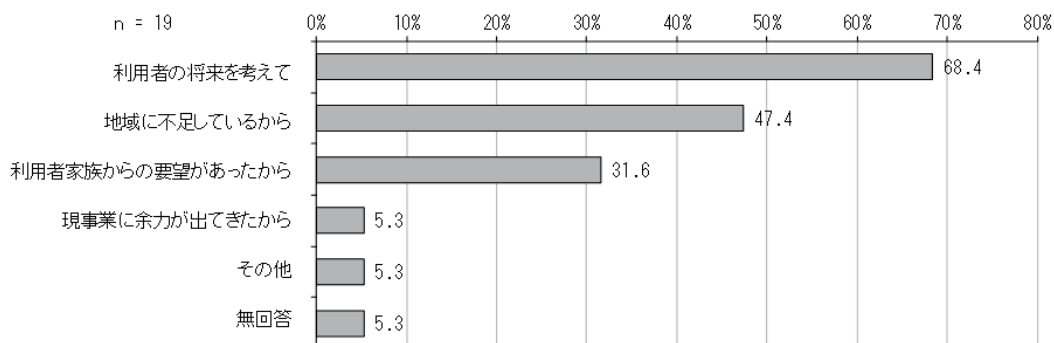
新規参入・拡大を検討した場合の課題や問題点では、「人員体制の確保」の割合が最も高く、次いで「事業運営の採算性」や「事業に合う物件（土地・建物）の確保」の割合が高くなっています。

資料 2-2 新規参入・拡大に当たっての課題や問題点について【複数回答可】



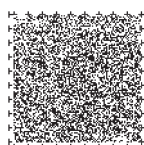
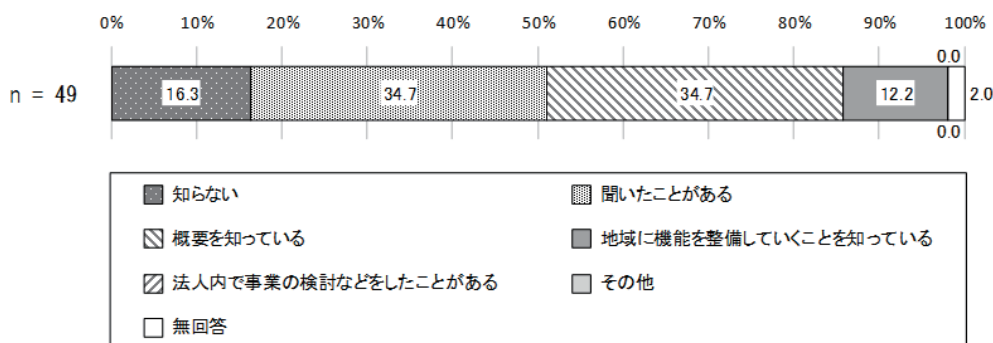
サービスの新規参入、拡大を考えたきっかけでは、「利用者の将来を考えて」の割合が最も高く、次いで「地域に不足しているから」や「利用者家族からの要望があったから」の割合が高くなっています。

資料 2-3 新規参入・拡大を考えたきっかけについて



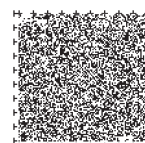
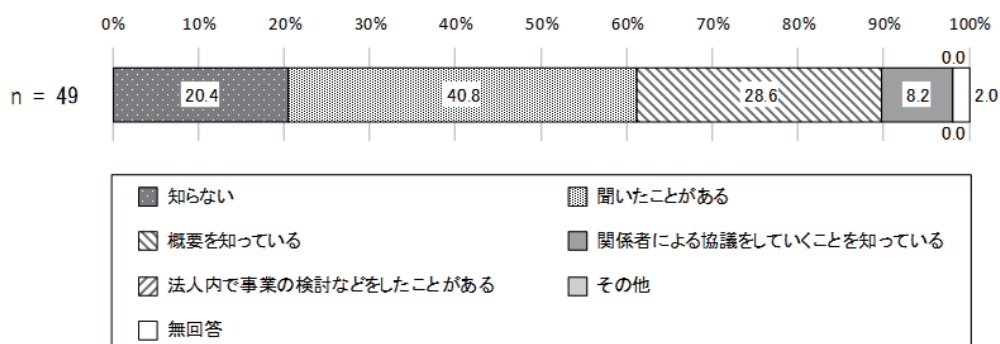
地域生活支援拠点を知っているかについては、「聞いたことがある」と「概要を知っている」の割合が同率で最も高く、次いで「知らない」の割合が1割半ばと高くなっています。

資料 2-4 地域生活支援拠点を知っているかについて



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを知っているかについては、「聞いたことがある」の割合が約4割と最も高く、次いで「概要を知っている」の割合が高くなっています。

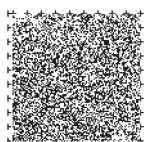
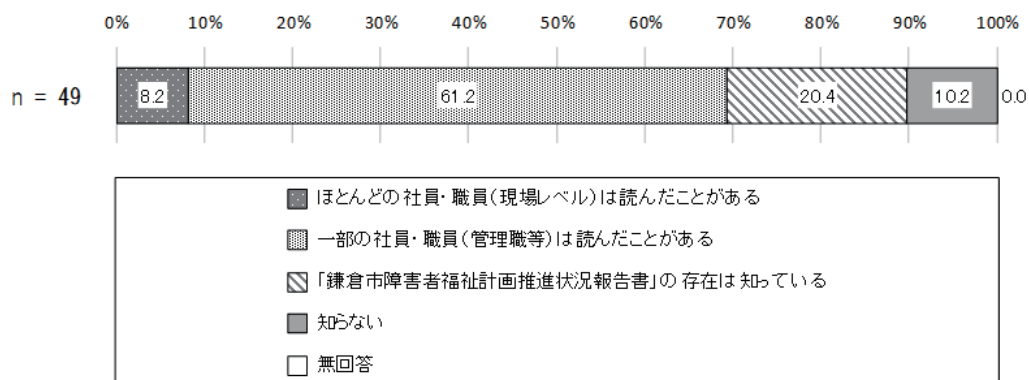
資料 2-5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを知っているかについて



(3) 鎌倉市の障害福祉について

鎌倉市障害者基本計画及び鎌倉市障害福祉サービス計画に定めた個別施策や事業の推進状況をチェックするために毎年作成している「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を読んだことがあるかについて、「一部の社員・職員（管理職等）は読んだことがある」の割合が約6割と最も高く、次いで「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書の存在は知っている」が約2割、「ほとんどの社員・職員（現場レベル）は読んだことがある」が約1割となっています。

資料 3-1 「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を読んだことがあるかについて



5 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例

平成25年6月24日条例第6号

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の障害者福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく鎌倉市障害者基本計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく鎌倉市障害福祉サービス計画の策定及び推進に関する事項
- (2) その他障害者福祉施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 福祉に関係を有する団体が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者又は知識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌々年度の末日とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、2年とする。

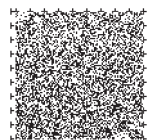
付 則（平成29年3月30日条例第45号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 施行日において現に在職する委員及び同日以後最初に委嘱される委員の任期満了の日は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日とする。



6 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例施行規則

平成25年7月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会条例（平成25年6月条例第6号）第6条の規定に基づき、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

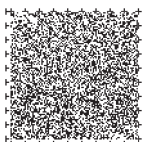
第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年3月30日規則第56号）

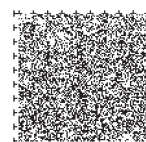
この規則は、平成29年4月1日から施行する。



7 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会委員名簿

令和2年度（2020年度）

条例第3条第2項に基づく区分	所属	氏名	備考
医療に関係を有する団体が推薦する者	公益社団法人 鎌倉市医師会	湯 浅 章 平	
医療に関係を有する団体が推薦する者	一般社団法人 鎌倉市歯科医師会	白 田 泰 愛	
福祉に関係を有する団体が推薦する者	鎌倉清和園	木 村 洋 一	
福祉に関係を有する団体が推薦する者	鎌倉市肢体不自由児者父母の会	國 分 哲 男	
福祉に関係を有する団体が推薦する者	地域活動支援センターひかり	笠 間 玲 子	
福祉に関係を有する団体が推薦する者	特定非営利活動法人 ゆうほ 第二レスカル（カフェ茶るら）	竹 田 恵 子	
福祉に関係を有する団体が推薦する者	よこすか障害者就業・生活支援センター	小 澤 公 雄	
福祉に関係を有する団体が推薦する者	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会	宇 高 毅	
福祉に関係を有する団体が推薦する者	社会福祉法人ラファエル会 鎌倉薫風	太 田 顕 博	副会長
福祉に関係を有する団体が推薦する者	社会福祉法人聖テレジア会鎌倉療育医療 センター小さき花の園	大 津 真 優	
福祉に関係を有する団体が推薦する者	かまくら福祉・教育ネット	橋 本 美 津 子	
学識経験を有する者	神奈川県立保健福祉大学	岸 川 学	会 長
関係行政機関の職員	神奈川県立鎌倉養護学校	小 田 恵 美 子	
関係行政機関の職員	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	古 塩 節 子	
市民		神 田 衣 智 子	



8 鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策に関する調整、調査、研究等をするため、鎌倉市障害者福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画に係る施策の推進における調整
- (2) 障害者福祉計画の改定素案の作成
- (3) 障害者福祉計画に関する事項の調査及び研究
- (4) その他障害者福祉計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議長 健康福祉部長
 - (2) 副議長 健康福祉部次長(第7条に規定する庶務担当課等を所管する次長)
 - (3) 委員 健康福祉部および子どもみらい部内の課長及び課長代理、及び教育指導課長
- 2 議長は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 推進会議は、議長が招集し会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 推進会議は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 議長は、必要に応じて推進会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会長及び部会員は、議長が指名する。
- 3 議長は、必要に応じ臨時部会員を置くことができる。
- 4 部会の会議は、部会長が議長に諮って招集し、会議の結果は推進会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、この推進会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

付 則

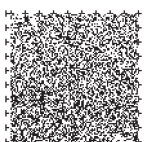
この要綱は、決裁の日（平成19年12月28日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成20年4月1日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成21年4月1日）から施行する。



参照頁のうち、「基本」の記載については「第3期鎌倉市障害者基本計画」を、「福祉」の記載については本計画「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画」を指しています。

あ行

アウトリーチ（福祉：15頁）

支援が必要であるにも関わらず届いていない方に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すことです。

一般就労（基本：23・44・45頁 福祉：20・21・26・27・35・37頁）

一般の企業等と雇用契約を結び労働者として各種労働関係法の適用のもと、賃金の支払いを受ける形態をとる働き方。障害者の就労には障害を開示し働くオープン就労と障害を開示しないで働くクローズド就労があります。障害を開示する場合、労働者側は就労にあたり事業主に合理的配慮を求めることや、ジョブコーチ等からの支援を受けることが可能になり、事業主側も一定の労働条件を満たすと各種助成金受給や法定雇用率への算定等が可能となります。

医療機関（基本：36・43頁 福祉：35・39・42頁）

医療法で定められた医療提供施設のこと。行政においては、病院、薬局、柔道整復師、施術所、訪問看護ステーション、二次検診、義肢採型指導医の機関です。狭義においては、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設をいいます。

医療的ケア児（福祉：15・29頁）

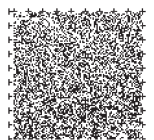
人工呼吸器やたんの吸引、胃ろう等からの経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする障害のある子どものこと。新生児への医療技術の向上により、人数は年々増加しています。日常生活の行動に支障はないものの医療的ケアを必要とする子どもなど障害児施策の対象とならない子どもも広く含みます。

インクルーシブ教育（基本：33頁 福祉：18頁）

障害の有無に関わらず、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、共に育つ」共生社会の実現を目指した教育のことです。インクルーシブ教育の推進により、子どもたちの自立や社会参加に向けた「生きる力」の育成を目指し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めることを目指します。

SPコード（エスピーコード）（基本：30・31頁）

文字情報を内包した二次元コードの一種。wordで作成された文書に対して専用のソフトウェアを使うことでコードの作成ができ、紙に掲載された情報(コード)を専用の読み取り装置で読み取ると、文字情報を音声で聴くことができます。読み取り装置は日常生活用具給付事業の対象となっていま



NPO法人（特定非営利活動法人）（基本：41頁）

特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、設立された法人。特定非営利活動とは保健、医療又は福祉の増進を図る活動など20種類の分野に該当する活動で不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的としています。

か行

介護保険制度（福祉：38頁）

高齢者の介護を社会全体で支えるため、40歳以上の方が納める保険料と公費で運営される社会保険制度。65歳以上で介護が必要となった場合、市町村の認定を受け、要介護度に応じて自らが選択する介護保険サービスを多様な事業者や施設から受けられます。なお、特定の疾病にかかった場合は40歳以上から介護保険サービスが利用できます。

学習障害(Learning Disabilities:LD)（基本：13頁 福祉：15頁）

厚生労働省における学習障害の定義は以下の通りとなっています。

全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみがとりわけ難しい状態をいいます。有病率は、確認の方法にもよりますが2～10%と見積もられており、読みの困難については、男性が女性より数倍多いと報告されています。

神奈川県能力開発センター（基本：17頁 福祉：19頁）

知的障害のある方に2年間で基礎的な技能訓練を実施し、生活習慣や労働習慣、職業人としてのマナーを体得するための訓練を行う全寮制の施設。職業能力開発法に定められた認定職業訓練を行うこと目的とした職業訓練法人として運営されています。入所には公共職業安定所（ハローワーク）に申込を行い、また宿泊型自立訓練事業のサービス利用のため、市町村より自立訓練の支給決定を受ける必要があります。

基幹相談支援センター（基本：23・36・37・52頁 福祉：25・30・42・48頁）

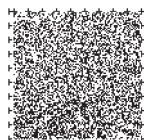
障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられ、地域の障害者相談支援の拠点として中心的な役割を担います。地域の実情に応じて市町村が任意で設置します。

虐待（基本：25・33・35頁 福祉：56頁）

養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、雇用主等による障害者虐待を指しています。身体的虐待、放棄・放置（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待があります。

教育相談コーディネーター（福祉：18頁）

学校において、インクルーシブ教育の推進と校内支援体制の構築・運営を中心となっており、外部機関との連携の窓口となる。児童生徒のニーズに応じた指導・支援についてケース会議を開催するなどして支援策の検討や助言等を行います。



共生社会（基本：1・21・22・24・33・34・36頁 福祉：47頁）

障害の有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることがなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、相互に人格と個性を尊重し合う社会のことです。

権利擁護（基本：25・33・34・35頁 福祉：48・49頁）

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいいます。

言語聴覚士(speech language hearing therapist:ST)（基本：13・32頁 福祉：15頁）

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある方に、その機能の維持向上を図ることを目的に、言語訓練やその他の訓練またこれに必要な検査や指導助言を行います。また嚥下訓練、人工内耳の調整などの診療補助行為も業務としています。医療のみならず福祉や教育分野などの場においても支援を行う国家資格のリハビリテーション専門職です。

高次脳機能障害（基本：22頁 福祉：32頁）

厚生労働省における高次脳機能障害の定義は以下の通りとなっています。

学術用語としては、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、この中にはいわゆる巣症状としての失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれます。

なお、高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られています。

合理的配慮（基本：1・21・33・34頁 福祉：1頁）

障害者差別解消法では、障害を理由とし正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件をつけたりすることが禁止されています。障害のある方から配慮を求める意思の表明があった場合には、可能な範囲で合理的配慮を提供すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められています。

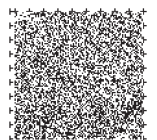
雇用奨励金（基本：23・45頁）

鎌倉市の制度で、知的障害者、精神障害者を雇用している中小企業等（特例子会社を除く）の事業主へ支給する奨励金のことです。

さ行

作業療法士(occupational therapist:OT)（基本：13頁 福祉：15・21頁）

身体または精神に障害のある方に、医師の指示の下、手芸、工芸その他の作業を通じ、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を目的に日常生活活動や職業関連活動、その他福祉用具や住環境への適応訓練などを行います。医療のみならず福祉や教育分野などの場においても支援を行う国家資格のリハビリテーション専門職です。



サピエ図書館（基本：31頁）

視覚障害の方や視覚による表現の認識に障害のある方に対して、日本点字図書館がシステム管理、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営するインターネット上の電子図書館。点字やデイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などを提供するネットワークとして全国の視覚障害者情報提供施設（点字図書館）や公共図書館、ボランティア団体、大学図書館などの施設や団体が加盟し、情報を必要とする多くの方へのサービスを行っています。

サポートファイル（基本：47・48頁）

特別な支援や配慮を必要とするこどもたちが、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて、途切れることなく一貫した支援を受けられるように、成育歴や支援経過また本人・家族の思いなどを記入したもの。教育の場や各種サービスの利用時などに支援者や関係機関等と情報を共有するためのツールになります。

指定管理者制度（福祉：15・28頁）

公的施設の管理権限を指定を受けた法人や団体に委任するものです。

児童発達支援センター（基本：13・14・48頁 福祉：15・16・28頁）

児童福祉法7条に規定される児童福祉施設。児童発達支援事業として通所により日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、地域の中核的な支援施設としてその有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言等を行います。令和5年（2023年）末までにすべての市町村に1箇所以上、設置することとされています。

自閉スペクトラム症（福祉：15・18頁）

厚生労働省における自閉スペクトラム症の定義は以下の通りとなっています。

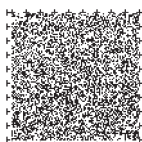
現在の国際的診断基準の診断カテゴリーである広汎性発達障害(PDD)とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害が含まれます。症状の強さによって、いくつかの診断名に分類されますが、本質的には同じ1つの障害単位だと考えられています（スペクトラムとは「連続体」の意味です）。典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り（こだわり）の3つの特徴が現れます。

自閉スペクトラム症の人は、最近では約100人に1～2人存在すると報告されています。男性は女性より数倍多く、一家族に何人が存在することもあります。

社会的障壁（基本：21・33頁 福祉：47頁）

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁（バリア）とされるものことです。

社会における事物（利用しづらい施設や設備など）、制度（利用しにくい、わかりにくい制度など）、慣行（障害のある方への思いこみなど）、観念（障害のある方への偏見など）などの社会における生活のしづらさがこれにあたります。



社会福祉協議会（基本：41頁）

社会福祉法において、社会福祉に関する事業を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人格を持つ団体と規定されています。

国・都道府県・市町村において組織化され（市町村においては昭和58年（1983年）に法制化）「住民の福祉活動の支援」と「住民の福祉活動の協働」を基本の柱として、小地域福祉活動（小地域ネットワーク活動を含む）、総合的な相談事業、ボランティアセンターを中心としたボランティア活動の推進や当事者の組織化、また配食サービスや家事援助サービス、訪問介護など在宅福祉サービスの実施等を業務としています。

重症心身障害(児・者)（基本：22頁 福祉：29・37頁）

重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している者。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を一般に重症心身障害児としています。そして、成人した重症心身障害児を重症心身障害者としています。

手話通訳者（基本：31・32 福祉：50・52頁）

聴覚障害者と聴覚障害をもたない者の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションの仲介を行う者のこと。あるいは、さまざまな手話言語を翻訳して、相互のコミュニケーションの仲介を行う者のことをいいます。

障害児（基本：1・2・3・13・15・23・34・36・38・39・43・48・49頁 福祉：1・3・4・15・17・23・28・29・31・32・33・37・43・44・45・46頁）

満18歳に満たない、障害のある者のことをいいます。

障害者支援協議会（基本：22・37・43・44・45・52頁 福祉：24・25・47・48・58頁）

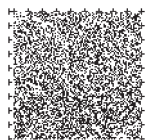
地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するものです。

障害者職業能力開発校（基本：17頁 福祉：19頁）

職業能力開発法16条に基づき、国及び都道府県が設置するその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行う公共職業能力開発施設の一つ。全国に19か所あり、入校には公共職業安定所（ハローワーク）にて求職登録・入校相談・申込を行います。神奈川県内には相模原市に設置され、ビジネス系を中心に障害別に複数のコースがあります。コースにより6か月から2年間の訓練期間となります。入校料・授業料は無料であり、公共職業安定所（ハローワーク）所長の受講指示により入校する一定の条件を満たす方は、場合により訓練手当が支給されます。

障害者の定義（基本：21頁）

障害者基本法で、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」といいます。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。



障害保健福祉圏域（基本：52頁）

障害保健福祉圏域は、市町村だけでは対応困難な各種のサービスを面的・計画的に整備することにより、広域的なサービス提供網を築くため、複数市町村を含む広域圏域として設定された圏域。神奈川県は、横浜、川崎、相模原、横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西に分かれており、鎌倉市は横須賀・三浦圏域（横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町）に属しています。

職場定着支援（福祉：21頁）

一般就労で働く方の就労の継続を図るために、企業等関係機関と連携して就労に関する支援を行います。支援方法は職場訪問や電話相談等多岐にわたり、障害者総合支援法に定める就労定着支援の利用が困難な方が対象になります。

自立支援医療（基本：12・43頁 福祉：13・14頁）

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。従来の更生医療、育成医療、精神通院医療が自立支援医療に移行されました。自立支援医療では、指定自立支援医療機関（具体的には受給者証に記載された医療機関）において治療や調剤、訪問看護等を受ける必要があります。

身体障害者手帳（基本：4・5・6・7・8・31頁 福祉：5・6・7・8・9頁）

身体障害者福祉法に基づいて一定以上の身体障害がある方に対して都道府県知事等が交付するものです。対象となる障害は、①視覚障害 ②聴覚または平衡機能の障害 ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤内部機能障害（心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障害）があり、障害の程度により1級から6級の等級が記載されています。

身体障害者補助犬（基本：39頁）

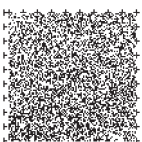
身体障害者補助犬とは、盲導犬（視覚障害者の歩行を助ける犬）、介助犬（肢体不自由者の日常生活を助ける犬）、聴導犬（聴覚障害者の日常生活を助ける犬）の3種類を言う。平成14年（2002年）には身体障害者補助犬法が制定され、国等が管理する施設や公共交通機関等の利用において身体障害者補助犬の同伴を拒むことが禁止されました。

スクールアシスタント（福祉：18頁）

小学校の通常学級に在籍する障害のある又は特別な配慮が必要な児童を対象に、担任教諭等とチームを組んで学習指導や生活面での支援を行います。鎌倉市の会計年度任用職員です。

スクールカウンセラー（school counselor：SC）（基本：50頁）

学校の教育相談体制、児童・生徒指導体制の中で、いじめ、暴力、不登校等の問題行動や、発達の課題、精神科領域の問題、家庭環境や親子関係の課題等、児童・生徒が抱える様々な課題について、児童・生徒、保護者、教職員に対し、心理的課題の解決に向けてカウンセリングやアセスメント、コンサルテーション等を行う心理の専門性を有する者です。



スクールソーシャルワーカー (school social worker : SSW) (基本 : 50頁)

教育の分野と社会福祉の両方の分野に関する専門的な知識や技術を有し、教育や福祉の分野においての実績等がある社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者。問題や課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

ストーマ装具 (基本 : 28・39頁)

人工肛門や人工膀胱を増設した際にその開口部（ストーマ）から排泄される便や尿を貯留するための装具類。ストーマ装具は健康保険の適用外ですが、身体障害者手帳所持者は日常生活用具給付事業の対象となります。

精神障害者保健福祉手帳 (基本 : 4・5・11・33頁 福祉 : 5・6・12・13頁)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて一定の精神障害の状態にある方に対して都道府県知事等が交付するものです。精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられます。障害の程度により、1級から3級の等級が記載されています。

精神保健福祉センター (基本 : 5・11・12頁 福祉 : 6・12・13・14頁)

精神保健福祉法に定められた精神障害者の福祉の増進を図るために、都道府県及び政令指定都市に設置された機関。精神保健福祉及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、精神保健福祉及び精神障害者の相談指導のうち複雑又は困難なものへの対応、精神医療審査会事務、自立支援医療（精神通院）支給認定や精神障害者保健福祉手帳の判定、市町村に対する技術的事項の協力や援助等を業務とします。

成年後見制度 (基本 : 35頁 福祉 : 49頁)

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人に対し、本人の権利を守り、不利益を被らないようにする制度。本人が判断能力のあるうちに予め後見人を依頼する「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」があり、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3類型に分かれています。

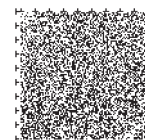
相談支援専門員 (福祉 : 38・42頁)

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となります。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。

ソーシャルスキルトレーニング (social skills training : SST)

(基本 : 16・50頁 福祉 : 18頁)

人が社会でほかの人と関わりながら生きていくために欠かせないスキルを身につける訓練のことを指します。発達障害のある子どもなどに対して効果があるとされ、学校や療育施設、病院などで取り入れられています。



地域活動支援センター（基本：17・40頁 福祉：19・20・53頁）

地域生活支援事業における市町村必須事業として運営される、障害のある方が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産的活動の機会の提供及び社会的交流の促進等を行う事業所。Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型の類型がありそれぞれ機能の違いがあります。

地域生活支援事業（基本：40頁 福祉：32・47頁）

障害者総合支援法の規定に基づいて、市町村、都道府県が行う事業。

それぞれ「必須事業」と「任意事業」があり、地域で生活をする障害のある方のニーズや地域特性に応じた柔軟な事業形態で実施されます。

地域生活支援拠点（基本：36・39頁 福祉：25・48頁）

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことで。

地域包括ケアシステム（福祉：24頁）

地域での暮らしを支えるために必要となる、住まい、医療、介護、予防、生活支援、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保される仕組みのことで。

精神障害にも対応するシステムの構築が求められています。

注意欠陥多動性障害(Attention Deficit Hyperactivity Disorder：ADHD)

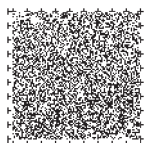
（基本：13頁 福祉：15頁）

厚生労働省における注意欠陥多動性障害の定義は以下の通りとなっています。

発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が、7歳までに現れます。学童期の子どもには3～7%存在し、男性は女性より数倍多いと報告されています。男性の有病率は青年期には低くなりますが、女性の有病率は年齢を重ねても変化しないと報告されています。

通級指導教室（基本：16・17・50頁 福祉：18・19頁）

学校教育法施行規則（第百四十条、第百四十一条）に基づき、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒が、言語や聞こえ、情緒といった課題に対して指導を定期的に受けることができる教室のことで。鎌倉市では、ことばの教室、聞こえの教室、つどいの教室があります。



デージー(digital accessible information system:DAISY)

(基本：30・31頁)

視覚障害者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のために、デジタル録音図書の国際標準規格として、50か国以上の会員団体で構成するデージーコンソーシアムにより開発と維持が行なわれているシステム。専用の読み取り装置やパソコンのソフトウェアを利用して音声として聞くことができます。目次から読みたい章や節、あるいは注のような任意のページ・場所に自在に飛べるという機能が特徴で、さらに音声とテキストをシンクロ（同期）させたものを、マルチメディアデージーと呼びます。読み取り装置は日常生活用具給付事業の対象となっています。

特別支援学級（基本：16・49頁 福祉：18頁）

学校教育法（第八十一条）に基づき、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、障害による学習上または、生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的として小・中学校に設置される学級のことです。知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害があり、特別支援学級において教育を行うことが適当な児童生徒を対象としています。

特別支援学校（基本：16・17・39頁 福祉：18・19頁）

学校教育法（第七十二条）に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置された学校です。

鎌倉市では、県立鎌倉養護学校、県立藤沢養護学校が知的障害部門、肢体不自由部門の学区として指定されています。

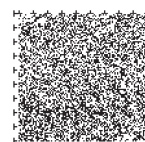
な行

難病（基本：22・38・43頁 福祉：50頁）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指します。昭和47年（1972年）の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障害者の定義に加えられました（平成25年（2013年）4月1日施行）。

ニーズ（基本：1・16・36・48・49頁 福祉：1・18・29・30・33・37・38・39・42・44・52・54・55頁）

生活場面で生じてくるさまざまな必要性、要求のこと。



日常生活用具（基本：38・48頁 福祉：51頁）

障害児者や難病患者等の日常生活がより円滑に行われるための用具のことです。地域生活支援事業において市町村が行う必須事業として位置づけられている日常生活用具給付事業の給付対象になります。

ニュースポーツ（基本：41頁）

ニュー・コンセプト・スポーツの略称。誰もが、いくつからでも、いつまでも出来るスポーツのことで、競うことよりも楽しむことを主としています。

認定こども園（基本：13・49頁 福祉：15・16頁）

教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育園の特徴を併せ持ち、認定こども園法に基づき、地域の子育て支援も行います。保護者の就労状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。

ノンステップバス（基本：26頁）

出入口の段差をなくして、地面から床面までの高さが低く乗降性を高めた低床バス。補助スロープや乗降時に車高を下げて歩道との段差を少なくするニーリング機能等が装備されています。

は行

発達障害（基本：13・22・34頁 福祉：15・16・28・41・46頁）

発達障害支援法において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

また、DSM-5（「精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版」）においては、神経発達障害とされ、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障害がみられる状態を言います。

バリアフリー（基本：23・24・26・27・30頁 福祉：47頁）

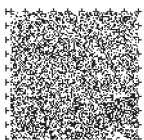
障害のある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる物を除去するという意味。建物や道路などの段差など生活環境上の物理的除去にとどまらず、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも使われます。

パラスポーツ（基本：41頁）

障害のある人がプレーするスポーツ全般。もう一つのスポーツという意味を持ちます。

避難行動要支援者（基本：27・28頁）

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいいます。



ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業) (基本：39頁)

子ども・子育て支援新制度における「地域子ども・子育て支援事業」として市町村が行う事業。乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動の推進を図ります。

福祉的就労 (基本：45頁 福祉：20頁)

一般企業での就労が困難な方などが、福祉的な支援を受けて就労する働き方。主に障害者総合支援法に規定される自立支援給付の就労継続支援A型事業所や就労継続支援B型事業所、また地域生活支援事業の地域活動支援センターなどにおいて生産的活動にあたります。就労継続支援A型事業所以外は雇用契約を結ばないため、各種労働関係法の適用とならず賃金ではなく工賃を得る形になります。福祉的就労は一般就労に向けた訓練の場としての側面や働くことで生きがいを持つという側面があります。

福祉避難所 (基本：27頁)

災害対策基本法に規定される指定避難所で、市町村が必要に応じて保健福祉センターや民間の福祉施設などに開設する二次的な避難所のことです。障害者や高齢者、妊産婦や乳幼児、病弱な人とその家族らのうち、一般の避難所生活が困難な人が対象となります。まずは配慮が必要な人も一般避難所で生活し、その後、自治体側が対象者を選びます。

腹膜透析 (基本：39頁)

自宅等において腹腔内に留置したカテーテルを介し、透析液を注入し一定期間貯留させ、血液中の老廃物を透析液に移動させることにより、腎不全の治療として血液浄化を行う方法。週3回医療機関に通院して行う一般的な血液透析と比べ、時間的な制約が少ないなどのメリットがあります。

ヘルプマーク (基本：34頁)

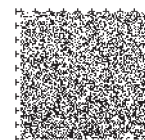
義足や人工関節を使用する人、内部障害や難病の人、精神障害、知的障害の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人が、周りに配慮を必要なことを知らせることで、援助を受けやすくなるように作成されたマークです。

法定雇用率 (基本：46頁 福祉：22頁)

障害者雇用促進法により、事業主は一定の割合以上の障害者を雇用しなければならないとされています。令和3年(2021年)3月1日より、法定雇用率が民間企業(従業員43.5人以上)は2.3%、国、地方公共団体等は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%に引き上げられました。

訪問入浴 (基本：38頁 福祉：54頁)

通常の入浴が困難な方にタンクやボイラー等専用の設備を積みこんだ訪問入浴車を利用して、居宅において寝たままの状態で行うサービスになります。地域生活支援事業における市の任意事業として実施しています。



ま行

民生委員・児童委員（基本：37・41頁）

民生委員法に基づき、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する非常勤の特別職の地方公務員。市町村の担当区域内における住民の生活状態を必要に応じ適切に把握、要援助者の自立への相談や助言・必要な情報の提供、社会福祉事業者など関係機関との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とします。民生委員は児童委員を兼ねています。

盲ろう（基本：22頁）

目（視覚）と耳（聴覚）の障害を併せもつこと。

モニタリング（福祉：41頁）

障害者総合支援法及び児童福祉法に定める計画相談支援を利用している方のサービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行うことです。

や行

ユニバーサルデザイン（基本：26頁）

障害のある人だけでなく、年齢・性別・人種等に関わらずすべての人に使いやすい製品・環境・情報のデザインを目指す考え方です。

要約筆記者（基本：31・32頁 福祉：50頁）

要約筆記は、聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象としています。要約筆記作業に従事する通訳者のことを要約筆記者と呼んでいます。

ら行

ライフステージ（基本：13・21・29・36・47・48頁 福祉：15・28頁）

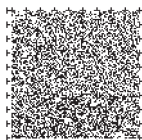
人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの区分があり、それぞれの段階に応じた節目となる出来事や課題に対して、適切な支援が受けられるよう、総合的また体系的な仕組み作りが必要になります。

理学療法士(physical therapist: PT)（基本：13頁 福祉：15頁）

怪我や高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある方に、医師の指示の下、運動機能の維持・改善、基本的動作の回復を目的として、運動、温熱、電気、水、光線などの物理的療法を行います。医療のみならず福祉、教育分野などの場でも支援を行う国家資格のリハビリテーション専門職です。

療育（基本：13・14・25・42・47・48頁 福祉：15・16頁）

心身に障害のある児童について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成すること。「治療」と「育成」・「教育」等を合わせて作られた言葉です。

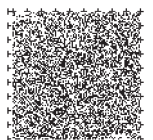


療育手帳（基本：4・5・9・10・33頁 福祉：5・6・10・11頁）

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に対して都道府県知事等が交付するものです。障害の程度により、神奈川県では4段階に区分しています。

レスパイト（基本：38頁 福祉：38・54頁）

在宅で障害のある方などを介護している家族に対して、介護の負担軽減やリフレッシュのため、短期入所（ショートステイ）などのサービスを提供することにより、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助のことです。



平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

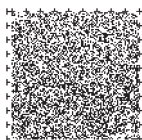
制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市制に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。



第6期鎌倉市障害福祉サービス計画

(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))

令和3(2021年)3月発行

発行：鎌倉市

編集：健康福祉部 障害福祉課

鎌倉市御成町18番10号

TEL：0467-23-3000(内線2693)

FAX：0467-25-1443

